

令和3年第1回宇城市議会定例会会期日程表

会期22日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
3月2日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 所信表明演説 ○ 専決処分の報告 ○ 承認第1号から同意第1号までの40議案を一括上程・提案理由説明 ○ 承認第1号から議案第29号及び同意第1号の詳細説明 【 散 会 】
3月3日	水	休 会	○ 議事整理
3月4日	木	休 会	○ 議事整理
3月5日	金	本会議	○ 開議 ○ 承認第1号及び承認第2号の質疑・討論・採決 ○ 議案第1号から議案第29号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号の質疑・討論・採決 ○ 議案第30号から議案第37号までの詳細説明 ○ 議案第38号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 同意第2号の追加上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
3月6日	土	休 会	○ 市の休日
3月7日	日	休 会	○ 市の休日
3月8日	月	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
3月9日	火	休 会	○ 議事整理
3月10日	水	休 会	○ 議事整理

3月11日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から議案第29号及び議案第38号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第30号から議案第37号までの質疑・委員会付託 ○ 宇城広域連合議会議員の選挙 【 散 会 】
3月12日	金	休 会	○ 議事整理
3月13日	土	休 会	○ 市の休日
3月14日	日	休 会	○ 市の休日
3月15日	月	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会
3月16日	火	休 会	○ 民生常任委員会
3月17日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 【 延 会 】
3月18日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 【 延 会 】
3月19日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問 【 散 会 】
3月20日	土	休 会	○ 市の休日
3月21日	日	休 会	○ 市の休日
3月22日	月	休 会	○ 議事整理
3月23日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第30号から議案第37号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第2号の討論・採決 ○ 宇城市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ○ 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 【 閉 会 】

第 1 号

3 月 2 日 (火)

令和３年第１回宇城市議会定例会（第１号）

令和３年３月２日（火）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１		会議録署名議員の指名
日程第２		会期の決定
日程第３		諸報告
日程第４		所信表明演説
日程第５	報告第１号	専決処分の報告について
日程第６	承認第１号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）
日程第７	承認第２号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２号）
日程第８	議案第１号	令和２年度宇城市一般会計補正予算（第７号）
日程第９	議案第２号	令和２年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第３号	令和２年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第１１	議案第４号	令和２年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１２	議案第５号	令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）
日程第１３	議案第６号	令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１４	議案第７号	令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１５	議案第８号	令和２年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第４号）
日程第１６	議案第９号	松橋駅地域交流センター条例の制定について
日程第１７	議案第１０号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第１１号	宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	議案第１２号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２０	議案第１３号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 1 | 議案第 1 4 号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 5 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 6 号 | 宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 7 号 | 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 8 号 | 宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 9 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事) |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 0 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(三角センター解体工事) |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 1 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(不知火小学校校舎新築工事) |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 2 号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市学校給食センター新築工事) |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 3 号 | 財産の取得について (デジタル複合機) |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 4 号 | 財産の取得についての議決の一部変更について (宇城市学校給食センター厨房機器) |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 5 号 | 権利の放棄について (市営住宅家賃等) |
| 日程第 3 3 | 議案第 2 6 号 | 権利の放棄について (水道料金) |
| 日程第 3 4 | 議案第 2 7 号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第 3 5 | 議案第 2 8 号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第 3 6 | 議案第 2 9 号 | 指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと交流センター) |
| 日程第 3 7 | 同意第 1 号 | 教育長の任命について (平岡 和徳氏) |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 0 号 | 令和 3 年度宇城市一般会計予算 |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 1 号 | 令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 0 | 議案第 3 2 号 | 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 1 | 議案第 3 3 号 | 令和 3 年度宇城市介護保険特別予算 |

日程第４２ 議案第３４号 令和３年度宇城市奨学金特別会計予算
 日程第４３ 議案第３５号 令和３年度宇城市水道事業会計予算
 日程第４４ 議案第３６号 令和３年度宇城市下水道事業会計予算
 日程第４５ 議案第３７号 令和３年度宇城市民病院事業会計予算
 日程第４６ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２１人）

２番 永 木 誠 君	３番 山 森 悦 嗣 君
４番 三 角 隆 史 君	５番 坂 下 勲 君
６番 高 橋 佳 大 君	７番 高 本 敬 義 君
８番 大 村 悟 君	９番 福 永 貴 充 君
１０番 溝 見 友 一 君	１１番 園 田 幸 雄 君
１２番 五 嶋 映 司 君	１３番 福 田 良 二 君
１４番 河 野 正 明 君	１５番 渡 邊 裕 生 君
１６番 河 野 一 郎 君	１７番 長 谷 誠 一 君
１８番 入 江 学 君	１９番 豊 田 紀代美 君
２０番 中 山 弘 幸 君	２１番 石 川 洋 一 君
２２番 岡 本 泰 章 君	

４ 欠席議員はなし

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君

企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） ただいまから、令和3年第1回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、10番、溝見友一君及び11番、園田幸雄君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（石川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（石川洋一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和2年10月分から令和3年1月分までが提出されております。

次に、陳情書等について申し上げます。去る2月19日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した2件の陳情書につきましては、皆さまのお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する宇城市の現状を御説明いたします。本日、現在における市内の累計感染者数は117人となっており、お一人が入院されています。また、2月10日以降の新規感染者は確認されておられません。2月18日に熊本県独自の緊急事態宣言が解除され、リスクレベルは「3（警報）」まで引き下げられましたが、国内を見渡しますと感染者数は減少しているものの、都市部

では減少スピードの鈍化が懸念されています。感染力が強いとされる変異ウイルスのリスクも高まる中、感染の再拡大を防ぎ、今後のワクチン接種に向けて医療機関の負担を減らすためにも、対策の徹底が必要だと考えます。引き続き、感染予防対策の徹底を呼び掛けてまいります。

次に、市の対策についての報告です。

第1に、市内事業所に対して市の独自支援策として実施しております宇城市持続化対策特別支援金ですが、現在829件の交付決定を行っているところです。また、飲食店向けに、市の独自支援策として実施している宇城市飲食店等新型コロナウイルス感染症防止設備等導入補助金は、119件の交付決定を行っております。

第2に、低迷した市内経済の早期回復を目指すプレミアム率100%の宇城市プレミアム付商品券ですが、昨年10月31日をもって販売が終了した第1弾の使用率は98.6%であり、既に登録された取扱店で計約10億5,900万円分が利用されております。

次に、第2弾ですが、販売が2月26日をもって終了しました。販売率は93.6%で、約10億9,300万円分販売したもののうち、使用率は72.2%であり、取扱店で計約7億9,000万円分が利用されております。販売率、使用率を見ても分かるとおり、多くの方々に購入・使用していただき、市内経済の活性化に貢献できたと思います。今後も市内事業所に対する支援を継続してまいります。

第3に、ワクチン接種の準備状況についての報告です。現在、国の準備状況に応じて下益城郡医師会及び宇土地区医師会と協議を重ねながら、市の体制を整えているところです。県内では医療従事者向けに副反応の確認や接種体制試行のため、既に4か所の医療機関で医療従事者を対象とした先行接種が始まっており、他の医療従事者への接種は県に配分されるワクチンの供給量に応じて3月上旬から順次開始される見込みとなっています。

なお、住民向け接種については、県に配分される65歳以上の高齢者向けのワクチン配分量が国から示されたところですが、極めて限られた分配量となっているため、本市における具体的な接種時期については、不透明な状況であります。

そのような中でも、今後の動向に即応できるよう、関係予算を専決させていただいたところですので、本市における接種体制の具体的な手順やスケジュールが判明次第、追って御報告させていただきます。

次に、不知火温泉ふるさと交流センターの指定管理者撤退について報告いたします。不知火温泉ふるさと交流センターは、健康や福祉の増進、地域活性化のため、平成8年にオープンしました。開業当時は温泉、物産館、レストランともに多くの人でにぎわっていました。しかし、時代の変遷により客足は減少を続け、さらに熊

本地震や新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者であった第3セクターの不知火温泉有限会社が撤退したことにより閉館となりました。このような事態となり、多くの方々に御心配と御迷惑をおかけしました。

なお、物産館は2月5日に同じ第3セクターであるアグリパーク豊野の不知火店として営業を再開しており、順調な滑り出しを見せています。

また、令和4年度中には、リニューアルオープンを計画しており、コロナ禍に求められる新しい観光スタイルに適応した道の駅を提供できるよう進めております。

次に、熊本天草幹線道路の宇土～三角間整備ルートについて報告します。従来から、国会議員の皆様、県議会議員のお二人、そして市議会議員の皆様の「チーム宇城」としての要望活動を実施しておりましたが、熊本天草幹線道路の宇土～三角間について、2月18日、その整備ルートが宇土半島南側に新設されることが妥当と判断されました。また、ルート内には、宇城市内に3つのインターチェンジが設置される予定となっております。今、三角の天城橋の下にインターチェンジがありますが、あのインターチェンジは天草方面に対しての入口と出口でございます。今後熊本方面に行く分は別途つくらないといけません。これをすぐ、その場所につくるとなりますと、三角小学校とごっちゃになりますのでつくることができません。ですから、済生会病院の近くに熊本方面の入口・出口をつくって、これをもって1つのインターチェンジとなります。今回は、三角中学校の北側、波多インターチェンジ、そして郡浦にもインターチェンジ、これも4つの出入口がある完結型のインターチェンジでございまして、今後われわれの要望を満たすような形で3つのインターチェンジが三角町にできることとなります。この3つのインターチェンジを今後三角町の発展の起爆剤にしたいと考えているところでございます。個人的な意見ですが、チーム宇城の勝利であると考えているところでございます。

事業費700億円を超える巨額の国費が投入されるこの大型事業は、今後国土交通省内で正式決定された上で、事業化の妥当性について第三者委員会に諮られることとなります。開通時期は未定ですが、三角の観光・定住の起爆剤となるべく、開通までの間に準備を進めてまいります。

次に、公共施設予約システムの導入について報告します。現在、公共施設を利用するには、窓口に出向き、申請書を記入することが必要でした。また、使用料の支払いも納付書や券売機で行う必要がありました。このような手続きの煩雑さと不便さの解消のため、また事務処理のデジタル化のため、インターネットを活用した施設空き状況の照会や予約に加え、クレジットカードによる使用料の支払いをすることができる公共施設予約システムを導入し、4月から45施設で運用を開始します。

本年度宇城市は、国からキャッシュレス決済を推進するモニター自治体に選定さ

れており、既に実施している市税・保育料のQRコード決済というキャッシュレス決済の適用範囲を拡大するものでもあります。

このシステムの導入により、市民サービスの向上だけでなく、窓口業務の負担軽減による経費節減や施設の利用促進につなげ、全国モデルとなるような更なる行政改革を行ってまいります。

次に、松合小学校と不知火小学校の統合について報告します。老朽化の上、熊本地震で被災した不知火小学校の建て替えに呼応する形で行います両小学校の統合を、来る4月1日から予定しています。既に、松合小学校の閉校式が2月13日に行われ、不知火小学校の閉校式は3月6日に予定されています。

それぞれの歴史の幕は一旦閉じることとなりますが、4月からは松合地区の風を帆にはらんだ、新たな不知火小学校の歩みを見守っていただければと思います。

次に、小川支所の移転について報告します。昨年12月7日から小川支所がイオンモール宇城内へ移転しました。小川支所は、平成26年から小川総合文化センター・ラポート内で業務を行っていましたが、来庁者の待合スペースや相談スペースが確保できず、また執務室内が狭いなどの課題を抱えていました。これら課題の解決と利便性向上や機能充実を目的に、全国で初めて支所の全機能が商業施設に移転しました。

移転に合わせ、業務改革の一環で総合窓口課は机を固定しないフリーアドレス性を導入し、また、障がい者の就労支援を目的としたカフェや子育て世代の憩いの場を設けました。

支所に用事のない方でも気軽に利用いただけるよう、市民の皆様が親しみやすい支所づくりを続けてまいります。

次に、防災拠点センターの供用開始について報告します。災害が発生した場合に指定避難所として機能する施設として、また平時には防災に関する行事をはじめ、公民館事業や福祉事業などで利用できる施設として、旧5町ごとに計6か所の整備を進めてまいりました防災拠点センターについて、5か所目の松橋東防災拠点センターが12月14日に、6か所目となる小川防災拠点センターが1月4日に供用を開始しました。

6施設全てが機能することに大変な喜びを感じており、これからは防災拠点センターを大いに活用し、防災に関する学習の機会や啓発活動を充実させ、災害に強いまちづくりに弾みをつけてまいります。

次に、松橋中学校の屋内運動場について報告します。

松橋中学校屋内運動場及び武道場は、熊本地震により被災し、さらに豪雨災害による重複被害が発生したことにより建て替えを行ってまいりました。耐震性が高く、

災害時の避難所としても機能するよう、屋内運動場と武道場を別棟とし、施設の低層化を行った新施設は、この度無事しゅん工し、２月１日に供用を開始しました。これにより、本年度の卒業証書授与式は新しい屋内運動場で行われると伺っております。学校教育のみならず、社会教育においても充実した活用を期待しております。

次に、松橋中学校選抜駅伝チームの九州大会への出場について報告します。昨年１１月１２日に熊本県民総合運動公園で行われました熊本県中学校駅伝大会にて、男子優勝、女子２位の成績を収めた松橋中学校選抜駅伝チームが１２月５日、熊本県民総合運動公園で行われた九州中学駅伝大会に出場しました。結果、男子は優勝し、うち３人は区間賞をとるすばらしい結果でした。女子は８位でしたが、選手の皆様の健闘を称えたいと思います。

最後に、郡市対抗熊日駅伝の結果について報告します。２月２３日に熊本県民総合運動公園内の周回コースで行われました郡市対抗熊日駅伝の結果、宇城市は男子２位、女子１２位という成績でした。男子のうち２人の選手は区間賞を取る快走を見せてくれましたが、１位の熊本市には惜しくも及びませんでした。選手の皆様の健闘を称え、関係者の皆様の御苦勞に心から御礼を申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（石川洋一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

————○————

日程第４ 所信表明演説

○議長（石川洋一君） 日程第４、所信表明演説を議題とします。市長から所信表明の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 令和３年第１回宇城市議会定例会の開会にあたり、４年間の所信の一端を申し述べさせていただく機会をいただき、大変ありがとうございます。石川議長はじめ市議会議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

私は、前の市長選挙におきまして、市民の皆様から厳粛なる御信託を受けて、引き続き市長として３期目のかじ取りを任せていただくこととなりましたことを大変光榮に思っております。

その課せられた使命と責任の重さを痛感するとともに、市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、ふるさと宇城市の再生と発展のために全力を傾注していく所存であります。

改めまして、市民の皆様並びに市議会議員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成２５年２月２７日、初めて宇城市長に就任させていただき、早いもので２期

8年が経過いたしました。この間、皆様方からの多大なるお力添えをいただきながら、市政運営に取り組んでまいりました。ここに改めて、衷心より感謝を申し上げます。

さて、これまでも振り返りますと、まずは継続事業として取り組んでまいりました、豊野小・中一貫校の建設の開校、宇城氷川スマートインターチェンジの開通、松橋駅の整備、戸馳大橋の架け替え、長崎久具線の開通という宇城市の五大プロジェクトの全てを着実に実施、完遂できたことを述べさせていただきます。

そして何より、平成28年に起きました熊本地震と集中豪雨からの早期復旧・復興を第2次宇城市総合計画に基づいた宇城市復興まちづくり計画により実施するとともに、復旧・復興と併せて実施する今後の観光地域づくりや新都市形成等を目指した宇城市復興グランドデザインを策定し、中・長期的視点に立った重点プロジェクトの将来像を具体化しました。

この間、「いざ、復興へ。市民の生活、最優先」という公約を合言葉に全身全霊を傾けて取り組み、目に見える復興を成し遂げてまいりました。

また、合併後16年が経過し、地方交付税の減少や少子高齢化に伴う人口減少、大規模自然災害の多発、さらには新型コロナウイルス感染症など、行政を取り巻く環境は幅広く多様な課題が山積している中、スクラップ・アンド・ビルドによる公共施設の統廃合や民間活力の導入、事務事業の見直しなどの行財政改革により、市の財務状況は確実に改善しています。

その結果、昨年来の新型コロナウイルス感染症対策のための大型財政出動が可能となりました。今日の熊日に財政調整基金の記事が出ておりますが、宇城市は94億5,700万円から80億5,300万円の基金となりまして、しっかりと宇城市の基金は健全なものであります。選挙戦では財政破綻の危機とまで言われましたが、宇城市民の方々にいたずらに不安を与えることはいかながなものかと考えます。宇城市の財政はいたって健全でございます。

新型コロナウイルス感染症の脅威は、まだまだ沈静化することはありませんが、そのような中であっても、市民の皆様がこの先もずっと安心して快適な暮らしができる「住みやすさを実感できるまち・宇城」実現のため、これまでの多くの成果を礎として、さらに厳しさを増す行政経営に対して、地方都市のパイオニアとなるべく覚悟をもって誠心誠意、全力で市政運営に取り組んでまいります。

国全体を見渡しますと、わが国の経済は2012年11月を景気の谷として、それ以降緩やかな回復を続けてきました。就業や雇用の状況は、人口減少の影響もあり、64歳以下の男性就業者数はほぼ横ばいとなっている一方で、労働参加率は上昇しており、64歳以下の女性就業者数の継続的増加が見て取れます。また、65

歳以上では、男女ともに就業者数は増加が続いています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は深刻化を増し、景気は急速に悪化していることから、当面は感染拡大防止と経済の支援に力点を置いた政策が求められているところです。

また、年金・介護・医療などの社会保障制度改革は、急速な人口減少と超少子高齢化を抱えるわが国が、今後も安心して暮らせる国であるために、全世代で支える制度構築が望まれています。

さらに、全国各地でこれまでの想定を超える大規模な自然災害が相次いで発生しており、かつ首都直下型地震や南海トラフ地震など、今後30年以内の発生確率が70%を超え、大きな被害が予想される地震が想定される中、防災・減災対策が急務です。

地方としても、わが国が直面する様々な課題を土壌とし、今後取り組むべき課題や時代の求めに応じた施策を見定め、着実に実施することが求められています。

今回の選挙に際して、私は原点に立ち還り、「『可能性への追求』市民生活を最優先」を掲げました。

そこで、今後の市政運営に当たって、横断的なキーワードとなる6つの基本目標を述べさせていただきます。

1、再生・発展するまちづくり。平成28年4月に発生した熊本地震と、同年6月に発生した集中豪雨による被害は甚大なものであり、すぐさま被災者の生活再建支援や住宅確保を第一に取り組んでまいりました。その結果、災害公営住宅の建設により仮設住宅入居者は解消され、また防災の拠点施設として市民の皆様の心の拠り所となる6か所の防災拠点センターが供用開始となり、被災者の心のケアと生活再建支援の窓口である地域支え合いセンターも閉所となるなど、復旧・復興は一つの区切りを迎えることができました。

今後は、アフターコロナを見据えた生活基盤、社会基盤、産業基盤の再生と発展に取り組めます。

具体的には、本庁舎大規模改修に合わせた市民対話型窓口の設置とワンストップサービスの充実、宇城広域連合南消防署三角分署の人員体制の充実、光通信システム情報網の整備拡充と在宅勤務やネットワークビジネスによる地場産業の経営基盤整備、公共料金等のキャッシュレス化の推進、AIやIoTなどのロボットを活用したSociety 5.0による未来都市の実現、行政手続のオンライン化に取り組めます。

特に、行政のデジタル化は、国が進める「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」に則り、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化を進め

るものであり、住民の皆さんの手続きに係る負担の軽減という面はもちろん、市役所の業務改革・働き方改革の側面も併せ持つものです。

基本目標 2、育てるまちづくり。全国的な少子化の中、子どもは地域の宝であり、各地方公共団体が競って子育て世代への支援を行っております。このような中、宇城市の支援策は、他の自治体と比較しても遜色のないレベルの手厚いものとなっています。今後も 3 歳未満の保育料低額化と第 3 子以降の保育料の無償化、3 歳以上の副食費の無償化や、待機児童対策に取り組むとともに、中学校 3 年生までの医療費負担を継続いたします。

また、次世代育成の拠点となり、幅広い世代が気軽に利用できる児童館や、子育てに関するワンストップサービスを提供するセンターなど、子育てに関する総合的な拠点整備に取り組みます。

一方、熊本地震により甚大な被害を受けた市内小中学校のうち、不知火小学校と小川中学校は建て替えを行います。また、建て替えを行わない学校も、現代の生活スタイルに合わせたトイレの洋式化を行います。さらに、新給食センターの供用を開始し、新衛生基準を満たしたセンター食を無料で提供します。

学習面では、特別支援教育支援員の充実、外国語指導助手の増員、民間活力による英語学習の強化、全児童生徒へのタブレット配付によるカリキュラムの充実と自宅学習環境の整備を行い、宇城市の将来を担う子どもたちの教育環境整備に取り組みます。

将来の宇城市を担う大切な財産である子どもたちのため、「子育てするなら宇城市」と思ってもらえるようなまちづくりを進めます。

基本目標 3、住み続けるまちづくり。少子高齢化や食の欧米化が進む中、宇城市においても医療費や介護費が年々増加しており、財政を大きく圧迫しています。このまま医療費や介護費が増加し続けることは、市政の他の分野に更なる影響を及ぼしていくことが懸念されます。

そこで、市民の皆様が健康で生きがいを持って暮らせるための予防・防止策に力を入れ、少しでも経費を削減できるような取組を実施します。具体的には、従来型の対処療法ではなく、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立し、多角的な支援体制を整えます。加えて、生涯スポーツや文化活動を推進し、皆様が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう支援します。

また、障がい者福祉の充実につきましては、社会福祉協議会等と連携し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的にサポートするための自立支援事業を充実していきます。

さらに、市民の皆様の健康づくりについて、さしより野菜・たっぷり野菜事業を拡充し、成人病を未然に防ぐことによる医療費の縮減に取り組むとともに、病気の早期発見・早期治療につなげられるよう、各種検診の充実強化や受診しやすい環境の醸成と受診率の向上に努めながら、皆様の健康増進を推進してまいります。

特に、目下に迫っている新型コロナウイルスワクチンの接種については、市内2つの医師会と連携し、皆様に混乱を与えない予防接種を着実に実施し、感染リスクの減少に努めます。ワクチン接種の後もコロナ克服を目指し、国と連携した対策を実施してまいります。

ひとが住み続けるためには、生活環境も重要な要素です。宇城広域連合が行う新設クリーンセンター建設に合わせ、廃棄物減量化とリサイクルを今以上に推進し、住環境整備に取り組みます。

基本目標4、持続するまちづくり。まちが存続するためには、産業や経済、災害に強い都市構造が求められます。そして、まずは行政自身が持続可能なスタイルである必要があります。

地方交付税が一本算定により減少する現在、適正課税や未収金対策に取り組むとともに、維持管理費等の見直しによる経常経費の抑制に努めます。

さらに、行財政改革の大きな柱である公共施設の再編や民間委託を引き続き推進するとともに、市役所改革プランに基づく業務改革・意識改革に取り組み、行政の更なる効率化やスリム化を強力に進めてまいります。

また、産業振興についても課題が山積しており、若年層の流出を食い止める良質な雇用を創出するための抜本的な対策を行うことが必要です。企業の誘致はもちろんのこと、既存企業における雇用の機会拡大のため、市を挙げた支援を行い、地域全体で地場産業の稼ぐ力を高める施策を講じてまいります。

さて、宇城市の基幹産業であります農業に目を向けますと、農業従事者の高齢化が顕著であります。その結果、農業生産を行わない農地の荒廃が止まりません。農業を持続可能なものとするためには、農地の適正管理を行っていくための担い手の確保が課題となっています。そのためには、稼ぐ農業を推進し、農家所得の向上を図るため、地域を牽引する農家への重点的な支援を通じて、市の農業全体の底上げを進めてまいります。

農業基盤を整備することで農家の規模拡大につながり、農業所得の向上が期待されます。農地の大区画化や汎用化及び湛水被害の解消に必要な農業用排水施設の一体的な整備のため、また、担い手への農地集積・集約化のため引き続き国営及び県営ほ場整備事業に取り組みます。土地利用型作物と施設園芸団地等のゾーニング、施設野菜の高品質化と畑作物の導入促進による収益性の高い農業経営は、稼げる農

業の実現につながると確信しております。

中でも国営ほ場整備事業については、昨年農林水産省の出先機関として宇城事業所が開所され、着々と事業が前進しているところです。

基盤の整備ということで考えると、都市機能の充実も急務であります。昨年開通した長崎久具線は、多くの方からその利便性の良さを評価いただきました。この後は、長崎久具線の効果をさらに積み増しをするため、また市内中心部の道路ネットワーク整備による機能強化のため、大野川リバーサイドロード線の整備に取り組みます。

なお、近年多発する豪雨災害に強い都市構造にするためには、国営ほ場整備事業による農業用排水施設だけではなく、市内の浸水被害を防ぐことができないため、市内3か所の雨水ポンプ場の整備などの冠水対策事業を実施します。

基本目標5、「選ばれる」まちづくり。宇城市は地理的・社会的な環境に恵まれ、他の自治体と比べ生活の利便性が整っているにもかかわらず、残念ながら人口は減少しています。自然減を除けば、市内中心部は微増もしくは微減である一方で、その周辺部は市外への流出が多くなっており、市全体として人口流出を抑制するためには、中心部がダム機能を果たすことが必要となります。

市内人口の偏在については、どこでも住み続けられる仕組みづくりが急務だと考えています。いわゆる過疎地でも持続可能な仕組みができれば、宇城市が先例となり、全国に発信できるような中心的役割を担うこととなり、移住者の増加の一助となると思います。

市外からの移住・定住者から、住んでみたい、住んでよかったと評価されるような「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」のため、宇城市の知名度・注目度を上げ、ブランド力向上のため、シティプロモーション事業を継続するとともに、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組み、魅力ある未来都市を目指して環境整備を続けてまいります。

また、世界文化遺産である三角西港や昨年復活を果たした金桁温泉など、市内の豊富な観光資源を活用した交流人口の増加による地元の経済効果につながる施策を展開します。

特に、三角については従来から国会議員の皆様、県議会議員のお二人、そして市議会議員の皆様の「チーム宇城」として要望活動を実施しておりました熊本天草幹線道路、宇土～三角間について、2月18日、その整備ルートが宇土半島南側に新設されることとなりました。ルート内には、宇城市内に3つのインターチェンジの設置が予定されています。さらに、2月26日には国土交通省により令和3年度新規事業化に向けた手続きに着手する旨の発表がありました。

事業費700億円を超える巨額の国費が投入されるこの大型事業を、三角の観光・定住の起爆剤とすべく、開通までの間に準備を進めてまいります。

基本目標6、活躍するまちづくり。市民が活躍するまちの実現のためには、全ての男性と女性がお互いを対等なパートナーとして認め、人権を尊重し、ともに協力していくまちづくりが必要です。市、市民、事業者などがワーク・ライフ・バランスへの配慮・働き方改革に努め、みんなが子育てしやすい環境整備を推進し、女性が活躍し、より働きやすい環境づくりを目指してまいります。

また、ウイングまつばせの大規模改修やふれあいスポーツセンターの人工芝張り替えの事業、図書館・美術館の指定管理者制度活用による民間活力の導入により、文化・スポーツ活動の振興・充実を行います。

さらに、公共施設予約システムを導入し、施設利用を促進するとともに利便性を向上させ、施設整備との相乗効果を狙います。

他方、新たな活躍の場として、通信制高等学校を誘致し、高等教育の充実とスポーツ環境の充実を狙います。

おわりに、心機一転、新しいスタートではありますが、私の市政に対する情熱は、8年前に市長に就任したときといささかも変わるものではございません。

市民の皆様の暮らしを守り、「住んでよかった」「子育てするなら宇城市」と皆様が実感でき、宇城市の次代を担う子どもたちが「ふるさと宇城市に住み続けたい」と思えるような笑顔あふれるまちを理想とし、市民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、開かれた市政と市民のための市役所を推進してまいります。

向こう4年間、今まで以上の覚悟を持って、市政という潮流を止めることなく必ず目的を達成してまいります。

先ほど、6つの基本目標を述べさせていただきましたが、中でも「コロナの克服」「教育のまちづくり」「Society 5.0社会の実現」は、特に注力して取り組みたいと思っております。

改めて、市民の皆様並びに市議会議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げて、私の所信表明といたします。

○議長（石川洋一君） これで、所信表明演説を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（石川洋一君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集は、8ページから10ページをお願いします。

報告第1号専決処分の報告について訴えの提起の詳細を説明します。

本件は、市からの再三の納付指導を行ったにもかかわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じないものに対する市営住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に係る地方自治法の規定に基づく訴えの提起です。

令和3年2月10日付けで、163万8,894円について専決処分をしましたので、地方自治法の規定により議会へ報告するものです。

以上で、報告第1号専決処分の報告について訴えの提起の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第26号）

日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）

日程第8 議案第1号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）

日程第9 議案第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第6号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第9号 松橋駅地域交流センター条例の制定について

日程第17 議案第10号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第11号 宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第12号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番

		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 13 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 14 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 15 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 16 号	宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 17 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 18 号	宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 19 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事)
日程第 27	議案第 20 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (三角センター解体工事)
日程第 28	議案第 21 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (不知火小学校校舎新築工事)
日程第 29	議案第 22 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (宇城市学校給食センター新築工事)
日程第 30	議案第 23 号	財産の取得について (デジタル複合機)
日程第 31	議案第 24 号	財産の取得についての議決の一部変更について (宇城市学校給食センター厨房機器)
日程第 32	議案第 25 号	権利の放棄について (市営住宅家賃等)
日程第 33	議案第 26 号	権利の放棄について (水道料金)
日程第 34	議案第 27 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 35	議案第 28 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 36	議案第 29 号	指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと交流センター)
日程第 37	同意第 1 号	教育長の任命について (平岡 和徳氏)

- 日程第 38 議案第 30 号 令和 3 年度宇城市一般会計予算
日程第 39 議案第 31 号 令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 40 議案第 32 号 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 41 議案第 33 号 令和 3 年度宇城市介護保険特別予算
日程第 42 議案第 34 号 令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 43 議案第 35 号 令和 3 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 44 議案第 36 号 令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 45 議案第 37 号 令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第 6、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 26 号）から、日程第 45、議案第 37 号令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算までを議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 3 年第 1 回市議会定例会では、大変お世話になります。

今回提出しますのは、承認案件としまして、専決処分の報告及び承認 2 件、議案としまして、条例では、松橋駅地域交流センター条例の制定についてなど 10 件、予算では、令和 2 年度宇城市一般会計及び特別会計の補正予算案件が 8 件、令和 3 年度宇城市一般会計及び特別会計の当初予算が 8 件、合計 16 件です。その他では、工事請負契約関係 4 件、財産の取得 2 件、権利の放棄 2 件、市道路線の認定・廃止 2 件、指定管理者の指定 1 件の合計 11 件、議案の合計 37 件です。同意案件としまして、教育長の任命 1 件です。合わせて 40 件をお願いするものでございます。

なお、教育長の任命については、先議をお願いするものです。

令和 3 年度一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ 297 億 8,507 万 6 千円としています。令和 3 年度一般会計当初予算については、市長選挙の関係上、政策的経費を除いた骨格予算として編成しており、前年度比 42 億 227 万 7 千円の減額となっています。

詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 26 号）及び承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 2 号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案集の１１ページから１２ページでございます。

承認第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）です。令和２年度宇城市一般会計補正予算（専決第５号）について詳細説明いたします。

資料は別冊の「令和２年度宇城市各会計補正予算 宇城市一般会計補正予算（専決第５号）」になります。令和２年１２月と書いてございますものでございます。

令和２年１２月１５日付け、市長において専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算の内容につきましては、国の施策に応じて、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯、いわゆる児童扶養手当支給世帯等に対しまして、１世帯５万円、第２子以降１人あたりに３万円を支給するひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付を年末までに迅速に行うため、また、新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことができるよう準備体制を整えておくため、早急な予算措置の必要性が生じたため、市長において専決処分にして対応したものでございます。

それでは、補正予算書（専決第５号）の１ページをお願いします。

まずはじめに、予算の総額について説明いたします。

第１条です。歳入歳出予算の総額に、それぞれ４，３３１万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ４６３億９，９１２万３千円としています。

２ページに移ります。歳入費目では、款１４国庫支出金、項２国庫補助金で４，３３１万７千円の追加となります。

３ページに移ります。歳出費目では、款３民生費、項５母子福祉費で２，１３５万２千円を追加。款４衛生費、項１保健衛生費で２，１９６万５千円の追加を行っております。

続きまして、歳出の主な内容とその特定財源について説明いたします。

７ページをお願いします。款３民生費、項５母子福祉費、目１母子福祉費、節１８負担金補助及び交付金で、ひとり親世帯臨時特別給付金２，１１７万円を追加しております。児童扶養手当支給世帯等のひとり親世帯に対して交付するものでございます。その他、交付に係る事務費を含め、財源は全て国庫補助金となります。

続いて、款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、２，１９６万５千円を追加しております。人的体制の整備として、節１報酬、節４共済費、また節８旅費で、会計年度任用職員の任用に係る人件費等を計上しています。その他の準備体制としまして、ワクチン接種券

の作成費用や郵送料、健康管理システム改修費、またワクチン接種に必要不可欠とされるディープフリーザー等の購入についても、各費目において計上しており、全ての経費について国庫補助金で賄われる予定です。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）について説明いたします。

議案集は13ページから14ページですが、こちらも別冊の資料のほうで説明していきたいと思います。資料は、別冊「令和2年度宇城市各会計補正予算 宇城市一般会計補正予算(専決第6号)」になります。令和3年2月と表に書いてあるものでございます。

令和3年2月4日付け、市長において専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正予算の内容につきましては、国の施策に応じて新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合には速やかに住民に対する接種を行うことができるよう、またワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備しておくため、歳入歳出予算等の補正を講じる必要性が生じたため、市長の専決処分にて対応したものでございます。

それでは、補正予算書（専決第6号）の1ページをお願いします。

まずはじめに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出の総額にそれぞれ2億435万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ466億347万3千円としています。

2ページに移ります。歳入費目では、款14国庫支出金、項1国庫負担金で、1億3,103万3千円の追加、同じく項2国庫補助金で7,331万7千円を追加しております。

3ページに移ります。歳出費目では、款4衛生費、項1保健衛生費で、2億435万円の追加を行っております。

4ページに移ります。第2表繰越明許費補正です。款4衛生費、項1保健衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業9,115万8千円、同じく新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1億3,103万3千円を設定しております。

続いて、歳出の主な内容とその特定財源について御説明します。

8ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で、2億435万円を追加しています。ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備するための経費、また予防接種法等に基づき実施するワクチンの接種事業経費となります。

具体的には、節1報酬から節8旅費までは人的体制整備となる会計年度任用職員の任用に係る人件費等となっております。

節12委託料では、1億9,481万7千円を追加しております。このうち大きな割合を占めておりますのが、ワクチン接種業務委託料1億3,522万3千円となり、実際のワクチン接種費用となります。また、ワクチン接種体制構築運營業務委託料として、5,513万2千円を追加しております。コールセンターやワクチン接種会場の運営、関係機関との調整など一体的な接種体制の構築を行うものです。

その他、必要な費用についても各費目に計上しておりますが、ワクチン接種体制事業分は国庫負担金として、またワクチン接種体制確保事業分は国庫補助金として、全額国庫支出金で賄われる予定です。

以上で、承認第1号、承認第2号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第1号及び承認第2号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第1号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第1号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について説明します。お配りしております令和2年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。各会計補正予算書は、令和3年3月と書いてあるものでございます。

まずはじめに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ13億6,987万6千円減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ452億3,359万7千円としています。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止や次年度に延期した事務事業費の減額や、入札等による執行不用額の減及び国の補正予算の成立等により、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものでございます。

また、やむを得ず年度内に支出を終えることが難しい建設事業等についての繰越明許費の追加や、年度当初から履行開始が必要なもの、また年度をまたがる契約が必要なものについての債務負担行為の追加などを併せて行っています。

その他、基本的には本年度最終補正予算となりますので、歳入歳出全般にわたり、収入・支出見込みを精査した上で、予算増減の調整を行っております。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金で、1億5,800万円余を追加しています。

続いて、款18繰入金です。3ページに移りまして、一番上でございます。項2基金繰入金では、8億100万円余を減額しております。

また、款 21 市債、項 1 市債では、3 億 7,700 万円余の減額を行っています。

4 ページに移ります。主な歳出費目では、款 3 民生費、項 2 障害者福祉費で、1 億 2,900 万円余を追加、款 5 農林推進業費、項 1 農業費では、1 億 6,100 万円余を減額しております。

5 ページに移ります。款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費で 1 億 8,900 万円余を減額、款 9 教育費、項 1 教育総務費では 1 億 2,500 万円余を減額しています。

次に、6 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正です。1 追加で、6 ページから 7 ページにかけまして、款 2 総務費、項 1 総務管理費、小川駅西開発事業、ほか 28 件を追加しております。

また、7 ページに移ります。7 ページの 2 変更で、款 7 土木費、項 5 都市計画費、駅周辺開発推進事業、ほか 1 件について、金額変更を行っています。

8 ページをお願いします。第 3 表債務負担行為補正です。1 追加で、不知火小学校消防設備保守点検業務委託、他 15 件を追加しております。

9 ページをお願いします。同じく、2 廃止で、学校教育インターネット回線利用料、ほか 2 件を廃止、3 変更では、個人番号カード専用プリンタ保守業務委託、ほか 5 件について、期間及び限度額を紙面のとおりに変更しております。

10 ページをお願いします。第 4 表地方債補正です。1 追加で減収補てん債、限度額 1 億 5,320 万円を追加しています。新型コロナウイルス感染症対策として、地方消費税交付金等の対象税目の減収相当額について、地方債の発行が可能となったもので、償還額に対し、各費目に応じて交付税措置が行われるものです。

また、2 変更では、10 ページから 11 ページにかけまして、庁舎等施設整備事業費、ほか 20 件の起債限度額について、紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。少し飛びます、27 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費、節 24 積立金で、減債基金への元金積立金 6,000 万円を追加しています。金桁温泉施設整備に係る地方債の元利償還金の軽減を図るもので、特定財源としまして地域振興基金繰入金で 6,000 万円を予定しております。

29 ページに移ります。こちらは、同じく、ここは目 6 企画費になります。節 12 委託料で、小川駅西口改札新設工事業務委託料 1,211 万 6 千円、節 16 公有財産購入費で、土地購入費 400 万円を追加しております。いずれも小川駅西口整備に係るもので、設計に基づく概算工事費の増加及び土地購入面積の増加によるものでございます。特定財源は、地方債 1,530 万円を予定しております。

続きまして、37 ページをお願いします。款 3 民生費、項 2 障害者福祉費、目 2

障害者自立支援費、節１９扶助費で、１億４，９００万円余を追加しております。各福祉サービスの利用者及び申請の増によるもので、障害者福祉サービス等事業で１億３，０００万円余、児童発達支援事業で１，５７７万６千円、補装具給付事業で３１８万円を追加しています。特定財源として、事業の内容に応じて国庫負担金、県負担金をそれぞれ見込んでおります。

続いて、５１ページをお願いします。款６商工費、項１商工費、目４観光費で、５，５４０万１千円を減額しております。

５２ページに移りまして、節１２委託料で、誘客多角化等滞在コンテンツ造成業務委託料で２，０００万円を減額しています。官公庁実証事業の公募において、不採択となったための減額でございます。特定財源として見込んでおりました国庫補助金についても同額を減額しております。

その下段になります。節１４工事請負費で、１，８７４万６千円を減額しています。

５３ページに移りまして、一番上でございます。不知火温泉ふるさと交流センター補修工事費１，７５８万２千円を減額しております。ポンプ取替え工事など、当初予定しておりました事業費全額の減額となります。

続きまして、５４ページをお願いします。款７土木費、項２道路橋りょう費、目３道路新設改良費、節１４工事請負費で、１億４，０００万円余を減額しています。戸馳大橋撤去工事費１億１，０００万円余の減額が主な要因で、事業費確定に伴うものです。事業の減額に合わせまして、特定財源である国庫補助金及び地方債を減額しております。

５５ページに移ります。同じく、目４橋りょう維持費では３，７４０万円を追加しています。節１２委託料で、測量設計業務委託料１，５５０万円、節１４工事請負費で、橋りょう維持工事費２，２００万円をそれぞれ追加しています。国庫補助対象である戸馳大橋撤去工事費等の道路改良事業の減額に伴い、橋りょう維持へ補助対象事業の組替えを行うための増額でございます。事業費の増額に合わせまして、特定財源として国庫補助金１，４６５万１千円、地方債１，１８０万円を充当しております。

続いて、６１ページをお願いします。款９教育費、項１教育総務費、目３教育振興費で、１億１，３００万円余を減額しております。

６２ページに移ります。減額の大きな割合を占めておりますのが、節１３使用料及び賃借料で２，５６６万８千円の減額、節１４工事請負費で１，６７２万円の減額、節１７備品購入費で３，４０５万２千円の減額となっております。いずれの経費につきましても、小・中学校におけるインターネット環境整備に係るものですが、設

計見直し等に伴う入札残額などの不用見込額の減額となり、特定財源である国庫補助金、地方債についても事業費に合わせて減額しております。

続いて、72ページをお願いします。中段でございます。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節18負担金補助及び交付金で、県営農地等災害復旧事業負担金130万円を追加しております。

令和2年7月の豪雨で被災した三角ふるさと農道災害復旧事業に係る県営事業負担金となります。

同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で、1億2,200万円余を減額しております。本年度発生した道路、河川など公共土木施設災害復旧事業費の確定による減額でございます。事業費の減額に合わせて、特定財源である国庫負担金及び地方債を減額しています。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入予算の説明をいたします。特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で一部説明しておりますので、一般財源の主なものを説明します。

ページ戻ります、14ページです。款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金で、1億5,800万円余を追加しております。県の試算結果に基づく増額になっております。

次に、21ページをお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で、9億5,300万円余の減額です。今回の補正予算による歳出事業費の減額や、先ほど説明しました地方消費税交付金などの歳入増により、財源不足額が減少したことによるものでございます。

以上で、議案第1号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第3号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

補正予算書の101ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,273万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億71万5千円とするものです。

106ページに移ります。まず、歳入を説明します。

款3国庫支出金は、災害臨時特例補助金として、新たに694万円を増額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減免の特例措置として、

国民健康保険税の減免額 1,156 万円の 10 分の 6 の金額が国から補助されるものです。

款 4 県支出金は、コロナ禍における医療機関受診控えによる保険給付費の減額が主なもので、2 億 3,700 万円余を減額するものです。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金は、県が 12 月に保険税軽減世帯の減少や病床数に応じた算定の方法を見直したことにより、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の算定額が減額となり、一般会計からの繰入額を 3,669 万 7 千円減額するものです。

同じく、項 2 基金繰入金は、他会計繰入金の減額の影響を受け、一部不足額が生じることになったため、国民健康保険財政調整基金から 1,460 万 4 千円を取り崩し補填するものです。

107 ページに移ります。次に、歳出を説明します。

款 1 総務費、項 1 総務管理費は、12 月までの人件費やシステム改修、レセプト点検業務委託料の支払実績を基に、194 万 3 千円を減額するものです。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費は、市が負担する保険給付費が医療機関受診控えの影響により、昨年度と比較すると、毎月 2 千万円程度少なくなっていることから、2 億 2,700 万円余を減額するものです。

108 ページに移ります。

同じく、項 2 高額療養費は、療養諸費と同様の要因により 889 万 4 千円を減額するものです。

同じく、項 4 出産育児諸費は、12 月までの支払い実績を基に、1,063 万 2 千円を減額するものです。

款 5 保険事業費、項 1 保険事業費は、コロナ禍の影響により人間ドック受診者数が減少したことにより、225 万 6 千円を減額するものです。

以上で、議案第 2 号の詳細説明を終わります。

引き続き、議案第 3 号令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、説明いたします。

補正予算書の 201 ページをお願いします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 405 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,986 万 1 千円とするものです。

206 ページに移ります。まず、歳入を説明します。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料 400 万円の減額は、軽減税率対象者数の増により、現年度保険料納入見込額を減額したものです。

207ページに移ります。次に、歳出を説明します。

款1総務費、項1総務管理費5万3千円の減額は、人事異動に伴う職員の通勤手当の21万1千円の減額、時間外手当の15万8千円の増額の合計額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金400万円の減額は、歳入で申し上げました納入見込みの保険料が減となったため、県広域連合への納付額を減額するものです。

以上で、議案第3号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第2号及び議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

宇城市各会計補正予算書の301ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億3,515万8千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ73億6,452万8千円とするものです。

まず、歳入の主なものについて説明をします。306ページをお願いします。

款1保険料では、実績に合わせて6,964万7千円の減額です。款3国庫支出金の項1国庫負担金と項2国庫補助金及び款4支払基金交付金、それと307ページの款5県支出金、款8繰入金までは、歳出に応じて法定の割合で減額を行うものです。

次に、歳出の主なものを説明します。309ページから311ページの款2保険給付費、項1保険給付費及び項2地域支援事業費までは、それぞれの事業における給付実績見込みに応じて増減を行っているものです。

以上で、議案第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） では、補正予算書の401ページをお願いいたします。

議案第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万7千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,635万6千円とするものでございます。

まず、歳入を説明します。406ページをお開きください。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入で291万2千円を減額しています。今年度の当初予算と貸付収入見込額との差額を減額したものでございます。項2雑入、目1弁償金については、支払督促申立に伴う遅延損害金として、11万9千円を増額するものです。

款6寄附金、項1寄附金、目1指定寄付金300万円の増額は、令和2年12月に奨学金事業運営資金として寄附をいただいたことによるものでございます。

次に、歳出を説明いたします。407ページに移ります。

款1育英事業費の節20貸付金において、家計急変対応分を除いた不用額430万円を減額しています。節24積立金については、歳入と歳出の差引額450万7千円を奨学基金に積み立てるものです。

以上で、議案第5号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第5号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第6号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第7号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 議案第6号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細説明をいたします。

補正予算書の501ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益の既決予定額から補正予定額3,311万7千円を減額し、11億8,100万円余としております。

主な理由は、県の大野橋改修工事発注が来年度以降に延期されたことに伴いまして、当局が行います支障水道管布設替え工事発注を来年度以降に延期したことにより、受託工事収益を減とするものです。

支出の第1款水道事業費用の既決予定額から補正予定額4,019万4千円を減額し、13億8,800万円余としております。

主な理由は、先ほどと同様に、県の大野橋改修工事発注が来年度以降に延期されたことに伴いまして、当局が行います支障水道管布設替え工事発注を来年度以降に延期したことにより、受託工事費を減とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出です。502ページをお願いいたします。

支出の第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額600万円を減額し、5億6,200万円余としております。

主な理由は、量水器購入時の入札差額による機械及び装置購入費の減と、施設改

良工事測量設計業務を直営で行ったことによる委託料の減によるものです。

次に、第4条、他会計からの補助金です。

これは、予算第10条中、「補助を受ける金額は、5,023万4千円（うち出資金として3,986万円）」を「補助を受ける金額は、3億8,836万3千円（うち出資金として3億7,986万円）」に改めるものです。

以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、議案第7号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細説明をいたします。

補正予算書の601ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益の既決予定額から補正予定額237万2千円を減額し、14億6,600万円余としております。

主な理由は、事業実施に伴う国庫補助金の減によるものです。

支出の第1款下水道事業費用の既決予定額から補正予定額5,085万1千円を減額し、14億5,400万円余としております。

主な理由は、公共下水道処理場等維持管理業務委託等の入札差額による減額によるものです。

次に、602ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入の既決予定額に補正予定額570万円を増額し、8億1,600万円余としております。

主な理由は、一般会計からの繰入金である他会計出資金の増によるものです。

支出の第1款資本的支出の既決予定額に補正予定額221万9,000円を増額し、13億4,800万円余としております。

主な理由は、国の3次補正に伴い、雨水対策事業の測量設計等業務委託料を増とするものです。

次に、603ページをお願いいたします。

第4条、企業債です。起債の目的、公共下水道の補正前限度額に110万円を増額し、3億9,200万円余とするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第6号及び議案第7号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第8号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第8号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第4号）について、詳細説明をいたします。

各会計補正予算書、701ページをお願いします。

第2条は、収益的収入及び支出です。収入の第1款病院事業収益の第1項医業収益を補正予定額7,106万4千円減額し、第2項医業外収益を補正予定額129万8千円減額し、病院事業収益総額を3億6,700万円余とするものです。

主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入院・外来の患者の減少によるものです。

支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用を補正予定額3,726万2千円減額し、病院事業費用総額を5億450万円余とするものです。

主な理由は、患者数の減少により、薬品費や委託料が見込みより少なくなったためです。

702ページに移ります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正になります。収入の第1款資本的収入の第1項企業債を補正予定額600万円減額し、第4項補助金を補正予定額77万4千円減額し、資本的収入総額を1,421万3千円とするものです。

主な理由は、購入医療機器の金額が見込みより少なくなったためです。

支出の第1款資本的支出の第1項建設改良費を補正予定額650万円減額し、資本的支出総額を1,877万円とするものです。

主な理由は、貯水槽工事の見直しや、入札により医療機器の購入金額が当初の見込みより少なくなったためです。

703ページに移ります。

第4条は、起債の限度額を980万円に補正するものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費の変更で補正予定額924万円減額し、3億4,700万円余とするものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第8号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第9号松橋駅地域交流センター条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集は、15ページから19ページです。

議案第9号松橋駅地域交流センター条例の制定について、詳細を説明します。

松橋駅地域交流センターは、松橋駅利用者の利便を図り、快適な都市環境の実現に資するために計画しました。

建築については2期に分けて行い、平成29年度には地域交流センターの外郭工事が完了し、令和元年度に内装工事が完了しましたので、令和2年1月より暫定供用を行ったところです。

令和3年度には東側広場の工事も完了しますので、本条例の制定により、地域交

流センターの管理などに関する必要な事項を定め、適切に管理することを図り、隣接する駐輪場や駐車場、公園を含めた総合的な活用を目指すものです。

以上で、議案第9号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第9号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第10号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第12号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案集は20ページ、説明資料は3ページをお願いします。

議案第10号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が、令和3年2月3日に成立し、その中で新型コロナウイルス感染症の定義改正が行われました。

宇城市国民健康保険条例においても新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用しており、国の法改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

引き続き、議案第11号宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案集21ページ、説明資料集4ページをお願いします。

宇城広域連合浄化センターの新設に伴い、施設の名称が変更され、宇城広域連合廃棄物処理施設条例第2条の一部が、令和2年12月広域連合議会にて条例改正が議決されたため、それに合わせ、宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

以上で、説明を終わります。

引き続き、議案第12号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集22ページから26ページ、説明資料集5ページから13ページをお願いします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、マイナンバーによる業務上の情報連携が可能である事務を規定しているものです。

今回の改正は、番号法に基づく宇城市独自のマイナンバー利用事務として、福祉

や市営住宅に関する事務を追加するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第10号から議案第12号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第14号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第13号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明をします。

議案書は27ページ、説明資料は14ページを御覧ください。

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日法律第29号）第14条第1項に基づく宇城市成年後見制度利用促進計画書の策定、及び同法同条第2項に基づき実施する成年後見制度の利用に関する基本的な事項を調査・審議する宇城市成年後見制度利用促進審議会を設置するにあたり、附属機関として位置付ける必要があることから、宇城市附属機関設置条例の一部改正を提案するものです。

以上で、議案第13号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第14号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例等の制定について、詳細説明をします。

議案集は28ページから56ページ、説明資料では15ページから84ページをお願いします。

今回の条例改正は、まず1つ目に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、2つ目に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、3つ目に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、4つ目に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、以上の4つの省令が改正されたことに伴い、1つ目に宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、2つ目に宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、3つ目に宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、4つ目に宇城市指定

居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、これら4つの条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は、感染症対策の強化、過疎地域等への対応、ハラスメント対策の強化、厚生労働省が進めているCHACE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進、高齢者虐待防止の推進などを行うことにより、1つ目に感染症や災害への対応力の強化、2つ目に地域包括ケアシステムの推進、3つ目に自立支援・重度化防止の取組の推進、4つ目に介護人材の確保・介護現場の革新、最後に制度の安定性・持続可能性の確保を図るものとなっております。

以上で、議案第14号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第13号及び議案第14号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第16号宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集は5ページ、説明資料は85ページです。

議案第15号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明します。

市営住宅曲野南田団地は、昭和38年度に建設され、老朽化に伴い、市営住宅建て替え計画の一環として補充入居の停止を行い、入居者の退去を進めてきました。令和元年度末までに退去、その後用途廃止及び解体が完了しました。

また、同時期に建設された市単住宅古氷住宅3号においても、同様に退去、用途廃止、解体が完了したことから、宇城市営住宅管理条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第15号の詳細説明を終わります。

次に、議案集は58ページ、59ページ、説明資料は86ページから88ページです。

議案第16号宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明します。

宇城市営駐車場の管理につきましては、より効率的かつ経済的な運営を促し、快適な利用環境を実現する必要性が高まっています。

この条例の制定により、指定管理者による宇城市営駐車場の管理などに関する必要な事項を定め、効率的かつ経済的に管理することを図るものです。

以上で、議案第16号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第15号及び議案第16号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第17号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第18号宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定に

についての詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案集の60ページをお願いいたします。

それでは、議案第17号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

説明資料は89ページになります。

本条例は、宇城市立学校給食センターの新設並びに、宇城市立不知火学校給食センター、宇城市立松橋学校給食センター及び宇城市立豊野学校給食センターの施設統合による用途廃止に伴い、名称及び位置を変更する必要があるため改正を行うものです。

以上で、議案第17号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は61ページ、62ページ、説明資料は90ページになります。

議案第18号宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

本条例は、令和2年12月末をもって小川総合福祉センターを閉鎖いたしました。が、福祉センターの旧屋内機能訓練室を「宇城市立小川屋内グラウンド」として、教育部管理のもと継続利用していくため、宇城市立グラウンド条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第18号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第17号及び議案第18号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第19号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良第2号工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 議案集は63ページ、説明資料は91ページから92ページです。

議案第19号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細を説明します。

長崎久具線交付金道路改良第2号工事の工事請負変更契約でございます。

主な変更内容は、24時間稼働している工場入口に面した工事において、当初は夜間交通規制を開放する計画でありましたが、掘削のり面に亀裂が発生したことで、夜間交通解放時の安全を確保できなくなったことから、交通誘導員を24時間配置し、終日片側交互通行を行ったことによる増額です。

説明資料は、公共工事請負変更仮契約書と計画平面図です。

工事名、長崎久具線交付金道路改良第2号工事。今回変更増額、180万8,437円。現請負金額、1億7,094万円。変更請負金額、1億7,274万8,4

37円。いずれも税込です。契約の相手方、住所、熊本県宇城市不知火町松合842番地。商号又は名称、株式会社中内土木、代表者氏名、代表取締役、福原弘次。

以上で、議案第19号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第19号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第20号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三角センター解体工事）から、議案第22号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター新築工事）までの詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案集の64ページをお願いいたします。

議案第20号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。説明資料は93ページになります。

今回、三角センター解体工事に係る変更契約につきましては、令和3年1月22日に契約の相手方と仮契約を締結しております。

主な変更内容は、屋根と天井裏アスベストの間、また2階一部の外壁の中に木毛セメント板が使用されていることが判明したため、この木毛セメント板の撤去及び処分費の追加によるものです。

工事名、三角センター解体工事。今回変更増額、939万8,597円。現請負金額、1億8,095万円。変更請負金額、1億9,034万8,597円。いずれも税込額となっております。契約の相手方、住所、宇城市三角町波多2886番地9。商号又は名称、三洲建設株式会社、代表者氏名、代表取締役、吉田洋平。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の65ページをお願いいたします。

議案第21号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。説明資料は94ページ、公共工事請負変更仮契約書です。

今回の不知火小学校校舎新築工事に係る工事請負契約の変更につきましては、令和3年1月25日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

主な変更内容は、当初計画では、普通教室のエアコン設置を、既設校舎から本年10月ごろ移設する予定としておりましたが、しゅん工が早まり、本年第1四半期内となることが確実となり、1月からの早期対応が必要となったため、工事の進捗

と児童や先生方の健康面を配慮し、新設へと変更いたしました。

また、学校の水道メーターが、隣接する保育園敷地内に設置してあったことに伴う水道管移設工事の追加及びフェンスを設置する境界のり面に崩落のおそれがあったことによるL型擁壁工事の追加、並びに低圧及び高圧電線の経路変更に伴う施工延長の増加などによるものでございます。

工事名、不知火小学校校舎新築工事。今回変更増額、3,663万円。現請負金額、15億1,866万円、変更請負金額、15億5,529万円。こちらいずれも税込額であります。契約の相手方、住所、熊本市東区健軍本町23番5号。商号又は名称、三津野・竹内建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役、藤吉一真。

以上で、議案第21号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の66ページをお願いします。

議案第22号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。説明資料は95ページになります。

今回、宇城市学校給食センターの新築工事の変更契約につきましては、令和3年2月5日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

主な変更内容は、本契約における基礎杭工事の施工において、計画地盤より25cm以下にある支持地盤に定着させることとして、全148か所に既製のコンクリート杭を建て込むこととしておりました。しかし、この杭建込作業に伴う地中掘削において、固く締め固まった地層が確認され、通常の掘削機械では施工できない箇所が6か所出てまいりました。

支持地盤とはならない層であったことから、より硬い地盤の掘削が可能な機械により施工を行い、計画どおりの支持地盤層に基礎杭を定着させたことにより、増額変更となったものです。

工事名、宇城市学校給食センター新築工事。今回変更増額、109万7,193円。現請負金額、21億1,140万円。変更請負金額、21億1,249万7,193円。いずれも税込額です。契約の相手方、住所、宇城市松橋町松橋1028。商号又は名称、高橋・和久田建設工事共同企業体、代表者氏名、代表取締役、堀本利好。

以上で、議案第22号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第20号から議案第22号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第23号財産の取得について（デジタル複合機）の詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、議案集の67ページです。それから、説明資料は96ページ、97ページになります。

議案第２３号財産の取得について、説明いたします。

今回のデジタル複合機備品購入につきましては、印刷業務の集約化が目的であり、また、国が推し進めるペーパーレス化に対応するための事務機器類の購入を行うものです。令和３年２月１７日に相手方と仮契約を締結しております。

本契約で取得する財産及び契約の内容につきましては、財産、デジタル複合機２６台。取得価格、税込１，４４９万３００円。相手方、住所、宇城市松橋町松橋９２３番地３。商号又は名称、有限会社八木、代表者氏名、代表取締役、八木智博になります。

今回、購入を予定する備品の内容につきましては、市役所本庁舎に大型デジタル複合機を各部１台の計８台、中型デジタル複合機を２つの課で１台の計１８台を購入・設置し、プリンタ中心の印刷業務をデジタル複合機に集約するものであります。

納入期限につきましては、令和３年４月３０日までとしております。

以上で、議案第２３号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第２３号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第２４号財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 議案集の６８ページをお願いします。説明資料は９８ページ、９９ページになります。

議案第２４号財産の取得についての議決の一部変更について、詳細説明を申し上げます。

今回、宇城市学校給食センター整備事業に係る厨房機器購入の変更契約につきましては、令和３年１月１５日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

主な変更内容は、本契約における厨房機器の購入は、既存の共同調理場３施設を統合し新設する「宇城市学校給食センター」での使用を目的とした厨房用機器具類の購入として、冷蔵庫をはじめ、材料裁断機や連続式フライヤー、連続炊飯器、食器洗浄機などの給食調理に必要な全２３８種、６０６品目を購入する予定となっておりましたが、建築工事の仕様確定による調理上寸法の変更により、機器種や品数に変更が生じたものであります。

また、アレルギー対応食の少量調理の作業効率向上と使用電力の削減を目的とした電子レンジの導入や、鶏卵使用における食味の向上をはじめ地産地消の推進を目的とした自動割卵機の導入により、全２４４種、６１８品目を購入することとして増額変更を行うものです。

財産、宇城市学校給食センター厨房用機器具類。今回変更による増額、１２５万９，９５９円。現取得価格、４億５，２１０万円。変更取得価格、４億５，３３５万

9,959円。いずれも税込額であります。相手方、住所、熊本市東区錦ヶ丘9—26。商号又は名称、株式会社中西製作所熊本営業所、代表者氏名、所長、福田広。以上で、議案第24号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第24号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第25号権利の放棄について（市営住宅家賃等）の詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） それでは、議案集は69ページ、説明資料は100ページをお願いします。

議案第25号市営住宅使用料の権利の放棄について、詳細を説明します。

本件は、市営住宅使用料等を滞納したまま、転居や死亡し、生活困窮状態になった債権回収の見込みのない元入居者に係る6件の金銭債権を放棄するものです。

債権額は、住宅使用料、駐車場料金、督促手数料を含めまして156万8,500円です。

なお、今回、権利の放棄をお願いします対象者は、現在市営住宅には居住しておらず、民法による消滅時効も到来しています。

以上で、議案第25号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第25号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第26号権利の放棄について（水道料金）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 議案第26号宇城市水道料金の権利の放棄について、詳細説明を申し上げます。

議案集の70ページと議案等説明資料101ページをお願いします。

本案は、水道料金を滞納したまま自己破産をして、債券の免責許可が決定した水道使用者に係る2件、債権額24万1,270円の金銭債権を放棄するため、議決を求めるものです。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号宇城市市道路線の廃止について及び議案第28号宇城市市道路線の認定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） それでは、議案集は71ページ、説明資料は102ページをお願いします。

議案第27号宇城市市道路線の廃止について、詳細説明を申し上げます。

道路法の規定に基づく宇城市市道路線の廃止は、不知火町の松崎区内4号線1路線です。

松崎区内4号線につきましては、長崎久具線開通に伴い、終点を変更する必要が

生じたため、一旦廃止し、再認定するものです。

以上で、議案第 27 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集の 72 ページと説明資料の 103 ページから 105 ページをお願いします。

議案第 28 号宇城市市道路線の認定について、詳細説明を申し上げます。

道路法の規定に基づき、宇城市市道として認定する路線は、不知火・松橋・豊野地区の 3 路線です。

不知火地区の松崎区内 4 号線は、先ほど申しましたとおり長崎久具線の開通により、終点を変更して認定するものです。松橋地区の深迫線は、国道 266 号と国道 3 号の接続道路です。豊野地区の小畑前線は、農業基盤整備事業で整備された道路ですが、宇城市道北小畑内線 1 号と寺村古賀線の接続道となっております。2 路線とも一般車両が往来する地域の生活道路となっていることから、市道として管理するため認定するものです。

以上で、議案第 28 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 27 号及び議案第 28 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 29 号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）の詳細説明を求めます。

○経済部長（稼 隆弘君） 議案集の 73 ページです。

議案第 29 号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）を詳細説明します。

宇城市不知火温泉ふるさと交流センターの管理について、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の承認を求めるものです。指定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

宇城市不知火温泉ふるさと交流センターは、平成 8 年に旧不知火町が市民の健康及び福祉の増進を図り、憩いと交流を促進し、地域の活性化に寄与するための交流拠点施設として整備しました。

設立からこれまでは、市の第 3 セクターである不知火温泉有限会社が維持管理を行ってまいりましたが、令和 3 年 1 月 13 日に事業停止、同月 20 日には破産申立てを行い倒産したことで、指定管理者が不在となりました。現在は、物産館のみを有限会社アグリパーク豊野が賃貸により使用しています。

今後、市としましては、施設の維持管理のため、早急に休館となっている建物を含めた施設全体の指定管理者を指定する必要があります。

そこで、現在、道の駅不知火の物産館を使用している有限会社アグリパーク豊野

に着目しました。同社が指定管理者として運営している豊野町の物産館アグリパーク豊野の経営実績があり、かつ販売実績も近年好調であること、さらには、同社は市の第3セクターでもあることなどを考慮し、指定管理者として指定することが適当と考え、宇城市指定管理審査会を設置し、外部の委員も含めて慎重に審査をお願いしました。

その結果、指定管理者として妥当との判定を受け、宇城市公の施設の指定管理者の手続きに関する条例第5条第1項第4号の規定により、有限会社アグリパーク豊野を指定管理者として指定するものです。

なお、有限会社アグリパーク豊野は、平成16年1月に、宇城市、熊本宇城農業協同組合、宇城市商工会、生産者出荷組合の出資による第3セクターであります。資本金は1,370万円で、宇城市の出資額はそのうち220株1,100万円です。

以上で、議案第29号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第29号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第1号教育長の任命について（平岡和徳氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案集は74ページ、説明資料集は106ページになります。

同意第1号教育長の任命について、詳細説明いたします。

本案は、現教育長の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴いまして、引き続き平岡和徳氏の任命をお願いするものです。

現教育長は、人格高潔で教育行政に関し識見を有しておられ、経験や熱意においても優れた方でございます。

教育長の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので本案を提案するもので、併せまして先議をお願いするものです。

以上で、同意第1号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 同意第1号の詳細説明が終わりました。

本日の詳細説明はこれまでとし、残余の議案の詳細説明は5日金曜日に求めることといたします。

-----○-----

日程第46 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第46、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3月3日水曜日、及び4日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月3日及び4日は休

会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 1 時 2 0 分

第 2 号

3 月 5 日 (金)

令和３年第１回宇城市議会定例会（第２号）

令和３年３月５日（金）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１	承認第１号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）
日程第２	承認第２号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２号）
日程第３	議案第１号	令和２年度宇城市一般会計補正予算（第７号）
日程第４	議案第２号	令和２年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５	議案第３号	令和２年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第６	議案第４号	令和２年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第７	議案第５号	令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）
日程第８	議案第６号	令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第７号	令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第８号	令和２年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第４号）
日程第１１	議案第９号	松橋駅地域交流センター条例の制定について
日程第１２	議案第１０号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１１号	宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１２号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１３号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１４号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１５号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ

		いて
日程第 1 8	議案第 1 6 号	宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 7 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 8 号	宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 9 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事)
日程第 2 2	議案第 2 0 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (三角センター解体工事)
日程第 2 3	議案第 2 1 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (不知火小学校校舎新築工事)
日程第 2 4	議案第 2 2 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (宇城市学校給食センター新築工事)
日程第 2 5	議案第 2 3 号	財産の取得について (デジタル複合機)
日程第 2 6	議案第 2 4 号	財産の取得についての議決の一部変更について (宇城市 学校給食センター厨房機器)
日程第 2 7	議案第 2 5 号	権利の放棄について (市営住宅家賃等)
日程第 2 8	議案第 2 6 号	権利の放棄について (水道料金)
日程第 2 9	議案第 2 7 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 3 0	議案第 2 8 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 3 1	議案第 2 9 号	指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと 交流センター)
日程第 3 2	同意第 1 号	教育長の任命について (平岡 和徳氏)
日程第 3 3	議案第 3 0 号	令和 3 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 4	議案第 3 1 号	令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 2 号	令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 3 号	令和 3 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 4 号	令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 5 号	令和 3 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 3 9	議案第 3 6 号	令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 4 0	議案第 3 7 号	令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算
日程第 4 1	議案第 3 8 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 8 号)

日程第４２ 同意第２号 教育委員会委員の任命について（植田 康介氏）
日程第４３ 休会の件

２ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３ 出席議員は次のとおりである。（２１人）

２番 永 木 誠 君	３番 山 森 悦 嗣 君
４番 三 角 隆 史 君	５番 坂 下 勲 君
６番 高 橋 佳 大 君	７番 高 本 敬 義 君
８番 大 村 悟 君	９番 福 永 貴 充 君
１０番 溝 見 友 一 君	１１番 園 田 幸 雄 君
１２番 五 嶋 映 司 君	１３番 福 田 良 二 君
１４番 河 野 正 明 君	１５番 渡 邊 裕 生 君
１６番 河 野 一 郎 君	１７番 長 谷 誠 一 君
１８番 入 江 学 君	１９番 豊 田 紀代美 君
２０番 中 山 弘 幸 君	２１番 石 川 洋 一 君
２２番 岡 本 泰 章 君	

４ 欠席議員はなし

５ 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

６ 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君
企 画 部 次 長 天 川 竜 治 君	市民環境部次長 浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長 岩 井 智 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長 梅 本 正 直 君	上下水道局長 大 塚 和 博 君

教育部次長	豊住章君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	濱口博隆君	小川支所長	中村義宏君
豊野支所長	園田郁夫君	市民病院事務長	坂井明人君
農業委員会事務局長	白木太実男君	監査委員事務局長	松川弘幸君
財政課長	木見田洋一君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております、議事日程記載の日程第４１、議案第３８号及び日程第４２、同意第２号の２件であります。

—————○—————

日程第１ 承認第１号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）

日程第２ 承認第２号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２号）

○議長（石川洋一君） 日程第１、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）及び日程第２、承認第２号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２号）を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第１号及び承認第２号は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第１号及び承認第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第１号及び承認第２号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２６号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第１号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

これから、承認第２号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第２号は、

承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）

○議長（石川洋一君） 日程第3、議案第1号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。ただいま議題になっております、令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

まず第1点は、6ページの繰越明許費の上から4番目、総務費の応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託の4億8,700万円、繰越になったこの金額が、どこどここの具体的な予算だったのかを、まず説明をいただきたい。

第2点目、同じ6ページの繰越明許費の最下段ですが、松橋中学校の屋内運動場については、事前に説明をいただきましたので取り下げますが、ただ、予算書の中での表示の仕方を是非考えてほしい。これは、中学校の屋内運動場全体の工事の中に解体費用が入ってきたという話で分かりましたが、この表示を見る限りでは、工事の中の支払いの段階でトラブルがあったのかという疑いを持ちたくなる。この件に関しては一応取り下げますが、表示の仕方を是非考えていただきたい。

3点目は、21ページの款18繰入金で、地域振興基金繰入金に6,400万円ほど積み立てる計画になっています。地域振興基金はいわゆる合併特例債を使って、今後に必要な資金を基金として積み立てるということで積み立てられたと記憶していますが、実際にこの金額がどの程度の金額になっていて、どのような形でこの基金は使う予定になっているのかをまずお伺いしたいと思います。

4点目、54ページの款7土木費の道路改良新設費の節14で、戸馳大橋の撤去工事が1億1千万円ほど減額になっています。予算に対してもかなり大きな金額だし、かなり大きな金額が減額になっていますが、その詳細の説明をお願いしたいと思います。

○土木部長（原田文章君） 応急仮設住宅・みんなの家移転業務委託は、当尾仮設住宅の建物を移転し、復興会館（集会所）等を建築する事業で、5地区（旧町ごと）に

計画してあります。

現在、東松崎公民館（松橋町）については現場に着手し、仮設住宅の解体を始めたところでございます。その他の地区も、地元と設計内容の協議を重ねているところでございます。

○企画部長（中村誠一君） 地域振興基金の今回の繰入金の内容につきましては、三角の地域間交流施設金桁温泉ですけれども、そちらの建設費が２億円程度掛かっております。そちらの財源ということで、過疎債を充てておりますけれども、そちらが充当率１００％の７０％ということで、残りの３０％の一般財源部分をこの地域振興基金の方から取り崩して、減債基金の方に財源を振り替えるという今回の内容です。

地域振興基金につきましては、３つの柱があります。宇城地域振興基金、合併特例地域振興基金、三角地域振興基金の３つからなっております。それぞれの残高ですけれども、宇城地域振興基金が、ふるさと納税の寄附金が主なのですが１１億１，７００万円余となっております。それから合併特例地域振興基金は、合併特例債を活用した基金を積み立てたものが３２億５，３００万円余となっております。それから最後の三角地域振興基金が、旧三角庁舎の建設基金を受け継いだ基金ですけれども、今回取崩しを行って４，３００万円余の残高となっております。

○総務部長（成松英隆君） 私の方からは、合併特例基金の使い方ということで御説明したいと思います。

地域振興基金のうち、平成２６年度に合併特例債を活用しまして基金造成を行っております。これがいわゆる合併特例基金でございます。

合併特例基金は、法律で地域住民の連帯や地域の振興を目的とするイベント・行事の開催や、民間企業への助成などのソフト事業にも基金の造成の形で利用できるとされたことから、本市においても、令和２年度以降における普通交付税一本算定に伴う交付額の減少に際しまして、急激な住民サービスの低下を招かないよう、また財政運営の円滑化を図るために、財政上有利な合併特例債を財源として３３億円の基金造成を行ったものでございます。

合併特例基金につきましては、利息等を含む運用益や、基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で基金を取り崩し、それを事業財源とすることは可能となっており、償還は令和元年９月をもって完了しております。

基金造成当初より、新市建設計画期間、また合併特例債の発行期限を終える平成３２年度以降に新市建設計画に関連する事業の財源としての活用を予定しておりましたが、現在は、まだ合併特例債の発行期限等の延長がございまして、令和元年度末における基金現在高は、３２億５，２００万円余となっております。

また、合併特例基金は、旧合併特例法によりまして、地方債の特例として認められた合併特例債を財源として造成した基金でございまして、その用途については、合併市町村における地域住民の連携強化、または合併関係市町村の区域における地域振興のために特に必要と認められる経費ということになっております。

具体的な用途については、事業を大別しますと、1つ目が、新市町村の一体感の醸成に資するものでありまして、具体的な事業例としては、イベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成などが考えられております。

2つ目が、旧市町村単位の地域の振興でございます。具体的には、地域行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化などが事業と考えられております。

これら対象となる事業や助成の中には、既に本市でも実施をしているものが数多く含まれると思われまます。

いずれにしても、合併特例基金充当事業の決定に際しては、市の実施状況、また現時点で100を超える既存の補助金事業を含め、事業の目的や内容の再確認のほか、必要性・有効性等の十分な検証、事業しゅん別を行った上で、合併特例に関する法律などの主旨を踏まえ決定していく必要があるかと考えております。

また、基金の取崩しを行うには、その基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源とする場合に限られております。

使途の決定に際しましては、法令等の目的に照らし合わせまして、他の事業を含めた全体的な比較検討、優先順位のしゅん別を行いまして、真に必要な事業への財源の重点化を図っていくことで、基金の有効活用に努めたいと考えております。

○**土木部長（原田文章君）** 戸馳大橋の撤去工事は、継続費により令和元年度と令和2年度の2か年にわたり工事を実施しております。

当初の設計額を4億円余と見込んだ上で、工事発注後に鋼材の海上運搬先の変更など、不測の事態を考慮し令和元年度当初予算で、継続費を5億円と設定しております。最終的に当初の予定どおり工事が完了したため、1億1千万円余の予算を減額するものでございます。

○**12番（五嶋映司君）** ほぼ分かりました。ただ1つ、第1点に申し上げた応急仮設住宅の移転業務の繰越については、どうも1か所しか決まっていなくて、これだけの予算があるわけですから、そして地域のあそこを移転して造ってほしいという要望がたくさんあるような気がしますので、是非その辺は、しっかり調査と要望を受けてやっていただきたい。この予算の委員会の方でも、是非そのことを含めて御議論をいただきたいと思います。答弁は要りません。

それと3点目の地域振興基金、長々と説明をいただきまして本当にありがとうございます。

ざいました。要するに、合併特例債と使い方は一緒ですよと、全くそういう説明だったと思うんです。だから、合併特例債と一緒にすれば、合併特例債がなくなった後に結果的に何にでも使える、そのやりくりによっては。説明はあったけれども、何にでも使えるという予算だから、ある意味では、基金と同じような予算と考えてもいいんじゃないかなと思います。だからそうすると、基金残高は非常に大きくなって、かなり財政的にはいろいろなことができるということをもまず思いますので、この点も含めて、これを余りやると一般質問と同じになりますから、これも委員会の方でこの基金残高についてはやっていただきたい。それと、例えば今おっしゃった中で、この6,400万円は金桁温泉に行ったんだよと、そして地域振興基金の中には、今説明はなかったけど事前の説明の中で、三角の市庁舎の建設残が残ったから、その分を持ってきて地域振興基金の中に入れてあると、その中から6,400万円出すんですよという説明でした。それはそれでいいんです、いいんだけど、この地域振興基金というのは、基本的にいうと、例えばさっき総務部長が説明なさったとおり、国が最初に特例債を利用してつくっていいといっただけなのが地域振興基金なんです。だから地域振興基金は使い方が限られているんです。だからそういう意味では、三角の基金は全く同じように使えないわけだから、できれば地域振興基金を今おっしゃった3つ、ほかの地方債からも持ってきた分も入れているという三角の残高と、もう一つは、ふるさと納税のもここに一緒に入れているとなるとね、これもちよっと違くと、地域振興基金とは。だから、これは是非基金を3つに分けていただきたい。そのことによって財政計画を作っていただきたいと。だから、これは44億円あるとおっしゃるから、この金額になると財政計画を考える上で非常に大きな金額になるので、その辺では是非そうしていただきたいと思います。いいです、今説明いただいたので、私の意図したことが分かりましたから答弁は要りません。

4点目の戸馳大橋のやつは、ちょっとこれは委員会で議論していただきたいんですけど、4億円かけて1億円残ったというのは、おっしゃるようないろんなことを考えてやりましたということなんだけれども、そういう場合が出た場合には、補正を組んで追加で出す方法もあるわけですから、ちょっとこれは積算上の問題が多少あったのかなという疑問が残ります。それともう一つは、これがこれだけ大きくなったのは、僕は基本的にひょっとしたら戸馳大橋の解体によって出てきた鉄骨ね、かなりの量の鉄骨が出て、これを売った益がここに入っているのかなと思ったら、その辺はどうなんですか。そして、どのくらいの益があったのかということも含めて、御答弁いただければありがたい。

○土木部長（原田文章君） 解体撤去で出ました鋼材の売却収入は、令和2年度の宇城

市一般会計補正予算（第４号）の雑入において、工事費とは別途計上をしております。最終的な額としましては、１，２１０万７，６３９円税込み価格でございます。

○１２番（五嶋映司君） それはよく分かりました。これの中には入っていないんだということですね、１億何千万円の中には。是非委員会の方でこの予算の割り振り方なんかは御議論いただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、議案第１号の質疑を終結します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４	議案第２号	令和２年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５	議案第３号	令和２年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第６	議案第４号	令和２年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第７	議案第５号	令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）
日程第８	議案第６号	令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）
日程第９	議案第７号	令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第８号	令和２年度宇城市民病院事業会計補正予算（第４号）
日程第１１	議案第９号	松橋駅地域交流センター条例の制定について
日程第１２	議案第１０号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１１号	宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１２号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１３号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１４号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１５号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第１６号	宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 17 号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 19 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事）
- 日程第 22 議案第 20 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三角センター解体工事）
- 日程第 23 議案第 21 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校校舎新築工事）
- 日程第 24 議案第 22 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター新築工事）
- 日程第 25 議案第 23 号 財産の取得について（デジタル複合機）
- 日程第 26 議案第 24 号 財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）
- 日程第 27 議案第 25 号 権利の放棄について（市営住宅家賃等）
- 日程第 28 議案第 26 号 権利の放棄について（水道料金）
- 日程第 29 議案第 27 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 30 議案第 28 号 宇城市市道路線の認定について

○議長（石川洋一君） 日程第 4、議案第 2 号令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から、日程第 30、議案第 28 号宇城市市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

- 日程第 31 議案第 29 号 指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）

○議長（石川洋一君） 日程第 31、議案第 29 号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番の五嶋でございます。ただいま議題となっております、議案第 29 号指定管理者の指定について質疑をいたします。

1 点目は、説明の中では指定の範囲がどうもはっきりしませんでした。今回アグリパーク豊野に仮の形というかお願いをして営業を再開されました。そういう意味

で物産館の部分だけかと思ったら、どうも違うみたいですから、その辺の御説明をいただきたいのと、もう一つは、不知火温泉有限会社の社長も副市長でしたし、今回のアグリパーク豊野も社長は浅井副市長、一緒の人です。倒産した会社の責任者がまた新たに同じところを受けるというのは、普通一般的に考えると、それで大丈夫なのかという感じがします。例えば、今コロナ禍の中で倒産する会社も結構増えていると思います。破産したり倒産したりする会社、社長は大変な苦勞されているのに、宇城市の場合は、倒産した会社の社長がそのまま次のところの責任を持つのかというのは、どうも一般的な市民的感觉でいくと、その辺は大丈夫なのかという気がします、その辺の当局の考え方を伺えればと思います。どうかよろしくお願いします。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、指定範囲です。道の駅不知火内に立地しています宇城市不知火温泉ふるさと交流センター及び付属施設と市所有地部分の駐車場です。

交流センターの主な構成施設といたしましては、閉館しています温泉施設、レストラン、ホール、事務室、休憩室、ボイラー機械室、倉庫、そして現在、有限会社アグリパーク豊野が運営をしています物産館全施設となります。

次に、社長の責任となりますけれども、まず不知火温泉有限会社の社長の責任について申し上げます。会社の取締役は、会社との委任契約によってその地位が成り立っていますが、破産は委任契約の消滅事由に当たるため、会社が破産すると会社が存在しなくなりますので、社長は経営者としての地位を失います。

また、顧問弁護士に相談したところ、「単に経営に失敗して会社が倒産したというだけでは、法的に株主や債権者から損害賠償請求されることはない」とのことでした。

また、五嶋議員がおっしゃる、社長が破産した不知火温泉有限会社と同じであるということにつきましては、この2社は株主及び役員構成、そして現場で指揮を執る支配人も異なり、全くの別会社ですので問題ないと認識しております。

○12番（五嶋映司君） 指定範囲のことについてはよく分かりました。結局、今不知火温泉有限会社が受けていた分を、そっくりそのまま2年間の契約であるけど移すということで理解をいたしました。

社長の責任については、これは法的にはもうおっしゃるとおり責任はないんだろうと思います。ただ、一般的な議論の中で、その普通のところは倒産したら社長はえらく大変なのに、第3セクターの社長は法的に責任を持たなくてもいいのかもしれないけど、そのまま横すべりしてもいいのかというのが疑問です。これは、ここで議論する問題ではありませんので、委員会の方でも議論できれば是非議論していただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、議案第２９号の質疑を終結します。

議案第１号から議案第２９号までにつきましては、お手元に配布をしております令和３年第１回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第３２ 同意第１号 教育長の任命について（平岡 和徳氏）

○議長（石川洋一君） 日程第３２、同意第１号教育長の任命について（平岡和徳氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第１号は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案は、先議の申出がっておりますので採決まで行います。

これから、同意第１号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第１号教育長の任命について（平岡和徳氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第１号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立全員です。したがって、同意第１号はこれに同意することに決定しました。

ここで、平岡教育長が自席におられますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 教育長への御承認ありがとうございます。引き続き教育のまちづくり、これを念頭に置きまして、子どもたちそして市民の皆さんの未来に触れているという深い自覚を中心に据えながら、S o c i e t y 5.0をたくましく生き抜く人材の育成に努めてまいりたいというふうに思います。

私自身、まだまだ未熟でございますけれども、宇城市教育行政の長として使命感と覚悟を持って、更なる宇城市の発展のために誠心誠意努めてまいりたいというふうに思います。今後とも御指導と御鞭撻のほどどうぞよろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第３３ 議案第３０号 令和３年度宇城市一般会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第３３、議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

初めに、総務部長に説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算は、各部所管ごとの説明となりますが、総務部所管に入る前に、令和３年度の予算編成の考え方や予算の総額などについて説明いたします。

これまで普通交付税縮減後の財政運営に備えるために蓄えてきた財政調整基金は、新型コロナウイルス感染症予防対策や災害復旧対策などを行うため、前倒しで取り崩してきており、令和３年度以降、安定した財政運営の下で必要な行政サービスを着実に推し進めるためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取組としていかなければなりません。

また、自主財源に乏しく地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市では、国の動向に左右される不安定な財政構造にあり、自治体財政の健全化を示す健全化判断比率の指標はこれまで改善し続けてきたものの、令和３年度以降の実質公債費比率は上昇していく見込みでございます。

財政調整基金は、歳出の見直しを行わなければ、今後も取り崩さなければならず、このままでは年度間の財源調整するために必要な額を保有することすらままならないことが見込まれております。さらに、熊本地震を契機に増額に転じている地方債現在高についても、後年度の財政負担増加の一因となっております。

歳入面では人口減少に伴い、市税・普通交付税等の減少、歳出面では高齢化等に伴う社会保障関係経費が今後も増嵩していく見込みであること、また、様々な行政課題や新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災、国土強靱化など、市民の行政ニーズに 대응していくためには、時代に即した真に必要な事務事業を見極め、行財政改革による効率的な運営を目指すともに、歳入規模に見合った歳出規模への転換を図ることが喫緊の課題と考えられます。

令和３年度予算は、限られた財源の中で施策を重点化し効率的に事業を進めるため、職員自らが主体的に事業の優先度を考え、徹底した無駄の排除を行うとともに、市行財政の現状や時勢を十分認識し、単に慣習・慣例による予算要求とせず、課内及び部局内より総合的な調整を図った上での予算編成としております。

それでは、一般会計予算について御説明します。令和３年度宇城市一般会計予算書の１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９７億８，５０７万６千円と定めるものとございます。令和３年度の一般会計当初予算は、政策的な経費を除いた骨格予算として編成しており、人件費、扶助費及び公債費など

の義務的経費や経常的な事務事業、施設運営経費等を中心に計上しております。

このため、前年度予算額と比較する場合、おおむね大幅な減額となっていますので、一般会計予算の説明にあたっては、基本的には前年度予算額との比較を省略させていただきます。なお、主な増減理由等については、別途配布の予算付属資料で確認いただきますようお願いします。

それでは、予算の説明に入ります。

8 ページをお願いします。第2表、繰越明許費です。款2総務費、項4選挙費、市議会議員一般選挙費について、繰越明許費810万5千円を設定しております。令和4年4月に任期満了を迎える宇城市議会議員一般選挙の事務について、令和3年度から令和4年度にかけ、年度をまたいでの執行が予想されるため、必要経費について繰越明許費を設定するものでございます。

9 ページに移ります。第3表、債務負担行為です。令和3年度中の契約により令和4年度以降の支出を約束するものであり、9 ページから12 ページにかけて記載のとおり、各事項について期間、限度額を設定しております。

13 ページに移ります。第4表、地方債です。庁舎等施設整備事業費から、下から2目文教施設災害復旧事業費までは、建設事業及び災害復旧事業の特定財源となります。末尾の臨時財政対策費は、使途を特定しない一般財源となっており、地方債の合計としましては、31億8,600万円余を限度額として設定しております。

歳出に移ります。総務部に入ります前に、1点だけ議会費を説明したいと思えます。

42 ページをお願いします。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節12委託料で、議場システム改修事業業務委託料4,400万円を計上しております。議場のマイク、カメラ設備等の改修に係る費用でございます。

それでは、ここから総務部所管予算における歳出の主なものを説明します。

43 ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で15億6,800万円余を計上しています。ここでは、総務部、企画部の職員の給料、職員手当等、共済費と職員全体の退職手当組合負担金などの人件費を計上しております。

44 ページに移ります。節12委託料です。下から2番目で、行政事務等業務委託料1億1,100万円余を計上しています。行政区の取扱事務に係る業務委託料でございます。

47 ページをお願いします。同じく、目5財産管理費で8億900万円余を計上しております。普通財産、本庁舎、支所庁舎、松合出張所、公用車の維持管理経費

などになっております。

50ページをお願いします。中段になります。節14工事請負費において、本庁舎大規模改修工事費6億5千万円を計上しています。令和2年度から令和4年度にかけ継続費設定を行っている事業で、本年度は、屋根防水、空調、照明LED化、受変電装置改修それと3階の改修を予定しております。

67ページ、68ページをお願いします。同じく、項4選挙費です。目3で、令和3年10月に任期満了を迎える衆議院議員総選挙費3,146万9千円を計上しています。

68ページに移りまして、同じく、目4市議会議員一般選挙費で1,026万7千円を計上しています。

129ページをお願いします。款8消防費、項1消防費です。目1常備消防費で8億1,900万円余を計上しています。消防本部や消防署の運営経費である宇城広域連合消防費負担金となります。同じく目2非常備消防費では、1億4,600万円余を計上しており、消防団の活動経費、消防事務担当職員人件費が主なものとなっております。

130ページの一番下になります。同じく、目4防災拠点センター費で4,371万6千円を計上しております。前年度までは、各防災拠点センターの管理経費を、目3消防施設費の中で執行していましたが、本年度より新たに目を設置しまして、執行管理を行うこととしております。

174ページをお願いします。中段になります。款11公債費、項1公債費、目1元金で40億7,700万円余を計上しており、前年度比2億6,700万円余の増額となります。防災拠点施設整備関連事業の償還開始、臨時財政対策債償還額の増加などが増額要因となっております。

次に、歳入の主なものについて説明します。

17ページをお願いします。款2地方譲与税から、19ページの款11地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画などにに基づき積算をしております。

19ページをお願いします。款10地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の項目を新たに設け、684万1千円を計上しております。令和3年度課税の1年分に限り、中小事業者等が所有する固定資産税等の軽減措置が実施されることにより、各市町村の固定資産税等の減収分を補填するため、当該交付金の新設されたものです。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で91億5,200万円余を計上しています。前年度比では3億8,200万円余の増となっています。内訳としては、普通交付税88億円、特別交付税3億5,200万円余となります。

34ページをお願いします。上段です。款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で9億4千万円余を計上しています。令和3年度における財源不足分を、基金からの繰入れで収支の調整を行っております。

39ページをお願いします。下段になります。款22市債、項1市債でございます。第4表、地方債での説明と重複しますが、目1総務債から、目4教育債までは、建設事業の財源としての借入です。

40ページに移りまして、目5災害復旧債は、過年度の文化施設災害復旧事業の財源として借り入れるものとなります。目6臨時財政対策債では、11億円を計上しており、市債合計は31億8,600万円余となっています。

以上で、総務部所管の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務部長の説明が終わりました。次に、企画部長に説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、企画部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書の50ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で13億4千万円余を計上しております。内容につきましては、51ページの節12委託料で、ふるさと納税事務一括代行業務委託料6億7,800万円は、返礼品、送料、手数料を含む委託料で、寄附見込み額を12億円とし、直接寄附を除いた分の代行業務委託料として計上しております。

52ページになります。節18負担金補助及び交付金のバス運行対策費補助金1億500万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字補填として補助するもので、財源の一部として、県補助金763万5千円を見込んでいます。

53ページになります。一番上になります。節24積立金4億8,300万円余は、ふるさと応援寄附の見込額から、委託料等の経費を差し引いた額を計上しております。

56ページをお願いいたします。目11情報システム運営費は、2億2,300万円余を計上しています。

57ページになります。その内容ということで、節13使用料及び賃借料1億1,500万円余は、基幹系システム使用料の6,608万8千円、情報系システム等使用料2,257万2千円が、その主なものとなっております。同じページの一番下になります。節17備品購入費6,084万7千円は、デジタル複合機26台と封入封函機1台などの購入費用です。

次に、歳入の主なものを説明します。

25ページになります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、マイナポイント事業費補助金201万7千円につき

ましては、マイナンバーカードで25%還元される消費活性化策のマイナポイントの初期設定、申請の支援と利用店舗募集に係る補助金になります。昨年度の事業が延長された今年9月までの分になります。

33ページです。款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金12億円を予定しています。

以上で、企画部所管分の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 企画部長の説明が終わりました。次に、市民環境部長に説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） それでは、市民環境部所管について詳細説明します。

まず、歳入から説明します。

予算書の16ページをお願いいたします。款1市税は、項1市民税、項2固定資産税などの地方税全体で58億7,200万円余を見込んでいます。前年度当初予算に比べ約4,900万円の減です。予算増減の主なものは、項1市民税で約2億5,300万円の減、項2固定資産税で約1億9,500万円の増、項3軽自動車税で約990万円の増、17ページに移り、項4市たばこ税で約1,500万円の減などです。

次に、歳出を説明します。

60ページに移ります。款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費は5,543万6千円、主なものは、会計年度任用職員報酬や地方公共団体情報システム機構交付金です。特定財源として歳入のところになりますが、25ページの上段、目1総務費国庫補助金から充当されます。

61ページをお願いします。項2徴税費、目1税務総務費は3億2,700万円余で、大部分が人件費です。その他主なもので62ページ、節12委託料6,843万8千円、63ページ、節22償還金利子及び割引料2,860万円です。

64ページに移ります。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は1億9千万円余で、大部分が人件費です。その他主なもので65ページ、節12の窓口業務委託料4,554万1千円です。

72ページに移ります。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費は5億6,800万円余、全て国保特別会計への基準内繰出です。

特定財源の国県支出金2億9,800万円余は、歳入の24ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1国民健康保険基盤安定負担金約7,400万円や、26ページの款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1の国民健康保険基盤安定負担金2億2,200万円余などです。

77ページをお願いいたします。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費

は、１１億８，２００万円余です。主なものは、節１８の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金８億７，５００万円余や、節２７後期高齢者医療特別会計繰出金２億７，６００万円余などです。

９４ページに移ります。款４衛生費、項２環境衛生費、目１環境衛生総務費は１億１，８００万円余で、人件費や広域連合各種事業費負担金です。

９５、９６ページに移ります。項３清掃費、目１清掃総務費は５億９，８００万円余です。主なもので、節１８宇城広域連合環境再生センター事業費負担金１億５千万円余、宇城広域連合宇城クリーンセンター事業費負担金２億７，９００万円余などです。

以上で、市民環境部所管の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 市民環境部長の説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１１時００分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、健康福祉部長に説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 健康福祉部所管の予算について、歳出の主なものから説明いたします。

予算書の７３ページをお開きください。なお、補助事業等の特定財源については、規定の補助率等で対象目ごとに充当しております。

款３民生費、項２障害者福祉費、目１障害者福祉総務費で１億５千万円余を計上しています。主に、重度心身医療費助成事業、障害者手当、宇城地域療育センター事業、障害者団体などに対する補助等の経費です。

７４ページ、目２障害者自立支援費で２１億７００万円余を計上しています。生活介護・入所支援等の障害福祉サービス事業、放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業、更生医療などの公費負担診療報酬扶助費、日中一時支援等の地域生活支援事業、日常生活用具給付事業などの経費です。

７７ページをお願いします。項３老人福祉費、目３介護保険費で１１億７，９００万円余を計上しております。介護施設及び地区公民館への施設整備等に伴う介護基盤緊急整備特別対策事業補助、また介護保険特別会計への基準内繰出金などの経費です。

７８ページをお願いします。項４児童福祉費、目１児童福祉総務費で４億１，５

00万円余を計上しています。保育所等の整備予定施設が前年度より減少することから2億9,600万円余の減額となっています。

79ページです。目2児童手当費で、前年度実績等により9億300万円余を計上しています。

80ページです。目3子ども・子育て支援費で29億6,100万円余を計上しています。民間保育所等の運営費、障害児保育事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業などに要する経費です。

84ページに移ります。項5母子福祉費、目1母子福祉費で前年度実績等により3億1,600万円余を計上しています。主な支出は、ひとり親家庭に対する助成と児童扶養手当です。

87ページに移ります。項6生活保護費、目2生活保護扶助費で、前年度実績等により7億9,300万円余を計上しています。

90ページに移ります。款4衛生費、目2予防費で2億1,900万円余を計上しています。予防接種事業に要する経費で、前年度実績等により計上しています。また、新規事業としてロタウイルスワクチン接種の経費を計上しています。

91ページです。目3母子衛生費で2億3,600万円余を計上しています。子ども医療費助成事業、妊婦乳幼児健診事業、未熟児養育医療給付費などの経費です。

92ページです。目4健康増進事業費で9,283万9千円を計上しています。各種住民健診に要する経費を前年度実績により計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

32ページをお開きください。款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入のうち、松橋・河江・不知火・青海保育園の土地貸付収入として805万円を計上しています。目2利子及び配当金のうち社会福祉振興基金利子9万1千円を計上しています。

35ページに移ります。款21諸収入、項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金収入として164万3千円を計上しています。

以上で、健康福祉部所管の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 健康福祉部長の説明が終わりました。次に、経済部長に説明を求めます。

○経済部長（稼 隆弘君） 経済部所管の説明をいたします。

歳出から説明します。

99ページから100ページをお開きください。款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費1億89万5千円を計上しています。主に、節18負担金補助及び交付金9,800万円余は、5団体への負担金と本年度新たにいぐさ移植機導入支

援事業負担金、また国県補助の８事業と市単独２事業の補助金です。

１０１ページから１０２ページに移ります。目６中山間地域等直接払制度事業費６,０５５万６千円を計上しています。主に節１８負担金補助及び交付金で、説明欄にあります、中山間地域等直接払制度事業補助金４,５６３万円は、２５集落への補助金と推進事務費、中山間農業モデル地区支援事業補助金１,４４５万円は、三角町古場地区への事業補助金です。その下の目８農地総務費２億５００万円余を計上しています。

主なものとして、１０３ページに移ります。節１８負担金補助及び交付金で説明欄にあります、多面的機能支払事業補助金１億７,４００万円余です。市内４２地区において、農地・農業施設の補修や管理等の地域共同活動等の取組を支援するための補助金です。

１０４ページに移ります。目９農業施設維持管理費８,３４５万４千円を計上しています。主に、節１２委託料で説明欄にあります、排水機場の管理業務委託料１,７６１万２千円、節１４工事請負費で説明欄にあります、用排水施設改修工事費１,５１５万５千円です。

１０５ページから１０６ページに移ります。目１２農地用排水整備事業費５,５８６万３千円を計上しています。主に、節１４工事請負費４,５００万円は、用排水施設３か所の工事費です。目１３ほ場整備事業費６,２１７万４千円を計上しています。主に、節１８負担金補助及び交付金で説明欄にあります、県営畑地帯総合整備事業負担金５,４９０万円です。目１４湛水防除事業費８,６２２万６千円を計上しています。

１０７ページから１０８ページに移ります。主に、節１４工事請負費３千万８千円、不知火町の亀松排水機場適正化工事、節１８負担金補助及び交付金の説明欄にあります、排水機場適正化事業拠出金１,５３４万８千円と県営湛水防除事業負担金３,４１９万円の内訳は、不知火町の亀松西部地区、小川町の益南、砂川の３地区になります。項２林業費、目１林業総務費５,７７９万２千円を計上しています。節１２委託料３,７４２万４千円は、市猟友会との有害鳥獣駆除業務委託料です。

１１２ページに移ります。款６商工費、項１商工費、目３商工振興費８,５３５万円を計上しています。主なものとして、節１８負担金補助及び交付金６,８０１万３千円は、１１３ページの商工会補助金、ふるさと祭り等の各実行委員会への補助金になります。

１１４ページに移ります。目４観光費１億４００万円余を計上しています。主なものとして、節１２委託料５,４０５万３千円は、１１５ページの道の駅管理業務や指定管理業務委託料です。

歳入の主なものを説明します。

29ページから30ページをお願いします。款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金3億5,600万円余のうち、経済部所管関係の補助金は、農業委員会関係の補助金を除く中山間地域等直接払制度交付金など、3億4,700万円余を計上しています。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 経済部長の説明が終わりました。次に、土木部長に説明を求めます。

○土木部長（原田文章君） 土木部所管の説明になります。

歳出から説明いたします。

予算書の117ページをお開きください。款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費で9,250万8千円を計上しています。主なものは、職員人件費8,221万7千円です。

119ページに移ります。項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費で1億1,400万円余を計上しています。主に、道路橋りょうの職員人件費です。

120ページに移ります。目2道路維持費で1億4,200万円余を計上しています。道路維持補修事業に要する費用で、主なものは、節10需用費で説明欄にあります、修繕料5,555万2千円と節14工事請負費の2,500万円です。

121ページに移ります。目3道路新設改良費で1,259万7千円を計上しています。主なものは、節18負担金補助及び交付金の1,065万円で県が実施する県道中小野浦川内線、郡浦網田線など整備事業等に要する負担金です。

次に、項3河川費、目1河川総務費で6,854万2千円を計上しています。主なものは、122ページの節12委託料の説明欄にあります、護岸等除草業務委託料等で3,194万4千円です。

次に、目2河川維持費で2,008万円を計上しています。河川の維持管理に要する費用です。主なものは、123ページの節14工事請負費の650万円です。

項4港湾費、目1港湾管理費で2,203万4千円を計上しています。主なものは、節18負担金補助及び交付金の説明欄の下段にあります、県営港湾補修事業負担金の2,183万4千円です。

その下になります。項5都市計画費、目1都市計画総務費で7,335万7千円を計上しています。主なものは、職員人件費と124ページの節18負担金補助及び交付金の説明欄にあります、戸建木造住宅耐震総合支援事業補助金の1,500万円です。

126ページに移ります。目4公園費で3,504万5千円を計上しています。

主なものは、節１２委託料で説明欄にあります、公園管理業務委託料の２，０１４万４千円です。

その下、項６住宅費、目１住宅管理費で９，０６８万８千円を計上しています。市営住宅の維持管理に要する費用です。

１７３ページに移ります。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費、目１公共土木施設災害復旧費で２千万円を計上しております。主なものは、災害復旧に係る建設機械等借上料９９０万円です。

歳入の主なものを説明いたします。

２１ページをお願いします。款１４使用料及び手数料、項１使用料、目６土木使用料で１億７，３００万円余を計上しています。主のものは、節６住宅使用料１億４，７００万円余です。

２５ページに移ります。款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金で２億２００万円余を計上しています。主なものは、節２住宅費補助金の説明欄にあります、災害公営住宅家賃低廉化事業費補助金１億８，１００万円余です。

３２ページに移ります。款１６県支出金、項３県委託金、目６土木費県委託金で１，８２３万６千円を計上しています。節２河川費委託金１，８１２万８千円は、県からの護岸雑草処理業務などの委託金です。

以上で、土木部所管の説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 土木部長の説明が終わりました。次に、教育部長に説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 続きまして、教育部所管の予算を説明します。

まず、歳出の主なものについて説明します。

１３４ページをお願いします。款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費で２億３，２００万円余を計上しています。主なものは、次の１３５ページの節１２委託料、説明欄のスクールバス運行业務委託料１，６８５万５千円で、三角小学校、不知火中学校及び新不知火小学校のスクールバス運行管理業務委託料です。

１３６ページをお願いします。目３教育振興費で１億７，３００万円余を計上しています。主なものは、節１２委託料において、教育のＩＣＴ環境整備のためのＩＣＴ支援包括提携事業委託料をはじめ、新不知火小学校開校記念式典費用など４，２７０万６千円。

１３７ページをお願いします。節１３使用料及び賃借料で、令和元年度に導入した教師用・中学校生徒用のパソコンリース料、令和２年度導入の小学校児童１人１台、計３，２００台のタブレット賃借料及びソフトウェアのライセンス使用料として１億２，３００万円余を計上しています。目４語学指導費３，５９７万３千円は、

外国語指導助手（ＡＬＴ）中学校２人、小学校５人、計７人の派遣業務委託料です。

１３８ページをお願いします。項２小学校費、目１学校管理費で５億６００万円余を計上しています。

主なものは、１４０ページをお開きください。節１４工事請負費で２億２千万円余、不知火小学校校舎改築工事及び既設校舎の解体工事などを予定しています。

１４２ページをお開きください。項３中学校費、目１学校管理費では２億３，３００万円余を計上しています。

１４４ページをお願いします。節１４工事請負費で、松橋中学校外構等整備工事費として、駐車場及びテニスコートの整備工事と敷地東側の擁壁改修工事費９，７５０万円が主なものです。

１５７ページに移ります。項５文化費、目５松橋総合体育文化センター費で６億２，８００万円余を計上しています。主なものは、節１２委託料の説明欄、松橋総合体育文化センター指定管理業務委託料で５，２７４万１千円。こちらは、令和３年度が管理運営協定５か年の最終年度となります。

１５８ページの最上段の工事監理業務委託料は、大規模改修工事（第２期）の監理業務の部分払い３０％と、節１４工事請負費で部分払い５０％分を計上しています。

１６０ページに移ります。項６保健体育費、目１保健体育総務費で、１億２，９００万円余を計上しています。

主なものは、１６１ページの節１２委託料で、３年目となります不知火地区体育施設の指定管理業務委託料として３，５４０万４千円。また、節１８負担金補助及び交付金で、体育協会補助金など２，５６４万８千円を計上しております。

１６９ページに移ります。項７学校給食費、目４給食センター費で１億７，９００万円余を計上しています。不知火、松橋、豊野の３つの学校給食センターの４月から７月までの運営経費と、新学校給食センターの経費を計上しています。

主なものは、１７０ページの節１２委託料の説明欄、給食調理配送業務委託料８，４２６万円です。なお、特定財源のその他８７７万３千円は、県立松橋西支援学校からの給食受託事業収入です。

１７１ページ、１７２ページに移ります。目５給食センター建設費で、新学校給食センター整備に要する費用として６億４００万円余を計上しています。節１７備品購入費の説明欄、庁用器具購入費は、机・椅子・キャビネット・ロッカーなどの事務備品です。また、機械器具購入費の５億８，８００万円余は、今回議案第２４号として、財産の取得についての変更増額をお願いしております、厨房用機器類のほか食器・食缶・調理用具及び配送車等の購入費用です。

173ページをお願いします。款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目1文化施設災害復旧費は、市指定文化財鴨籠橋の災害復旧工事後の市道としての機能と安全確認のための調査試験費です。

歳入の主なものを説明します。

22ページをお願いいたします。款14使用料及び手数料、項1使用料、目8教育使用料で2,657万9千円を計上しております。節1及び節2の小中学校施設の使用料は、グラウンドの夜間照明使用料、体育館使用料及びグラウンド使用料です。節5保健体育施設使用料1,935万1千円は、不知火地区を除く、市内の体育館、グラウンド、テニスコートなどの使用料です。

以上で、議案第30号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 教育部長の説明が終わりました。

これで、議案第30号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第34 議案第31号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第35 議案第32号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第34、議案第31号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算及び日程第35、議案第32号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第31号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算について詳細説明します。

特別会計予算書の101ページをお願いします。令和3年度国民健康保険特別会計の予算総額は、第1条、歳入歳出それぞれ80億7,775万円8千円とするものです。

108ページに移ります。まず、歳入を説明します。款1国民健康保険税は、令和3年度においても県が示した標準保険税率は適用せずに、本市独自の税率で算定しており、前年度比3,185万9千円減の13億9千万円余を計上しました。税率はコロナ禍の被保険者の所得状況を考え据え置きとしています。

109ページに移ります。款3県支出金は、市が負担する保険給付費として普通交付金が交付され、また、市町村の財政状況や事業に応じて特別交付金が交付されます。前年度比4,906万円減の59億3,300万円余を計上しました。

110ページに移ります。款5繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金として、前年度比1,248万9千円減の5億6,800万円余を計上しました。また、基金繰入金として国民健康保険財政調整基金から歳入不足を補うために、前年度比8,

０８３万７千円増の１億６千万円余を取り崩し補填するものです。

１１２ページに移ります。次に歳出を説明します。

款１総務費は、職員人件費及びシステム改修の委託料等として、前年度比４，０１１万７千円増の１億１，１００万円余を計上しました。主なシステム改修は、令和３年度から市町村に順次導入を予定されている統一した事務処理標準システムであり、本市でも令和５年度導入完了を予定しています。改修には、１年６か月の期間を要し、予算総額６千万円を見込んでいます。なお、当該委託料は、全額県特別調整交付金により補助されます。

１１４ページに移ります。款２保険給付費は、一人当たりの保険給付費が増加傾向にあるものの、被保険者が前年度より１５０人程度減少しており、前年度比５，７８９万６千円減の５７億４，３００万円余を計上しました。

１１６ページに移ります。款３国民健康保険事業費納付金は、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度比６３１万６千円増の２１億３，３００万円余を計上しました。

１１７ページに移ります。款５保健事業費は、人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比３０１万６千円減の６，６４７万１千円を計上しました。特定財源として、県特別交付金２，５７３万円が補助されます。

以上で、詳細説明を終わります。

引き続き、議案第３２号令和３年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明します。

予算書の２０１ページをお願いします。第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億３５７万５千円と定めるものであります。

２０６ページに移ります。まず、歳入を説明します。款１後期高齢者医療保険料は、県後期高齢者医療広域連合で算出しています。前年度比２，４２５万円増の５億９，１００万円余を計上しています。

款４繰入金は、保険料軽減分を国県及び市が公費で負担する保険基盤安定事業繰入金２億４，７００万円余のほかに、人件費等に係る事務費繰入金及び市独自で追加した健診費用を集団健診事業繰入金として含め、前年度比３８４万５千円増の２億７，６００万円余を計上しています。

２０７ページに移ります。款６諸収入は、県広域連合からの委託事業に係る経費として、高齢者の健診受託事業収入として２，２７４万６千円と保健・介護予防受託事業収入として１，１７３万５千円を計上しています。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の展開において、戸別訪問指導を拡充するために会計年度職員の医療専門職２人を配置する経費が含まれております。

208ページに移ります。次に、歳出を説明します。款1総務費は、令和3年度から節11通信運搬費を特別会計で支出することとなりましたので、その額672万3千円を加え3,740万6千円を計上しています。

209ページに移ります。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として、被保険者から納入された保険料5億9,100万円余と、歳入に計上された保険基盤安定事業繰入金と同額の2億4,700万円余を保険基盤安定負担金として計上しています。款3保健事業費は、県広域連合からの委託事業で、高齢者の特定健康診査として2,300万4千円、その他保健事業と介護予防の一体的事業の事務費を計上しています。

210ページに移ります。款4諸支出金は、前年度比85万5千円減の190万4千円を計上しております。

以上で、議案第32号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第31号及び議案第32号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第36 議案第33号 令和3年度宇城市介護保険特別会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第36、議案第33号令和3年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第33号令和3年度宇城市介護保険特別会計予算について説明いたします。

特別会計予算書の301ページをお願いします。令和3年度は、歳入歳出それぞれ総額68億8,696万4千円と定め、前年度比で1億9,735万7千円の減額となりました。

まず、歳入の主なものを説明いたします。

307ページをお願いします。款1保険料、項1介護保険料は13億2,700万円余を計上しています。65歳以上の第1号被保険者を19,800人程度と見込んでいます。

次に、同ページの款3国庫支出金から310ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金までは、国・県・市の法定負担率分を計上しています。

同じく310ページの上段、目5低所得者保険料軽減繰入金9,908万7千円は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合によるものです。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

313ページをお願いします。款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は3,864万7千円です。介護保険認定調査員9人の報酬1,576万円や主治医意見書に係る手数料1,686万円等を計上しています。

314ページの目2認定審査会共同設置負担金は1,632万4千円で、認定調査業務を共同処理している宇城広域連合に対する負担金です。

314、315ページの款2保険給付費、項1保険給付費は64億8,400万円余で、対前年度比で約1億9千万円の減です。

315、316ページの項2地域支援事業費は2億2,600万円余で、対前年度比で約300万円の減額です。介護予防・日常生活支援総合事業の通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業等対象者が、住民主体の通いの場へ移行する傾向となっています。

以上で、議案第33号令和3年度宇城市介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第33号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第37 議案第34号 令和3年度宇城市奨学金特別会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第37、議案第34号令和3年度宇城市奨学金特別会計予算の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） 宇城市特別会計予算書401ページをお開きください。議案第34号令和3年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。

第1条、歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,649万1千円と定めるものです。

まず、歳入から説明します。

406ページに移ります。款1使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料1万5千円は、これまでの実績に基づき計上しております。款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、奨学基金の定期預金利子収入として2万3千円を予定しております。

一番下の款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として、滞納繰越分を含め1,645万円を予定しています。

次に、歳出を説明します。

407ページをお開きください。款1育英事業費の節11役務費は、郵便料及び口座振替手数料として5万3千円。節20貸付金は、令和3年度の奨学金貸付金として846万円を見込んでおります。節24積立金は、奨学基金積立金として、歳入と歳出の差引額797万8千円を計上しています。なお、令和3年度の貸付は、平成30年度から令和元年度までの継続者6人と、令和3年度の新規貸付者を12人と見込んでいます。

以上で、議案第34号奨学金特別会計予算の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第34号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第38 議案第35号 令和3年度宇城市水道事業会計予算

日程第39 議案第36号 令和3年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第38、議案第35号令和3年度宇城市水道事業会計予算及び日程第39、議案第36号令和3年度宇城市下水道事業会計予算の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 議案第35号令和3年度宇城市水道事業会計予算の詳細説明をいたします。

特別会計予算書501ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款水道事業収益、これは主に水道料金・他会計補助金などで11億8,500万円余を計上しています。

502ページをお願いします。支出の第1款水道事業費用、これは主に浄水場や配水池の光熱水料電気計装設備保安点検業務委託料などで14億1,400万円余を計上しています。第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入、これは主に企業債・他会計出資金などで9,453万7千円を計上しています。支出の第1款資本的支出、これは主に建設改良費・企業債償還金などで4億2千万円余を計上しています。

504ページをお願いします。第6条、企業債です。起債の目的は建設改良事業で、限度額5,500万円としております。

以上で、議案第35号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第36号令和3年度宇城市下水道事業会計予算について詳細説明をいたします。

特別会計予算書601ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出です。収入の第1款下水道事業収益、これは主に下水道使用料金・他会計補助金・国庫補助金などで12億4,200万円余を計上しています。

602ページをお願いします。支出の第1款下水道事業費用、これは主に管渠や処理場の修繕費・動力費などで14億7,300万円余を計上しています。

第4条、資本的収入及び支出です。収入の第1款資本的収入、これは主に企業債・国庫補助金・他会計出資金などで6億9,400万円余を計上しています。

支出の第1款資本的支出、これは主に建設改良費・企業債償還金などで11億9千万円余を計上しています。

604ページをお願いします。第6条、企業債です。起債の目的は公共下水道で、限度額1億3,600万円余としています。

以上で、議案第 36 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 35 号及び議案第 36 号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第 40 議案第 37 号 令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第 40、議案第 37 号令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第 37 号令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算について詳細説明をいたします。

宇城市特別会計予算書 701 ページをお願いします。第 3 条、収益的収入及び支出です。収入の第 1 款病院事業収益を 4 億 2,200 万円余としています。これは主に入院や外来の医業収益や他会計負担金などを計上しています。

702 ページをお願いします。支出の第 1 款病院事業費用を 5 億 3,700 万円余としています。これは主に職員の給与費や委託料などの経費を計上しています。次に第 4 条、資本的収入及び支出です。収入の第 1 款資本的収入を 415 万 2 千円としています。これは主に一般会計からの出資金になります。支出の第 1 款資本的支出を 980 万円としています。これは主に企業債償還金になります。

703 ページをお願いします。第 5 条は、債務負担行為の設定で、記載の 12 件を設定するものです。第 6 条は、一時借入金の限度額等を定めるものです。病院事業としての借入限度額を 5 千万円としています。

以上で、議案第 37 号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第 37 号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第 41 議案第 38 号 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 42 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（植田 康介氏）

○議長（石川洋一君） 日程第 41、議案第 38 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）及び日程第 42、同意第 2 号教育委員会委員の任命について（植田康介氏）を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 追加提案しますのは、議案としまして予算では一般会計補正予算の 1 件、同意案件としまして教育委員会委員の任命の 1 件、合計 2 件の追加議案提案です。

令和 2 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 453 億 7,494 万 7 千円としています。国の補正予算（第 3 号）の成立等に伴う追加や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 3 次配分額が示された

ことに伴うものが主なものとなっております。

詳細につきましては、総務部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第38号及び同意第2号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第38号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第8号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,135万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ453億7,494万7千円としております。内容につきましては、国の補正予算（第3号）の成立等に伴う国庫補助事業の追加や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分予定額が示されたことに伴う収入増が見込まれるため、早急な予算対応を行うものです。

また、国の補正予算成立後の予算措置でございまして、年度内での事業完了が困難であるため、繰越明許費の追加変更を併せて行っております。

2ページをお願いします。歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で5億200万円余を追加しております。款18繰入金、項2基金繰入金では4億1千万円余を減額しております。款21市債、項1市債で4,880万円の追加を行っております。

3ページに移りまして、歳出費目を説明します。款6商工費、項1商工費では財源組替えのみで補正額の増減はございません。款7土木費、項2道路橋りょう費で1億1,800万円の追加、同じく項4港湾費で615万円を追加しております。款9教育費、項2小学校費で1,200万円を追加、同じく項3中学校費で520万円を追加しております。

次に4ページです。第2表、繰越明許費補正です。1追加で、款9教育費、項2小学校費、同じく項3中学校費で、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策学校教育活動継続支援事業を、同じく項4社会教育費では、三角センター解体工事の3件を計上しております。2変更では、款7土木費、項2道路橋りょう費、同じく項5都市計画費で、道路維持補助事業ほか2件について金額の変更を行っております。

5ページに移ります。第3表、地方債補正です。1変更で、道路橋りょう整備事業費ほか1件について、紙面のとおり限度額を変更しております。

続いて、歳出の内容とその特定財源について説明します。

9ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費では、補正

額の増減はありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次配分予定額が示されたことに伴い、既存予算であるプレミアム付商品券事業に国庫補助金4億3,200万円余を充当、財源組替えを行っております。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節14工事請負費で、道路維持工事費2,500万円余を追加しております。特定財源は国庫補助金である社会資本整備総合交付金1,196万円と地方債1,100万円を予定しております。同じく目4橋りょう維持費では、節12委託料で橋りょう点検業務委託料1,200万円、節14工事請負費で橋りょう維持工事費8,100万円を予定しております。特定財源は、道路更新防災等対策事業費国庫補助金4,976万4千円、それと地方債3,280万円を予定しております。

次に、項4港湾費、目1港湾管理費、節18負担金補助及び交付金では、県営港湾補修事業負担金615万円を追加しており、特定財源は地方債の500万円となっております。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、節10需用費それと節12委託料、節17備品購入費をそれぞれ追加しております。同じく中学校費、目1学校管理費でも小学校費と同様に節10需用費、節12委託料、節17備品購入費をそれぞれ追加しております。これは、学校における新型コロナウイルス感染症対応の強化として必要となる保健衛生用品の購入、または教室等の消毒作業に必要な経費を計上したものです。特定財源としまして、それぞれ事業費の2分の1を学校保健特別対策事業費国庫補助金を予定しております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

最後に、歳入予算の説明を行います。

8ページをお願いします。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で4億1,000万円余の減額です。減額の理由は、歳出予算の中でも説明しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの特定財源の歳入増により、財源不足額が減少したことによるものです。

以上で、議案第38号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は2ページでございます。資料集は2ページ、こちらの履歴書になります。同意第2号教育委員会委員の任命について説明いたします。

本案は、現教育委員会委員の1人が、令和3年3月31日をもって任期満了になることに伴い、新任の任命が必要となります。植田康介さんは、人格が高潔で、教育・学術等に関し識見を有した方ですので、任命の同意をお願いするものです。

以上で、同意第2号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第38号及び同意第2号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第38号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

議案第38号は、お手元に配布をしております令和3年第1回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命について（植田康介氏）に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております同意第2号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第43 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第43、休会の件を議題とします。

お諮りします。来週の8日月曜日から10日水曜日までは常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、来週8日から10日までは休会することに決定いたしました。

なお、6日及び7日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後0時00分

第 3 号

3 月 1 1 日 (木)

令和３年第１回宇城市議会定例会（第３号）

令和３年３月１１日（木）

午前１０時００分 開議

１ 議事日程

日程第１	議案第１号	令和２年度宇城市一般会計補正予算（第７号）
日程第２	議案第２号	令和２年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第３	議案第３号	令和２年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
日程第４	議案第４号	令和２年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第５	議案第５号	令和２年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第６号	令和２年度宇城市水道事業会計補正予算（第３号）
日程第７	議案第７号	令和２年度宇城市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第８	議案第８号	令和２年度宇城市民病院事業会計補正予算（第４号）
日程第９	議案第９号	松橋駅地域交流センター条例の制定について
日程第１０	議案第１０号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１	議案第１１号	宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第１２号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１３号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１４号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１５号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１６	議案第１６号	宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１７	議案第１７号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の

		制定について
日程第 18	議案第 18 号	宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 19 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事)
日程第 20	議案第 20 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (三角センター解体工事)
日程第 21	議案第 21 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (不知火小学校校舎新築工事)
日程第 22	議案第 22 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について (宇城市学校給食センター新築工事)
日程第 23	議案第 23 号	財産の取得について (デジタル複合機)
日程第 24	議案第 24 号	財産の取得についての議決の一部変更について (宇城市 学校給食センター厨房機器)
日程第 25	議案第 25 号	権利の放棄について (市営住宅家賃等)
日程第 26	議案第 26 号	権利の放棄について (水道料金)
日程第 27	議案第 27 号	宇城市市道路線の廃止について
日程第 28	議案第 28 号	宇城市市道路線の認定について
日程第 29	議案第 29 号	指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと 交流センター)
日程第 30	議案第 38 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 8 号)
日程第 31	請願第 1 号	国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の 前進を求める請願
日程第 32	議案第 30 号	令和 3 年度宇城市一般会計予算
日程第 33	議案第 31 号	令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 34	議案第 32 号	令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 35	議案第 33 号	令和 3 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 36	議案第 34 号	令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 37	議案第 35 号	令和 3 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 38	議案第 36 号	令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 39	議案第 37 号	令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算
日程第 40	選挙第 1 号	宇城広域連合議会議員の選挙
日程第 41		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2 番 永 木 誠 君	3 番 山 森 悦 嗣 君
4 番 三 角 隆 史 君	5 番 坂 下 勲 君
6 番 高 橋 佳 大 君	7 番 高 本 敬 義 君
8 番 大 村 悟 君	9 番 福 永 貴 充 君
10 番 溝 見 友 一 君	11 番 園 田 幸 雄 君
12 番 五 嶋 映 司 君	13 番 福 田 良 二 君
14 番 河 野 正 明 君	15 番 渡 邊 裕 生 君
16 番 河 野 一 郎 君	17 番 長 谷 誠 一 君
18 番 入 江 学 君	19 番 豊 田 紀代美 君
20 番 中 山 弘 幸 君	21 番 石 川 洋 一 君
22 番 岡 本 泰 章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市民環境部長 杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者 林 田 順 子 君	総 務 部 次 長 元 田 智 士 君
企 画 部 次 長 天 川 竜 治 君	市民環境部次長 浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長 岩 井 智 君	経 済 部 次 長 黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長 梅 本 正 直 君	上下水道局長 大 塚 和 博 君
教育部次長 豊 住 章 君	三角支所長 梅 田 徳 久 君
不知火支所長 濱 口 博 隆 君	小川支所長 中 村 義 宏 君
豊野支所長 園 田 郁 夫 君	市民病院事務長 坂 井 明 人 君

農業委員会事務局長
財 政 課 長

白 木 太実男 君
木見田 洋 一 君

監査委員事務局長

松 川 弘 幸 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 松橋駅地域交流センター条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 18 議案第 18 号 宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事)
- 日程第 20 議案第 20 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(三角センター解体工事)
- 日程第 21 議案第 21 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(不知火小学校校舎新築工事)
- 日程第 22 議案第 22 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
(宇城市学校給食センター新築工事)
- 日程第 23 議案第 23 号 財産の取得について (デジタル複合機)
- 日程第 24 議案第 24 号 財産の取得についての議決の一部変更について (宇城市
学校給食センター厨房機器)
- 日程第 25 議案第 25 号 権利の放棄について (市営住宅家賃等)
- 日程第 26 議案第 26 号 権利の放棄について (水道料金)
- 日程第 27 議案第 27 号 宇城市市道路線の廃止について
- 日程第 28 議案第 28 号 宇城市市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 29 号 指定管理者の指定について (宇城市不知火温泉ふるさと
交流センター)

日程第 30 議案第 38 号 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 8 号)

○議長 (石川洋一君) 日程第 1、議案第 1 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 7 号) から日程第 30、議案第 38 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 8 号) までを一括議題とします。

去る 3 月 5 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長 (豊田紀代美君) 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 3 件、条例案件 2 件、その他案件 4 件の合計 9 件であります。議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 1 号令和 2 年度宇城市一般会計補正予算 (第 7 号) の各行政区長会補助金について、委員から「コロナ禍とは別に、最近、行政区長の研修会は参加者が減少

傾向にあると聞いている。コロナ回復後の見通しは」との質疑に対し、執行部から「有意義な研修であるので、来年度以降も行政と一体となって行政運営に携わってもらえるよう参加を促したい」との答弁がありました。これに対し、委員から「コロナ禍で事業が中止となり、全体で13億円もの減額補正となった。今後の状況は不透明であるが、今後どうするかという議論をすべき。市民への説明責任を果たせるよう努められたい」また「消防訓練も中止となったが、災害はいつ発生するか分からないので、訓練は何らかの形で行うべき」との意見がありました。

また、地方債補正について、委員から「減収補てん債の利率が5%以内と設定されているが、市中金利とかい離しているように感じる」との質疑に対し、執行部から「現実の市中金利とかい離しているのは間違いない。5%の利率設定は国の示す様式に準拠しているが、他自治体でも現実に即して利率を設定しているところがある。市中金利が上昇した場合に備えて5%以内としているが、一考の余地はあると考える」との答弁がありました。これに対し、委員から「実態にある程度沿った利率を検討されたい」との意見がありました。

次に、議案第17号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「新しい給食センター工事の今後の予定は」との質疑に対し、執行部から「工事及び厨房機器の搬入は今年度内に完了予定であり、給食の供用開始時期は夏休み明けの8月30日を予定している」との答弁がありました。

次に、議案第38号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第8号）の学校教室の消毒作業の外部委託について、委員から「教職員の負担軽減を目的とした外部委託は、通常、定期的に行うものなのか、陽性の感染者が出た場合のものなのか」との質疑に対し、執行部から「コロナ感染者が出た場合の、学校全体の消毒を対象とする。通常の消毒作業は、スクール・サポート・スタッフに協力いただく」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、予算案件3件、条例案件2件、その他案件4件の合計9件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件3件、予算案件4件、その他案件6件の

合計１３件であります。議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第１号令和２年度宇城市一般会計補正予算（第７号）の農業費の中山間地域等直接払制度事業補助金及び多面的機能支払事業補助金について、委員から「補助金が減額になっているが、原因は」との質疑に対し、執行部から「中山間地域等直接払制度事業補助金については、地域の高齢化及び事務の担い手不足等により、１１地区において事業の取りやめを行ったこと。多面的機能支払事業補助金については、取組予定地区の事業化の取下げ等によるものである」との答弁がありました。これに対し、委員から「事業に伴う事務のサポート等、事務の軽減等について考えていただきたい」との意見がありました。

次に、議案第２９号指定管理者の指定（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）について、委員から「アグリパーク豊野が赤字化していくのではと危惧する」との質疑に対し、執行部から「今回、全施設の管理と物産館の運営のみの指定管理であり、レストランと温泉施設については今後改修するため、指定管理期間の令和４年度末までの再開はない。そのため、赤字になることはない考える」との答弁がありました。これに対し、委員から「温泉施設については改修することだが、改修し再開しても、今後また赤字化していくのではとの懸念があるかどうか」との質疑に対し、執行部から「現在、改修の基本構想の委託を行っている。基本構想がまとまり次第報告する」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件３件、予算案件４件、その他案件６件の合計１３件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件５件、予算案件６件の合計１１件であります。議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第１号令和２年度宇城市一般会計補正予算（第７号）について、委員から「青海・大岳両保育園の統合民営化のための引継業務委託料が減額されているが、十分な引継ぎがなされず、子どもたちの新しい環境への順応が懸念されるが、４月１日からの移行は可能なのか」との質疑に対して、執行部から「合同保育等は

おおむね計画どおり実施しているが、職員の継続雇用ができなかった大岳保育園の児童及び保護者の負担軽減を目的として、4月以降、市保育士を統合保育園へ派遣するよう準備している。派遣期間は状況を見て判断する」との答弁がありました。

次に、議案第12号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「マイナンバーカードの取得の有無で、例えば税の申告等の手続きにおける違いはあるのか。また、個人情報の流出の危険性はないのか」との質疑に対し、執行部から「取得の違いでの差はない。この改正は、情報連携が認められている国の事務とは別に、都道府県以下のレベルの事務であっても、条例に明記すれば同様に情報連携ができるとするものである。所管部署間で情報連携する際は、従来どおり必ず本人の同意が必要なため、個人情報の流出の危険性はない」との答弁がありました。

次に、議案第14号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、委員から「内容が分かりにくい」との質疑に対し、執行部から「この改正の主なものは、新型コロナウイルスを含む感染症の拡大時や、大規模災害発生時でも現行の介護サービスが止まることがないように、事業所へ運営体制の強化を求めることが内容となっている。例えば、感染症対策の強化やICTを活用した家族との面会、リモート会議の推進などがある」との答弁がありました。また、委員から「介護人材不足など事業所の経営が厳しい中で、この改正で事業所にどのような影響があるのか」との質疑に対し、執行部から「例えば見守り機器を導入した事業所は、夜勤の人員基準緩和や事務の簡素化などで介護人材不足に対応できるものとする」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された、条例案件5件、予算案件6件の合計11件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）から、議案第38号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第8号）までの討論に入りますが、

通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第3号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号令和2年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第8号令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 9 号松橋駅地域交流センター条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 10 号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 11 号宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第 12 号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第13号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第14号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第15号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１６号宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１７号宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１８号宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第１９号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（長崎久具線交付金道路改良第２号工事）を採決します。採決は、押しボタン式投

票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第19号は可決しました。

これから、議案第20号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三角センター解体工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第20号は可決しました。

これから、議案第21号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校校舎新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第21号は可決しました。

これから、議案第22号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター新築工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２２号は可決しました。

これから、議案第２３号財産の取得について（デジタル複合機）を採決します。

採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２３号は可決しました。

これから、議案第２４号財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２４号は可決しました。

これから、議案第２５号権利の放棄について（市営住宅家賃等）を採決します。

採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２５号は可決しました。

これから、議案第２６号権利の放棄について（水道料金）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第

２６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２６号は可決しました。

これから、議案第２７号宇城市市道路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２７号は可決しました。

これから、議案第２８号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第２８号は可決しました。

これから、議案第２９号指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第２９号は可決しました。

これから、議案第38号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第8号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第31 請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

○議長（石川洋一君） 日程第31、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を議題とします。

先の令和2年第4回定例会において審査を付託しました総務文教常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、委員会における審査の経過並びに結果について、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） 令和2年第4回定例会において総務文教常任委員会に付託された継続審査となっておりました請願案件1件について、今回の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、委員から「20人学級を実現するには施設も教職員も足りない」「中学、高校と進学するにつれ1学級の人数は増加するものであり、20人学級では競争力の低下を懸念する」「意見書案は、子どもの教育よりもコロナ対策に重点を置いてあるように感じる」との意見がありました。

討論では「20人学級は現実的ではなく、教育効果にも疑問を感じる」との反対意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

以上、継続審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これから、請願第1号の討論に入ります。討論はありますか。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題になっております請願第1号国の責任による

「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、委員長報告では、認めないものとするという報告でございましたが、少人数学級については、今からおよそ10年ぐらい前に、国が少人数学級を進めるという方針を決めた後、予算の関係で政府はそれを見送ってきました。今回初めて35人学級への予算を具体化しております。ここに言われるように、基本的にはコロナ対策に対する問題が、この20人学級への1つの弾みではありますが、20人学級を即やるということではなくて、この請願は、展望して近い将来には20人学級にしてほしいというような請願になっております。そういう意味で、この論点の中での20人学級は現実的ではないという問題だとか、少人数学級では競争力の低下の問題があるということは、その際の議論にもございました。ただし、それは克服できる問題である。例えば、少人数学級によって教員確保、教室確保を十分になされれば、いわゆる競争力だとか20人学級では教育的効果だとかということにおいては、合併教室を作るとは非常に容易でもあります。そういう意味では、学校運営上の問題でこういう問題は解決できるものと私は思います。そういう意味では、この請願を認めていただいて、是非意見書を提出いただきたいと思います、議員諸氏の賛成をお願いして私の討論といたします。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで討論を終結します。

これから、請願第1号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号は、採決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３２ 議案第３０号 令和３年度宇城市一般会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第３２、議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

○１２番（五嶋映司君） ただいま議題になっております議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算案について質疑をいたします。

７点ほど質疑を出しましたが、事前に説明を受けて理解した部分は除きますので、４点ほどお尋ねをいたします。

第１点は、歳入の２５ページ、款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目４国庫補助金の災害公営住宅家賃低廉化事業補助金が１億８,１００万円余計上されていますが、これはどのような基準でいつまで補助をされるのかをまず伺います。

２点目も歳入ですが、３５ページの一番上、款２１諸収入、項３貸付金収入、災害資金貸付金はいつ発生したもので、どのくらいの残高があるのかを伺います。

３点目は、１０２ページの款６農業水産費、項２農業費、目７畜産費予算について。骨格予算とはいえ、わずか４７万５千円になっています。執行部の見解を伺いたい。

４点目は、１５０ページの款９教育費、項２社会教育費、目４人権教育費の財源についてお伺いします。

○議長（石川洋一君） 答弁の前に五嶋議員、３番の質問については常任委員会になります。取下げでよろしいですか。

○１２番（五嶋映司君） 了解しました。

○土木部長（原田文章君） 節２住宅費補助金１億８,３００万円余のうち１億８,１８１万８千円は、復興住宅１８１戸（１０か所）分の家賃収入に対する補助金でございます。この補助金は、建設年より２０年間交付されます。１０団地の建設年が異なりますので令和２１年度まで交付される予定です。

これまで市には、平成３０年度から本年度まで１億４,２３９万７千円が交付されております。

○経済部長（榎 隆弘君） 款５農林水産業費、項１農業費、目７畜産業費予算の見解についてお答えいたします。

当初予算につきましては骨格予算のため、関係団体協議会への負担金４１万３千円が主な予算額となっております。令和２年度においては、県の事業ではありますが、自給飼料増産総合対策推進事業が１件の１１５万円、環境保全型農業総合支援事業も１件で１６５万円を補助しております。

市内の畜産農家数は４５件でありますので、今後も畜産振興関係補助事業について周知し、事業要望については補正予算で対応していきたいと思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** 予算書の１５０ページ、款９教育費、項４社会教育費、目４人権教育費、節１８負担金補助及び交付金の説明欄、補助金につきましては、全日本同和会に１２９万円、部落解放同盟に１２９万円の補助金を計上しております。また、学校人権教育研究会へ８７万３千円の補助金を計上しております。財源につきましては、全て一般財源であります。

本市には、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を目的として活動を行っている運動団体が２団体あります。また、人権教育の研究と推進を図ることを目的に、高校を含む宇城市の公立学校教職員及び公立保育園職員で組織する宇城市学校人権教育研究会があります。

これらの団体と、様々な人権問題の解消に向けて、連携・協力しながら進めていくことが必要と考えております。このようなことから、団体の活動に対して補助を行うものでございます。

○**１２番（五嶋映司君）** 家賃低廉化補助金の問題は、大体分かりました。ただ問題なのは、先ほど議会の冒頭にも、今日３月１１日は東北大震災の１０年目ということで、ところが今話題になっているのは、災害公営住宅が一般住宅化に１０年程度でされるのが、東北大震災では話題になり始めました。この宇城市の災害公営住宅は２０年ということですから、２０年後には一般住宅、市営住宅になって、所得に応じての家賃設定に変わるのだらうと思います。その場合だと、例えば今１８１件分で１億８，１００万円ですから、１件当たり１００万円ぐらいの金額が国から家賃を安くしていただいてやってきているわけですね。そういうことを考えると、２０年先だから何とも言えないかもしれませんが、この補助金が無くなると、どの程度の家賃になるのかという概算でも分かればと思うんですけども、今その問題の提起は初めてするものですから、今の市営住宅と同じくらいになるのかどうなのか。そうすると、どのくらいになるのかというのがあったら教えていただきたいということです。それは、今東北大震災の余波で非常に社会的な問題になっている部分もあるものですから、僕らもしっかり把握しておきたいと思ってそういう質問をしています。

それと２番目の農林水産費の畜産予算の４４万円というのは、今おっしゃったように４５件あると。これは、生産量はものすごく大きいんですね。農業生産の中でも畜産は大規模生産が大きくなって、特に畜産の小規模に関してはいわゆる貿易自由化の問題なんかがあって、ほとんど潰れてしまって大きな農家しか残っていません。しかし、この農家が納めている市に寄与している税金の額というのは、かなり

の金額になっているはず。しかしそれに対する予算が44万円、しかもどこかの会費、行政が出すべき会費だけが予算になっている。これでは、宇城市が農業を大事な基幹産業として農業生産を伸ばそうとする、畜産分野もその部分の1つだと思うんですね。今畜産分野は、海外競争力の中では、例えばいいものを作って輸出しようというような動き、香港あたりに対する輸出量の増加というのもいろいろ話題になっております。そういうことからすると、基本的な政策はないのかどうか。この44万円でこの政策はできるのかどうかという非常に疑問です。その辺、もしよろしければ市長の感想を伺いたと思います。これは、担当の委員会でも是非そういう議論をしていただきたい。これはずっと続いているんです。5、6年、100万円未満ぐらいの畜産費予算は。それは余りにもひどいのではないかというのが私の質問の趣旨です。

4番目の教育費、これは一般会計という答弁でした。これは同対法がなくなって、もうかれこれ20年近くなるんですかね。ある一定の時期までは県の予算が付いて、それを市の財源としての予算の設置でしたが、一般財源になっている。宇城市の条例もあるということですから、一般財源であるということに関しては特別問題はないかもしれませんが、同対法との関係でいくと、やはり特定のこういうことに関する補助金というのは、どうなのかなというのは疑問を持っています。これに対しては、答弁は要りませんと思っていますから、委員会の方でも是非議論をしていただきたいと思います。

ですから、低廉化補助金の部分と畜産費の件について、簡単に結構ですから答弁をお願いします。

○土木部長（原田文章君） あくまでも家賃につきましては、所得に応じての区分でございます。現在、復興住宅では最低で13,300円、最高で56,400円となっております。

○市長（守田憲史君） 畜産農家からの要望が上がってから、議論させていただきます。

○12番（五嶋映司君） 補正で組むというのは、今回は骨格ですから、要望が上がってきたら補正で組みますと、先ほど部長の答弁でも補正では合計で、それでも300万円に満たない金額ですね。是非これは、要望があったらやるということではなくて、宇城市が畜産に関しては、こういう方針を持っているんだということを示していただくような予算の組み方をしていただきたいという願いをして、私の質疑を終わります。

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

—————○—————

日程第33 議案第31号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 3 7 議案第 3 5 号 令和 3 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 3 8 議案第 3 6 号 令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 3 9 議案第 3 7 号 令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第 3 3、議案第 3 1 号令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算から日程第 3 9、議案第 3 7 号令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算まで一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第 3 0 号から議案第 3 7 号までにつきましては、お手元に配布をしております第 1 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第 4 0 選挙第 1 号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第 4 0、選挙第 1 号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、議員でありました渡邊裕生君から、辞任届が提出されております。そのため、宇城広域連合議会議員に 1 人の選出が必要となりましたので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

宇城広域連合議会議員に、溝見友一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました溝見友一君を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました溝見友一君が宇城広域連合議会議員に当選をいたしました。ただいま宇城広域連合議会議員に当選されました溝見友一君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

溝見友一君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○10番（溝見友一君） ただいま当選させていただきました溝見です。私は今議員になって3期目となりまして、初めての広域の議員に選出されました。まだ分からないことはたくさんありますけれども、分からない中でも市民の声をしっかり聞きながら、広域行政に対しての意見を述べ、決議してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

—————○—————

日程第41 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第41、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12日金曜日から来週16日火曜日まで、議事整理及び常任委員会のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日12日から16日まで休会とすることに決定いたしました。

なお、13日及び14日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時15分

第 4 号

3月17日（水）

令和3年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和3年3月17日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長	杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8 番、大村悟君の発言を許します。

○8 番（大村 悟君） おはようございます。議席番号 8 番、会派彩里の大村悟でございます。

まずは、守田市長の第 3 期目の御就任誠におめでとうございます。特にコロナ対策等への対応のために、職務を遂行しながらというこれまでとは全く異なる選挙活動ではあったかと思いますが、限られた場所で訴えられたこれまでの実績、さらにはこれからの公約等に市民の多くの方が納得し、また賛同された結果がこの選挙結果につながったものと私なりに理解しているところでございます。これからの 4 年間、宇城市の舵取り役としての御活躍を御期待いたしまして、私の今日の一般質問に入らせていただきます。

本議会冒頭での市長からの所信表明で、今後 4 年間の施策を具体的に項目を上げながら示していただきました。そこで、今日の 1 つ目の質問であります、所信表明ではたくさんの項目を上げていただきましたので、その中から第 3 期目の市長として早急に取り組みたい新たな施策に対する市長の思いについてお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 3 期目の所信表明を初日にさせていただきました。その中でもコロナの克服、教育のまちづくり、S o c i e t y 5 . 0 社会の実現、この 3 点を最重要政策として覚悟を持って進めてまいります。

教育のまちづくりは、6 つの基本目標の 1 つである「育てる」まちづくりを主眼においた重要な政策です。

今回の市長選挙において公約として掲げた小中学校給食費の無料化につきまして、現在計画中でございますが、財源につきましては好調であるふるさと応援寄附金を原資に約 2 億数千万円を投じる予定です。

公会計化の仕組みづくりと給食費の統一化を事前に制度化する必要があることなど多くの課題を残しておりますが、できるだけ早い時期に無料化の実現へ向けて努力してまいります。

○8 番（大村 悟君） 一番お聞きしたかった給食費の無料化について触れていただきまして、ありがとうございます。ふるさと応援寄附金を財源に、約 2 億数千万円を投じるという大事業であります、公会計化の仕組みづくりや給食費の統一化を事

前に制度化する必要があるということですので、早速取り掛かっていただき、できるだけ早い時期の無料化実現となりますように大きな期待を寄せ注視をしていきたいと思います。

次に、大きな2点目の新型コロナウイルス感染症拡大防止についての質問に入ります。ワクチン接種について、国の公表した情報が次々とテレビニュースや新聞記事となって私たちのところに届いていますが、日ごとに内容が変わるという事例も多く、詳細な部分はどうなっているのだろうかと不安に思っている者の1人であります。また、早い時期に宇城市のホームページでワクチン接種のアンケートを見つけ、早速答えたりもしてきましたが、その結果も含め、ワクチン接種までの準備状況と課題についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 新型コロナウイルスワクチンの接種については、2月14日にアメリカファイザー社製のワクチンが特例承認され、同月17日から優先順位の上位に位置する医療従事者等を対象に、県が実施主体となって始まっております。一方、市が実施主体である65歳以上の高齢者などの接種は4月以降に予定されており、ワクチンの供給量に応じて、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者、それ以外の16歳以上の者に、順次接種を行っていくこととなっております。なお、国が示す接種順位の特例として、高齢者施設等の従事者は、市町村及び施設等の双方の接種体制が整う場合には、施設に入所している高齢者と同じタイミングで接種が可能とされており、本県においては高齢者の感染拡大防止を目的として、高齢者施設等の従事者と65歳以上の高齢者の接種を同時に接種することとなっております。

次に、準備状況につきましては、接種体制の構築に係る予算の確保をはじめ、医師会や市民病院をはじめとする関係機関等との協議、接種体制の整備、超低温冷凍庫の配備、接種券等の発行準備、接種に係る市民アンケート調査などを実施してまいりました。

アンケート調査は、市民の意向に沿った接種体制の構築を図ることが目的であり、1月13日から16日までの期間に、インターネット、電話、来庁された市民からの聴取の方法により実施し、1,912人の方から回答をいただきました。集計結果では、ワクチン接種を受けますかとの質問に対し、受けると回答した方が86%、どこで受けたいかの質問に対しては、かかりつけ医で受けたいと回答した方が75%であり、このうち高齢者においては79.5%という高い数値結果が判明いたしました。この集計結果を下益城郡医師会・宇土地区医師会にも情報提供しています。

最後に、課題についてですが、国が示す接種スケジュールが流動的であり、いつ、

どこに、どれくらいのワクチンが配分されるのかが不透明であるため、市民への接種券・予診票等の発送などのスケジュールが立てにくいことが、一番の課題となっております。

○8番（大村 悟君） ワクチン接種の優先順位と市としてこれまで準備してきたことの説明をいただきました。これまでの準備では、接種体制の構築に係る予算の確保、医師会等関係機関との協議、接種体制の整備、超低温冷凍庫の配備、接種券等の発行準備、接種に関するアンケート調査等を実施済みということで接種の準備がほぼできていることに安心をしたところであります。

次に、小さな2点目に入ります。国が示す接種スケジュールが流動的という課題が残っており、今後のスケジュールが決めにくいとは思いますが、あえてお尋ねをさせていただきます。先ほどアンケートの結果も説明していただきましたが、それによると、アンケートを受けた方の86%の方がワクチン接種を希望しておられるということでもあります。たくさんの方がワクチン接種を待っておられるということだと思いますが、やがて4月に入ります。今後、医療従事者以外では高齢者等のワクチン接種が始まっていくのかと思いますが、今後の接種計画についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今後の接種計画につきましては、4月以降に65歳以上の高齢者と高齢者施設等の従事者、基礎疾患を有する者など、順次接種を行っていくこととなっているため、4月1日に本市専用のコールセンターを開設する予定です。また、県に入る4月分のワクチン配分量が確定し、本市には4月12日の週に1箱975回分、26日の週に同じく1箱975回分、計1,950回分のワクチンが配分されることとなっております。この2箱のワクチンについては、重症化のリスクの高い高齢者施設等に入所している高齢者と従事者の方へ優先的に分配する予定です。なお、接種を希望する方は、原則、居住地の市町村で接種を受けることとなっておりますが、長期間入所している方などやむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることが可能となっています。併せて、従事者については住民票登録がある市町村発行の接種券が必要なため、現在県が取りまとめを行っているところです。

5月以降の接種については、県からの配分量が現在のところ未確定ですが、国は6月末までに高齢者全員に2回接種する分のワクチンを全国の自治体に配送するスケジュールを組んでおります。

本市としましては、県からの配分量に応じた市独自の配分計画を構築し、段階的な接種券、予診票等の発送を計画するとともに、市の広報紙やホームページ等を活用し、ワクチンに関する様々な情報を市民の方へ周知してまいります。併せて、市

民病院をはじめ下益城郡医師会・宇土地区医師会等と連携し、市民の皆様が安心して円滑に接種できる体制を構築してまいります。

○8番（大村 悟君） 今の説明で見えてきたこと、接種の始まる4月1日に本市専用のコールセンターを開設する予定であること、本市へのワクチンは4月12日の週に1箱975回分、26日の週に1箱975回分が配分されるので、この分は重症化のリスクの高い高齢者施設に入所している高齢者と高齢者施設の従事者へ接種ということだったかと思います。5月以降の接種については、県からの配分量が現在のところ未確定であるが、国は6月末までに高齢者全員に2回接種できる分のワクチンを全国の自治体に配分する予定としているとのことであります。確定しましたら早急に市民への周知をよろしくお願いいたします。

次に、大きな3点目、国や県の35人学級編成へ向けた市の取組についてお尋ねをいたします。国は、来年度より5年間で2年生以上6年生までの学級編成を35人とする方針を出しました。中学校は見送ったということでありましたが、熊本県は、県独自で中学校1年生を35人学級にするという英断をしていただき、うれしく思っているところであります。

そこで、小さな1点目と小さな2点目を併せてお尋ねしますが、宇城市内各小中学校の現在の学級数、今後5年間の見込みの学級数、それと国や県が進める少人数化で生じる施設整備等の課題についてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） まず、35人学級編成の国と県の方針からお答えいたします。

国は、新型コロナウイルスの感染拡大による長期の休校を強いられたことを受け、子どもたちがソーシャルディスタンスをとって安心して学べる環境の整備及びきめ細かい教育を行うために、令和3年度から5年計画で小学6年まで35人学級を導入することを決めました。

県におきましては、中学1年も35人学級を導入することで、中学入学後の学校生活に適応できなくなる中1ギャップを解消し、きめ細やかな指導ができるように令和3年度からの導入を決定しているところでございます。

次に、施設整備の課題についてお答えさせていただきます。

令和3年度の小学校児童数は全体で3,048人、通常学級と特別支援学級を合わせて159学級となっております。5年後の令和8年度は児童数2,683人、学級数140学級程度と見込んでおまして、児童数約360人、小学校学級数は19学級が減少すると予測いたしております。

中学校は、令和3年度の生徒数は1,582人、63学級となり、令和8年度は生徒数1,536人と約50人減少し、学級数は通常学級が4減、特別支援学級が

12増となり、合計71学級と見込んでいます。

学校ごとの状況は、ほとんどの学校は令和3年度から徐々に減少しますが、当尾小学校及び河江小学校の2校は増加する見込みです。当尾小学校は徐々に増加して、令和8年度までには50人増え、学級数も2学級増加する見込みです。河江小学校は令和4年度に27人増加し、1学級増加すると予測しております。この2校が、35人学級編成に伴う教室不足を懸念しているところであります。

ただし、今回行いました児童生徒数それから学級数の予測は、あくまでも現在の住民基本台帳から抽出いたしましたので、学校変更や住所異動、実際の特別支援学級の在籍者数、宇城市外の学校への進学者数等は毎年変化しますので、ある程度の目安として捉えていただきたいと思います。

○8番（大村 悟君） 少人数化により、学級増となる学校があるのではないかと心配からの質問でした。将来的には、児童生徒数の減少に向かうようではありますが、これからの5年間に絞って考えると、当尾小学校が2学級、河江小学校が1学級増加となるようであります。

そこで、小さな3点目に入りますが、学級増ということは教室不足という課題が生じるわけですが、ずっと先のことでありませんので、早急にその課題の解消に努めなければなりません。そのための質問になります。35人学級に備えた今後の環境整備計画についてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 整備計画についてお答えいたします。

次年度は、35人学級に伴っての整備の予定はありませんが、今後の35人学級編成及び特別支援教室の増加に伴う教室不足につきましては、当尾小学校及び河江小学校とも少人数教室、パソコン教室及び英会話室などの特別教室を一時的に転用することで対応したいと考えております。

一般的に、普通教室に空きがない場合には、他の教室の改造、新たな教室の増築、プレハブリース等で対応することになりますが、いずれにしても、整備に多額の費用と期間を要しますので、各学校の大規模改修または改築の時期や、今後の児童生徒数の推移を十分に研究・検討した上で、より効果的な方法で対応したいと思っております。

なお、国県からは、35人学級の導入に伴う施設整備に関する補助については今のところ通知等は来ておりませんが、今後の国県の動向に注視してまいりたいと思っております。

○8番（大村 悟君） 普通教室に空きがない場合は、具体的には今説明していただきましたように、一般的には他の教室の改造、新たな教室の増築、プレハブリース等での対応になると思いますが、今のところ当尾小学校と河江小学校につきまして

は、少人数教室やパソコン教室及び英会話室などの特別教室を、一時転用するという
ことで対応していきたいということであったかと思います。特別教室を普通教室
に転用するとなると今度は特別教室がなくなるわけで、これまで特別教室でやって
いた学習活動がどうなるのか心配しないわけでもありませんが、今日は答弁を求め
ませんが、そこら付近は今後もしっかり検討していただき、特別教室の転用で新た
な支障が生じることをないようによろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、今月末で退職をされる 11 人の執行部の皆様方、長きにわ
たり宇城市の発展のために御貢献いただきありがとうございました。11 人の皆様
方の今後ますますの御健康、御多幸を祈念いたしまして、今日の私の一般質問を終
わります。

○議長（石川洋一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 45 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16 番、河野一郎君の発言を許します。

○16 番（河野一郎君） 彩里の河野一郎でございます。

私ども彩里は、守田市長と政策協定を結びました。「政策協定書、来たるべき宇
城市長選挙への出馬表明をした宇城市長とその推薦を発表した宇城市議会会派彩里
は、市民の安寧と住民福祉向上の更なる推進と実現を図るため、以下の内容の政策
協定を締結する。1、地方創生。企業誘致、タイケン学園の積極的誘致。2、防
災・減災。内水対策、遊水地化を含む総合運動公園の整備推進。3、教育。教育委
員会による教育方針の明示、ICT教育の充実。4、福祉。高齢者の生きがい対策、
子育て家庭充実への支援。5、環境。5Rの積極的推進。令和2年9月29日」

宇城市の政策を進める約束をして選挙戦へ突入いたしました。結果、守田市政の
これまでの行財政運営、熊本地震からの復興、コロナ対策などに対して、市民から
の評価と市政に安定を求められました。市長におかれましては、今後も積極的に政
策実現のため、努力をいただきたいと思います。

今議会の初日、所信表明が行われました。多くの施策が語られ、宇城市のリーダ
ーとしての熱意を感じました。これまでも守田市政は多くの施策を進めながら、バ
ランスのとれた行財政運営で、市の財政状況を改善しております。しかしながら、
宇城市の行財政改革はまだ道半ばであるというふうに思います。所信表明の中に、

行政経営に対して覚悟を持って市政運営に取り組むと言われました。覚悟をお聞かせください。

首都圏で緊急事態宣言が発出されております。終わりの見えないコロナウイルスではありますが、国は国民の日常を取り戻すために、ワクチン接種を進めております。宇城市にワクチン接種のスケジュールは、先ほどの大村議員の質問で詳細が出ました。遅滞なく進めていただきたいと思います。長引くコロナ禍で宇城市民も苦しんでおります。飲食業界だけでなく、様々な分野で多くの影響が出てきております。そして、気持ちが沈んでいると思います。今後宇城市の経済対策、契機付けの政策が必要だと思いますが、考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

内水対策。宇城市下水道区域の排水対策、松橋の中心部と不知火の3か所に排水機場が整備される計画が進められます。不知火東部地区の排水対策はめどが立ちそうではありますが、松橋中心部の大野川、明神川のゲリラ豪雨時の越水も同時に考えていかなければならない問題であります。県河川であり、整備計画を基に整備が進んでいきますが、まずは流れをスムーズにすることが大切であります。遊水地も視野に入れた整備計画の要望も必要であると思います。県河川大野川、明神川の整備促進についてお尋ねをしたいと思います。

あと一点、新しい給食センターが9月から供用開始をいたします。新衛生基準を満たしたセンター食を無料で提供すると表明されました。給食費の小中学生無料化、守田市長の公約であります。市民の方も喜んでおられます。市民との約束を守るためにも進める必要があります。見解を求めます。

以上5点について、お答えをいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） まず、行政経営について2期8年を振り返りますと、様々な事業を実施する中でも、施設の統廃合を視野に入れながら進め、財政運営については、地方交付税の一本算定を見据えた行財政改革に取り組んでまいりました。市の財政事情は職員の頑張りもあり、宇城市誕生から成し得なかった、老朽化した公共施設のスクラップアンドビルドや民間活力の導入、財政については、指標となる実質公債費比率、将来負担比率などが熊本地震やコロナ禍である環境の下でしたが、しっかりと改善してきました。このスクラップアンドビルドでございますが、6か所の防災拠点センター建設の面積が8,155平方メートル、老朽化した公民館等の解体を2万5,295平方メートル実施いたしました。3分の1相当に縮小しまして、その管理費その他に関しましても相当な節約になってきたところでございます。スクラップアンドビルドが成功したと考えております。

所信表明でも申し上げたとおり、地方のパイオニアとなるべく、覚悟を持って誠心誠意、市民のため全力で行政経営に取り組んでまいります。

コロナウイルス経済対策として実施したプレミアム付商品券につきましては、市民にも大変好評であり、経済対策としても成功だったと自負しております。今後については、これまで2回の効果と市場分析をし、また、コロナ禍における経済情勢の動向を踏まえ、今後の国からの交付金も含めて研究したいと考えています。

内水対策につきましては、大野川の管理者である熊本県に現計画を確認したところ、遊水地の整備を行う予定はなく、河川整備計画に基づき河川改修を実施中で、現在は明神川に架かる大野橋の架け替えのための借地補償交渉等が進められています。また、大野川本川及び明神川の越水対策については、河道に堆積した土砂の掘削工事を今年度3月に発注し、4月以降着手される予定と伺っており、当面は様子をみたいと考えております。

これはホットニュースでございますが、昨日衆議院議員の金子先生から御連絡をいただきました。昨日、国の社会資本整備審議会道路分科会の開催で、高規格道路三角網田間13.5*、750億円だそうですでございます。予算750億円で本庁である程度その方向性を出していただきました。これには三角町の合計3か所のインターチェンジも含めるところでございます、今後代議士の力もお借りしながら、国・県・市としっかり連携をとって、この熊本天草幹線道路の完成に宇城市も頑張らなければならないと考えております。

子育て支援センターの設置については、子育てに関するワンストップサービスを提供できる総合的な拠点となる施設を整備します。この施設設置の目的は、1、子どもたちが遊びや学びの場として過ごせる場、2、子育て親子の交流の場、3、子育て支援に関する情報提供の場、4、子育てに関する相談窓口となります。設置する場所は、現不知火支所を予定しており、現施設は本庁舎大規模改修の執務室として利用されたのちに、一部改修し開設を計画しています。おおむね令和6年頃を予定しています。

次に、給食費の無料化につきましては、大村副議長の答弁で申し上げたとおりですが、市長公約として市民の皆様にお約束しておりますので、実施に向けて努力していきたいと思っております。

- 16番（河野一郎君） すみません、1つ質問を抜かしまして、答えが先に出ましたが、子育て支援、不知火の支所を拠点整備するということの答えをいただきました。質問をちょっとしたいと思いますけれども、答えは出ましたけれども、民生常任委員会で執行部から数字が出されました。宇城市の子ども出生数が令和元年463人、令和2年が352人、110人減少したそうであります。コロナ禍の影響もあるかと思いますが、子どもがいてきちんと将来をつないでいくことが大切であります。そのための拠点となる施設を不知火支所につくるということで明言をいただ

きました。感謝を申し上げたいと思います。

それから、パイオニア先駆者、開拓者となるべく覚悟を持って行財政経営を行うと言われました。宇城市の未来へ向けての行財政改革になると思います。その覚悟を改めてお伺いしたいと思いますけれども、市長お願いします。

○市長（守田憲史君） 行財政改革は、今後校舎の建築その他もあります給食費の無料もありまして、なかなか財源的にも厳しいものがございます。その中で今後節約できるものは、しっかりと今後も考えてまいりたいと思います。まだ具体的には計画中でございます。よろしくお願いします。

○16番（河野一郎君） 期待をしております。

コロナ禍の中で宇城市経済再生、とても大切な部分になってくるだろうと思います。国の財源を見ながらということでもありますけれども、是非とも市長、考えていただきたいと思いますけど、改めて経済対策いかがですか、コロナの経済対策です。

○市長（守田憲史君） プレミアム付商品券、御存じのように第1弾6億円、第2弾6億円でございます。12億円。そして子育て支援の商品券も1億円相当で、13億円ございました。国から10億円をいただいております。県からはなかなか厳しい数字でしたので、ちょっとまた国から4億円相当は来ておりまして、それでどうか帳尻はあったところでございまして、なかなか国県の支援をいただかないと、あのプレミアム付商品券も発行できません。今後国の動向を見据えながら、また議会に御相談させていただきます。

○16番（河野一郎君） 次へ移ります。宇城市教育大綱基本理念「地域と触れ合い、個性を発揮する人づくり～市民みんなの可能性を信じて～」。基本方針が、1、充実した教育環境による児童・生徒の育成。2、人権の尊重、男女共同参画社会の形成。3、後世に残す芸術文化、伝統芸能、文化財。4、社会教育、スポーツの推進。平成28年度から平成32年度までの宇城市の教育方針であります。現在新しい教育方針を策定中ということをお聞きしておりますが、教育長、2期目に入られました。教育委員会の本気度で策定いただきたいと思いますが見解を求めます。

○教育長（平岡和徳君） それでは、教育方針についてお答えいたします。

本市の教育施策の基本方針であります宇城市教育大綱につきましては、この上位計画であります第2次宇城市総合計画（後期）を受けて策定する必要があります。現在、総合計画の策定を進めている段階であります。

今後は、総合計画を踏まえまして、市長及び教育委員会をもって構成しております宇城市総合教育会議におきまして、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策であります宇城市教育大綱を決定していく予定であります。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして設置

が義務付けられております。この会議では、大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備、そしてその他の教育・学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等の調整を行うものとしております。

教育委員会としましては、宇城市教育大綱、そして熊本県第3期くまもと「夢への懸け橋」教育プランを踏まえまして、具体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

議員が話されましたように、平成28年度に策定しました本市の教育大綱では、教育環境の充実、人権の尊重、文化の継承そして社会教育とスポーツの推進、この4つを柱として取り組んでまいりました。今後はその新しい教育大綱におきまして、Society 5.0の時代をたくましく生き抜く人材を育成するために、五者の連携そして協働を特に充用していきたいと考えております。この五者というのは、子どもたち、そして家庭、学校、地域、行政、この五者のことです。教育という大きな川の流れをつくるその源泉は家庭にありますけれども、家庭だけでは補えない部分を、学校や地域、行政という社会のシステムがフォローしまして、子どもたちが自ら夢に向かって進むために環境を整え、可能性の幅を広げる支援をしていくことが私たち教育行政に関わる者の使命だというふうに思っております。

このようなシステムを手厚くそして組織的に、人がどんどん重なり合うように構築していくことで、この五者の連携をより強化し協働の質をより向上させ、宇城市の教育力をさらに高めていきたいと考えております。

○16番（河野一郎君） 教育委員会には期待をしております。

3月末で退職なされる11人の職員の方々、誠にお疲れでございました。これからの人生に幸多からんことを御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、河野一郎君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時28分

—————○—————

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新市会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは3点について質問をさせていただきたいと思っております。議長のお許しをいただきまして、質問の順番を2点目と3点目を入れ替えさせていただきます。

質問に入ります前に、守田市長におかれましては3選誠にありがとうございます。日々精力的に頑張っておられるお姿を拝見し、宇城市のトップリーダーとして、覚悟を持って行政運営に当たられていると強く感じております。宇城市民の大きな期待に応えられ、御活躍をいただきたいと思います。先ほど、市長から御報告がございましたけれども、実は、昨夜金子代議員と熊本天草幹線道路についてお電話でお話をさせていただきました。昨日、国の社会資本整備審議会道路分科会の第20回事業評価部会において、熊本天草幹線道路の令和3年度予算に向けた新規事業採択時評価について、新規事業は妥当であるとの審議結果が出され、令和3年予算案の国会審議を経て、正式決定が見込まれるとのことでした。金子代議員、末松県議、吉田両県議のチーム熊本の御尽力、そして何と言っても守田市長、石川議長、それから宇城市議会からの強い要望が実を結び、正式決定が目前となりました。先ほど市長からもありましたけれども、総工費750億円、また1つ宇城市の発展が約束され、金子代議員からは、豊田委員長良かったですね、守田市長、宇城市議会、そして地域住民の悲願が一步前進、引き続き事業推進に頑張ってもらいましょうとおっしゃっていただき、金子代議員に深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。東日本大震災から10年が経過し、そして熊本地震から5年が経過いたします。昨年6月、7月の豪雨災害、さらには新型コロナウイルスの影響で、あらゆる業種が甚大な被害を被っております。

そこで、大きな1点目、新型コロナウイルス対策としての経済支援策について、小さな1点目、まず、本市独自の経済支援策の実績についてお尋ねをいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 市で取り組んだ順に申し上げます。

第1としては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業者、個人事業主及び小規模事業者の借入れに伴う利子に対し、経費負担を軽減し経営の安定を図るため、宇城市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別融資利子補給制度を創設し、今年度は244件、3,160万円を交付決定しました。

第2として、前年度と比較し連続した2か月の売上げが30%以上下がった市内全ての業種を対象とした事業所及び個人事業主に対して、一律10万円を支給する宇城市事業持続化対策特別支援金を創設し、829件で8,290万円を交付しました。

さらに、この支援金の交付対象事業所のうち、飲食店に対しては一律30万円を補助する宇城市店内飲食店向けコロナ対策支援金を創設し、142件で4,260万円を交付しました。

次に第3として、低迷した市内経済の早期回復を目指すプレミアム率100%の

「コロナに負けない。宇城市プレミアム付商品券」の販売を2回行いました。市民の購入率としましては、第1弾が91.7%、第2弾が93.6%で、双方合わせた使用率は2月17日現在86.4%であり、約18億5千万円分が市内の登録店で使用されております。

なお、昨年の年末商戦に合わせた第2弾の発売と時期を同じくして、子育て世代を支援するために1万円分の子育て応援商品券の交付も行いました。総数は18歳以下の9,241人分になります。

これらの商品券は、多くの方々に使用していただき、市内経済の活性化につながったと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 本市の迅速で的確な取組には、他の自治体からも大きな注目がなされております。守田市長と担当所管のお取組に感謝を申し上げます。コロナの終息にはまだまだほど遠く、3月3日の野村総研によりますと、パート・アルバイトの中で実質的失業者は全国で女性が103万人、男性が43万人、2か月で1割強も増えているとあります。国県はもとより、本市でも実質的失業者対策は急務だと考えております。また、3月14日の熊日新聞報道にもありますように、県内飲食店の時短要請の協力金1日4万円の支給遅れで、家賃、資金繰りが苦しいと経営者は深刻なお訴えをされているという記事もありました。

また、宇城市商工会からもコロナ対策支援策として要望もいただいております。1点目、国の持続化補助金不採択者を対象とした本市独自の持続化補助金の創設。2点目、事業の再構築促進事業の支援。3点目、感染症対策の設備に対する補助金の支給。4点目、業種を問わずコロナ対策・設備資金の拡充。また、県の全国初の飲食店従業員のPCR検査の受検促進支援と、今日もまた熊日新聞の朝刊にございました、政府は16日生活困窮者への緊急支援策といたしまして、5つの策を上げておりました。所得の低い子育て世帯に子ども一人当たり5万円を給付、特例で生活再建資金を貸し付ける総合支援資金は、住民非課税の場合に返済を免除とあります。あと3点ありますけれども、予算として5,000億円の予備費を来週までに追加するとありました。

国県の制度の取組をフルに活用されて、実態に即した支援策を強く要望いたします。と思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 今後におきましても、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、地域経済の状況を見極めつつ、何が効果的な経済支援策であるのかを徹底して研究するとともに、迅速な対応に努めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 御提案させていただいた件につきましては、徹底的に研究をしていただき、予算化をしていただくように強く要望を申し上げます。

申し遅れましたが、第1弾に引き続き第2弾の宇城テイクアウト事業には、守田市長、浅井副市長、平岡教育長はじめ議場におられる執行部の皆様方、職員の皆様、さらには議員各位、市民の皆様には毎日のようにテイクアウトに御協力いただき、出店者に成り代わり深く感謝を申し上げたいと思います。また、後半の3日間では、松橋高校の生徒たちが36人ボランティア活動に御協力いただきました。長谷川校長先生をはじめ諸先生方にも御協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこで、市長にお尋ねをいたします。これまで、「いざ、復興へ。市民の生活、最優先」を掲げられ、他の自治体も注目するほどの復興を成し遂げてこられました。今後はコロナからの復興を目指され、市政運営に当たられると考えますが、今後のコロナ復興、経済支援策についての守田市長の強い思いをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 所信表明でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の脅威は、まだまだ沈静化するとは思えません。そのような中であっても、市民の皆様がこの先もずっと安心して、快適な暮らしができる「住みやすさを実感できるまち・宇城」の実現に向けて、コロナからの復興を目指し、ワクチン接種も含め、誠心誠意、全力で取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 次に、大きな2点目、図書館・美術館の今後の計画について、小さな1点目、図書館・美術館の指定管理者導入については、地域活性化の拠点、交流の拠点として大いに期待を寄せているところでございます。これまでの経緯・現状について、さらには改装内容等も含め、今後の計画・スケジュールについてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 図書館・美術館の今後の計画についてお答えをさせていただきます。

これまでの経緯・現状につきましては、昨年の9月定例会で指定管理者制度の導入に向けた条例の一部改正を行い、12月定例会で指定管理者の指定に加えて、予算の面では中規模改修設計業務委託料と指定管理料の債務負担行為について、議決をいただいたところです。

今後のスケジュールといたしましては、指定管理者に決まりましたカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と、管理運営に関する協定書を、今月中に締結する予定でございます。

また、施設の中規模改修及び内装改修の設計業務を5月下旬までに行い、工事費を算出いたします。その後、令和3年6月の第2回定例会で、改修工事費等の予算を上程し、令和4年4月にリニューアルオープンを予定いたしております。

具体的な内装改修につきましては、現在計画設計中でございますので、現時点で

のコンセプトのみ説明をさせていただきます。

図書館は、既存の書架等を利用しつつ、新たな空間デザインを取り入れた高架書架による本に囲まれた居心地の良い空間の提供並びに入口にカフェを配置したにぎわいの創出、奥に行くほど静かな空間をつくり、W i - F i と電源を確保した集中できる学習スペースを設置し座席を多く配置する計画です。

開館時間についても大幅に延長し、中央図書館は年中無休で朝 9 時から夜 9 時まで開館。分館は、休館日を減らしサービスの充実を図ります。

また、子ども向けの中身を充実させるため、熊本地震で被災者の方に提供した集会所みんなの家を敷地内に移築・改装し、本を通じて親子で楽しめる憩いと集いの場として提供することを考えております。

美術館につきましては、館内レイアウトの大幅な変更は予定しておりませんが、空間デザインは図書館と統一し、企画の面で新しい視点での展示会や講座などを取り入れ、市民一人一人がアートと関わり楽しむことができる美術館、鑑賞する美術館から創作する美術館への転換を目指しております。

今後、図書館・美術館が市民の皆様の憩いの場として、子どもから高齢者の方までいつでも誰もが気軽に利用できる生涯学習の施設として親しまれ、交流人口が増加し、定住にもつながるよう新たな拠点づくりに向け、整備を進めてまいります。

○19番（豊田紀代美君） カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と今月中に管理運営に関する協定書の締結を予定してあること、また令和3年6月の第2回定例会で改修工事費等の予算を上程し、令和4年4月にリニューアルオープンを予定されていることの御報告をいただきました。さて、私のみならず、蔦屋書店と聞いて思い浮かぶのがスターバックスコーヒーというイメージがあります。若者にも絶大な人気のカフェであり、ブランド名の高いカフェを導入することで幅広い世代の利用につながり、施設の来館者の増加のみならず、ひいては、交流人口の増加や定住促進にもつながる大きな期待を寄せているところでございます。令和2年12月の総務文教常任委員会委員長報告の中にも記載しておりますように、今回の指定管理導入においてスターバックスコーヒーの導入を強く御要望させていただきたいと思いますが、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） カフェの運営については、現在、出店していただける店舗をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の方で交渉中です。私も、スターバックスコーヒーのブランド力には大きな魅力を感じております。

公立図書館にカフェを入れるという14市でも初の試みです。スターバックスを含め、意欲あるカフェ業者の運営を期待しているところです。

○19番（豊田紀代美君） 市長御指摘のように、公立図書館にカフェを入れるという

14市でも初の試みでもありますし、スターバックスコーヒーの導入に特段の御尽力を賜りますように、重ねて強く要望をいたしておきたいと思います。

次に、大きな3点目でございますが、女性の社会参画について、小さな1点目、女性が活躍できる社会の推進でございますけれども、男女共同参画推進については、旧松橋町議会議員時代に元熊本県知事の潮谷義子氏を座長にお迎えいたしまして、男女共同参画行政への提言の委員会で策定をさせていただいている経緯がございます。今日まで推進をいたしてまいりました。執行部、議員各位も御承知のように、2019年世界経済フォーラムで発表された男女格差報告、ジェンダー・ギャップ指数は世界153か国の中でなんと121位と、先進国最低の水準に後退をいたしております。平成29年3月策定の第3次計画の来年度が最終年度となっており、第4次宇城市男女共同参画計画策定に向けて女性が活躍できる社会の推進について総務部長に御答弁を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 本市で女性の社会参画に関しましては、平成19年3月に第1次宇城市男女共同参画計画を策定し、以来、全ての市民が、性別の区別なく真に平等な立場で、社会のあらゆる場面に参画できるようなまちづくりを目指し、取り組んでまいりました。中でも、パートナーシップフェスティバルなどの啓発事業においては、市民の皆様とともに推進してきたところでございます。

豊田議員御案内のとおり、非営利の国際機関世界経済フォーラムの発表で、男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数で日本は153か国中の121位と下位に位置付けられております。

このような中、現在第3次計画であります男女共同参画計画が来年度は最終年度となるため、本年度は第4次計画策定に向け、市民3,000人を対象に意識調査を実施いたしました。来年度は、市民意識調査の結果を踏まえつつ、市民が求める新しい生活スタイルに合わせた女性活躍推進につながるような計画の策定に努めてまいります。

併せまして、市が所管する各種審議会や委員会などへの女性人材登用につきましても、既存の女性人材リスト登録事業をさらに充実させ、女性が参画する機会の拡充を図っていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長の御答弁の中に、第4次計画策定に向けて市民3,000人を対象に市民の意識調査を実施されたとありました。その分析結果と現在の女性人材リスト登録事業をさらに充実されとのことですが、具体的な方法について2点ほどお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 市民意識調査につきましては、13項目28の質問について、20歳以上の市民3,000人を対象に昨年7月に実施し46.1%の回答があ

っております。

分析結果につきまして、この場で全てを申し上げることはできませんが、女性の社会参画に関する特徴的なものを申し上げますと、女性が職業を持つことについては、ずっと職業を持ち続けたいとする回答が5年前の前回調査の47.4%から今回は66.4%と増加しております。また、そのために解決すべき問題という問いには、職場で育児休業などを取りにくい雰囲気があるなど、育児や介護支援制度に関する課題が上位を占めております。さらに、社会での企画立案や意思決定の場に女性登用が進まない原因はなぜかという問いに関しましては、社会通念やしきたり、慣習が妨げになっているという回答が63.9%となっております。

これらの分析結果を基に、女性活躍推進につながる計画策定を目指してまいります。

女性人材リスト登録事業の充実につきましては、従来の広報紙による人材募集に加え、各種啓発イベント開催時などにおいてもパネル展示等行い、優秀な人材の確保に努めていく考えてございます。

今後も引き続き、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

- 19番（豊田紀代美君） 市民の意識調査の分析結果を基に、女性活躍推進につながる第4次計画策定を目指していただくとのこと、また女性人材リスト登録事業の充実も図っていただけるとの総務部長の御答弁をいただきました。

ここで、女性が活躍できる社会の推進について市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

- 市長（守田憲史君） 女性の社会参画については、本市においても大きな課題であると認識しております。今後、市が所管します各種審議会、委員会等については、引き続き有能な女性人材の登用に努めていく考えです。

- 19番（豊田紀代美君） 本市における積極的な女性登用の推進を是非お願いをいたしておきたいと思います。県内の女性登用は道半ばとあります。女性管理職は3割弱で、県内14市の市議会の女性議員の割合は、2019年度末は9.7%で全国5番目に低く、本市は私1人でわずか4.5%です。女性議員が1人もいないゼロ議会は、昨年7月時点で12市町村あります。政治をはじめ、あらゆる意思決定の場に女性が加わる仕組みづくりを加速させなければならないと思います。

3月8日は、国際女性デーでございました。あらゆる分野で女性の活躍と男女共同参画の推進、そしてSDGsが掲げるジェンダー・ギャップのみならず、年齢や性別、障がい、人種、民族、生まれた環境、宗教、経済状況を問わず、全ての人々があらゆる場に参加できる社会を目指すべきだと強く思っております。

最後になりましたが、本年度末をもって退職をされる議場11人の皆様、職員の

方々、大変お疲れ様でございました。特に熊本地震の際には不眠不休で市民のために頑張っていたいただきました。豪雨災害や新型コロナウイルスと、予測不可能な戦いの日々の連続でした。まだまだコロナの終息は時間が必要でございますが、これからも皆様方が御健康でそして御活躍いただきますように、心からお祈りをいたしております。長い間本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さん、こんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司です。

議長のお許しを受け、質問をいたします。

安倍長期政権の下で引き起こされた森友・加計学園以来、引き続き忖度や官僚の不祥事など、国の政治に対して地方から発信しなければならないことはたくさんありますが、今日は時間がないので早速質問に入ります。

まず第1点、給食費の無料化について。市長が先ほどの市長選挙で給食費の無料化を公約に掲げられたこと、この英断には敬意を表したいと思います。子どもの貧困化が問題となっている今、所信表明で位置付けられた基本目標の第2点、「育てる」まちづくりの具体策として、大きな効果をもたらすものと期待をしています。この課題、皆さんが大きな期待を表しているその証として、今日質問された3人全ての方が、この問題を質問課題として取り上げられました。総論的な答弁は十分理解いたしました。そこで私は、クリアしなければならない課題もあるように思いますが、具体的な実施計画、いつ頃にどういう形で実施されるのか、その点を伺いたいと思います。

○教育部長（吉田勝広君） 文部科学省が、平成30年度に学校給食費の無償化等の実施状況について調査を行っておりますが、1,740自治体の回答のうち76自治体、割合といたしましては4.4%の自治体が小中学校の無料化を行っております。県内では、水上村、山江村の2村が小中学校の無料化、荒尾市が小学校のみ給食費無料化を実施しているところです。

給食費の無料化を行うメリットとしましては、保護者の経済的負担の軽減、子育て

て支援の充実、少子化対策、定住促進や、学校職員にとっては、給食費徴収や未納・滞納者の解消による事務負担の軽減等があげられます。

給食費を無料化するには、制度設計が重要となります。無料化の範囲、関係条例等の整備、公会計への移行、給食費の統一化など、様々な課題をこれから一つ一つ解決してまいりたいと思っております。

なお、財源については、宇城市の将来を担う子どもたちのために、ふるさと応援寄附金を原資にさせていただきたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今の説明のことはよく分かりましたが、具体的に、例えば今おっしゃったように課題がいくつかあると。公会計化、例えば給食費の統一だとか、その他いろいろあると思いますが、どの時期ぐらいに議会に提案して、どの時期ぐらいに実施したいという計画をお持ちなのか。その辺がありましたら是非お答えをいただきたい。

○教育部長（吉田勝広君） 無料化の実現に向けて、これから先ほど申し上げました施設的な整備の課題もありますので、かなりの課題があります。そういったものを一つ一つ整理させていただいて、早期にできるよう努力をしてまいりたいというふうに考えているところです。まだ、実施時期等については計画中でございますので、御了解いただければと思います。

○12番（五嶋映司君） 今までの市長の答弁でもあったとおり、まだ具体的な計画がされていないという段階ということですが、是非、皆さんが本当に今日の議員私が4人目ですが、4人ともみんな期待しているわけですから、早い機会にスケジュールを決めていただきたい。例えば、次の6月議会にこういうものを出したいとか、そして9月議会ぐらいで決めて実施したいとかと、その辺を是非スケジュールを決めていただくことを期待して、次の質問に移ります。

国保税の問題について質問をいたします。2月11日の熊日の一面トップでしたね。県内市町村の本年度と来年度の国民健康保険の標準税率の比較一覧が発表されました。それによると県下45市町村のうち、高くなっているのが11市町村。それを絞って14の市の中だけで見てみると、宇城市は、八代市、天草市と宇城市と14市の中では3つだけが高くなっています。この表だけを見て市民の皆さんは、また宇城市の国保税は上がるのかと心配される方もおいでになりました。県が示したこの標準保険料の意味と、令和3年度の宇城市の保険料はどのようになるのかをまずお伺いいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 県が先月10日に公表した令和3年度の被保険者一人当たりの標準保険料は、県平均年額107,837円で前年度比1.3%減、金額にして1,409円の減額となっております。それに対し、本市の標準保険料は令和

2年度113,252円から令和3年度113,706円と、年額で454円の増額となっております。

標準保険料は、都道府県が国保保険者として財政運営の責任主体となった国保制度改革で導入された指標であります。

なぜ指標を示すのかといいますと、医療機関などへ支払う保険給付費の財源は県が全額用意し、その財源は国等からの公費と市町村が納める納付金であります。そのため、この納付金を賄うために必要な保険料率として、市町村ごとまたは県下全市町村統一の標準保険料率を示すという、制度上の考え方に基づくものであります。

算定に当たりましては、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準、収納率等を用いてあります。

公表された標準保険料を県内14市で比較しますと、阿蘇市、玉名市に次いで宇城市、その次が熊本市、合志市と続いており、玉名市より年額3,600円低く、熊本市より年額137円高い算定結果となっております。この順位は、算定に用いてある平成29年度から令和元年度までの3年間の一人当たりの所得の順位とほぼ一致しているようです。

このことを踏まえ、示された標準保険料率と本市の現在の税率で課税総額を試算したところ、本市の税率での課税総額が、示されたものより5,100万円程度下回る結果となりました。しかしながら、現在のコロナ禍の被保険者の所得状況を考えると、税率は据え置くことが妥当であるとの判断に至ったところでございます。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、この標準税率というのは、市町村の考え方によって、このくらいになるよということを示したけれども、その市町村の選択肢によって、保険料はこれと同じに連動しないという考え方で、今年は税率を据え置くということですから、去年と保険料は一緒というような考え方をお答えいただいたのだろーと思います。しかし、今おっしゃったように、保険料の計算が例えば所得水準が高いとどうしても高くなってしまう。例えば宇土市と比べると、確かに宇城市は医療機関が多い、ある程度。だから医療費がちょっと高くなっている部分があるかもしれませんが、地域的には一緒ですから、基本的な医療費は余り変わらない。それなのに保険料がかなり違ふと。ところがそれは所得水準が高いんだというようなおっしゃい方をする。だから、そういうことも県がやる計算の中では、当然そういう加味されてきていると思いますけれども、今の宇城市の保険料は、どちらかというと県内14市の中でも非常に高い位置にずっと維持している。何回か下げてもらいましたから、多少はぶれましたけれども、まだ依然として高い水準にある。市民の方なんかはこういうのを見ると、また高くなるのかという嫌気がさしてしまいますので、是非今年度理解を深めていただくと同時に、宇城市も

っと国保税を下げる方向で、もう答弁はいりません、下げる方向で是非考えていただきたいと思います。この標準保険料というのが、そういうことだということを是非周知していただくことを希望して、次の質問に移ります。

3 番目、生活保護について伺います。コロナ禍の影響で、失業者、生活困窮者が増え続ける中で、いわゆる最後のセーフティネットと言われている生活保護の重要性が、今国会の中でも報道機関の中でも話題になっています。たまたま今日の熊日の昔で言う三面記事の三面じゃありませんが、25面に生活保護の問題を取り上げてありました。生活保護が必要な世帯の2割しか利用していないとも言われていますが、まずこの宇城市の生活保護の動向、熊日も余り動いていないというような報道をしておりました。宇城市の生活保護の動向をまず伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市における近年の生活保護受給状況についてお答えいたします。

平成27年度、377世帯、462人をピークに、平成28年の熊本地震に伴う転居や義援金等の受領により廃止となられるケースがあり、平成29年度末で347世帯、404人まで減少しましたが、震災関連で廃止となられた方々が再び保護となり、本年2月末現在で375世帯、439人と、年々、微増状態が続いております。

また、全国的に危惧されております、新型コロナウイルス感染症を起因とする保護申請数は、本年2月末現在で1件という状況です。

○12番（五嶋映司君） この生活保護の状態が、生活実態と生活保護が連動していないという全国的な状況です。貧困化が進んでいると言われながら、生活保護はいわゆる第二のセーフティネットと言われるのは、なかなか進んでいない。そのためにどの都道府県を見ても必要な生活保護の2割ぐらしか生活保護を受けていないという問題が報道されています。その中でその生活保護の最大のネックになっていると言えるのが、扶養照会の問題があると言われています。この間、国会の中でも議論されて、田村厚労相は、扶養照会は義務ではないと答弁していますと同時に、菅総理も、より弾力的運用ができるよう検討すると述べています。宇城市の扶養照会の状況と今後の方向性を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本市の扶養義務者の照会事務については、平成27年3月の厚生労働省通知「生活保護における扶養義務調査等実施の手引き」に則り、親・子・兄弟などの3親等内の親類を対象に調査を実施していますが、対象者本人が被保護者、70歳以上の高齢者、20年程度の長期にわたり音信不通の方、DV関係者などを除いて、扶養の期待ができる方について調査を実施しております。

また、令和3年2月26日付け厚生労働省通知「生活保護法による保護の実施要

領の取扱いについての一部改正について」により、虐待関係者の除外、音信不通期間の定義年を20年から10年への緩和などの制度改正が行われ、取扱いを変更したところです。

本市では、過去3か年の扶養義務者の調査により、2件の生活保護の廃止と1件の取下げを実施している状況です。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、この扶養義務調査の手引きという資料をいただきました。これを遵守してやると、かなりの部分しっかりやらなければいけないと書いてあるんですね。ところが国会答弁では、これは義務ではないと言っている。だから、生活保護の必須要件ではないということですね。それと結果を今おっしゃった、ちょっと基礎数字がはっきりしないから何とも申し上げられませんが、3年間にこの扶養義務者を調査して、その扶養の承認を得た人が2件、そしてこれをやったら取り下げた人が1件、3年間に3件ということですね。これは全国的な調査でもいろいろあって、例えばその年間にゼロというのも結構多いんですね。だから結局ある意味では、この扶養義務調査をやっても、労力的にはものすごく大変なんだけど、ほとんどが駄目な場合が多いと。それで今回、弾力的運用という問題が出てきたと思うんです。そういう意味では、裁量権がある程度福祉事務所に、例えばこれを遵守すれば別ですよ、これは義務じゃないというけど、これを言っているとおりにやっていると全く今と同じですから。ところが弾力的運用とかになると、ある程度、福祉事務所の事務所長の裁量権が認められてきたんじゃないかと思うんですけれども、その辺を考慮しての今後の方向性というのはどういう具合にお考えになるか、見解を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 冒頭申し上げましたが、生活保護における扶養義務調査実施の手引き等によって、私どもは事務を行っております。それに従って県の監査が毎年実施されております。緩和した措置をとれば県の指導監査が入るということになりますので、県等の指導に従った措置をしていきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 今お答えになるのは、それは行政としてそういうお答えが当然だろうという気がしますが、今のこの状況の中では実態に即しながら、この言われているような調査をある程度はしっかり守りながらも、あとは個々の問題ですから、是非その辺は考慮して進めていていただきたい。今回緩和された部分が、音信不通20年を10年に緩和したということがありますので、この緩和がどういうことになるのかも含めて議論をしていていただきたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。4番目が新型コロナウイルス感染症についてということで、ここで言っているのは、救済策の新たな計画はないかという問題ですけれども、この問題も皆さんお尋ねになりました。そして、経済部長からも実績の

報告がありましたが、御存じのとおり、市長も答弁なさいましたが、国から約10億円程度の補正予算の対策費が来ております。今回第3次補正は3億8千万円弱来ていて、そのうちの2億6,700万円が経済対応ということの予算措置になっています。これはどういうことかということになりますが、宇城市はもう事前にこの補正が出る前にいろいろなことをやったということになります。国も刻々とコロナの状況で経済状況が変わります。その刻々と変わる状況に対応するために補正予算を組んだという考え方もございます。そのためにほかの市町村では、例えば今回報告があった業者に対しては、コロナで影響を受けた人には10万円の持続化給付金を市が独自に出す、飲食は30万円出したというような報告もありましたが、減収が例えば5割とかというのは限定があったりなんかしていますけれども、25%ぐらいでももう補償すべきではないかというような意見があったりします。そういうこともあって、今どんどん刻々と変わる状況の中で、新たな影響を受けた人たちへの新たな経済政策というのはお考えになっているかどうか、お考えはないかどうか、御答弁をお願いいたします。

○企画部長（中村誠一君） それでは、今話されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金あたりの説明をしたいと思います。

これまで、第1次、第2次、第3次の交付金を合わせて、総額で計14億5,500万円の交付限度額が示されております。一方、この交付金を活用した事業ということで、合計で19億9,100万円の実施計画を今策定しております。それで新型コロナの対策を進めているところです。これは、交付限度額14億5,500万円を大きく上回る額となっており、ほかの財源も充当いたしております。

市内では2月10日を最後に、新型コロナウイルスの新規の感染者という報告はあってございません。県内の感染状況も落ち着いてきております。今後も、新型コロナウイルスの感染状況や経済への影響などを注視しながら、新たな局面となった場合には、迅速な対応を心掛けてまいります。

○12番（五嶋映司君） これはいろいろ議論されたから、改めてもう答弁は求めません。おっしゃるように状況がどんどん変化しているから、新たな状況が出たときには、是非検討していただきたい。確かに14億円来ているのに19億円使った、これは事前に提出した計画に基づいてやっているというような説明もいただいています。しかしそれでは十分ではない部分も出てくる。そういうときには、是非臨機応変に対応していただきたい。市が出した財政計画の中でも、今年は26億円から27億円程度の財政調整基金を使ってということでしたが、このことが来ることによって財政的にも非常に、いわゆる財政調整基金の取崩しを進めなくていいという状況が生まれてきましたから、是非その辺は御検討をいただきたいと思います。

それでは、最後に介護保険について伺います。この年度末で10億円近い基金が貯まるようになっていっていると思いますが、こんなにあるんだったら、介護保険料を何とか引下げることができるんじゃないかというのが率直な思いです。引下げの可能性はないのかということでお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は、宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会において、昨年度2回と本年度に4回の会議を重ね、今月末に市長への答申が予定されております。

第8期計画期間中の保険料については、第9期以降までを見据えた中で事業費を推計し、市民の負担を極力軽減すること、料金の変動を抑えることを念頭に置いて、第7期の保険料を第8期、第9期まで変更しない方針としております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、基金は第9期、今からいくと6年後まで据え置くという方針をつくりましたと。そういう意味では、負担の平準化という意味では、当たらずとも遠からずと言ったらおかしいんですけども、そういう考え方もあるんだろうと思いますが、では実際によく考えてみると、この10億円の基金は誰がつくったんだといったら、今納めている人、この前に納めてきた人たちが納めた中から余った分ですね。それを例えば後期高齢者といういわゆる介護保険に充当する部分は、お年寄りみんななんですね。だから、亡くなられた方も非常に多い。ところがそれを6年後ぐらいまでに使うんだとなると、どうもちょっと違うんじゃないかと。今回はこの介護保険についても熊日に発表があって、熊本市は下げるといような、下げるところがかなり増えてきています。だから、この基金を今納めた人たち、これをつくった人たちに還元する、そのためにこのいただいた資料では、8期では10億円のうちの1億5千万円の基金を使うと、9期では5億5千万円の基金を使うという計画の数字をいただいております。そういうことよりも、今回全部基金を使って全部下げるという意味ではありません。少なくとも負担軽減をするために、もっとこの基金の使い方を変えるという考え方はなかったのかどうかをお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議員から、他自治体での引下げの情報もあるということでお伺いましたが、先ほども申し上げましたとおり、第8期介護保険事業計画における保険料の設定に当たっては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、支える側と支えられる側が最も拮抗する2040年を見据えた中で、事業費を推計し市民の負担を極力軽減し、変動を抑えることを念頭に置き、長期的な視点で基金の活用を考えております。

第8期だけを考えれば、大幅な基金取崩しにより保険料の引下げは可能でありましたが、次期以降の計画を考えていく中で、一時的な低保険料の設定は後々の劇的

な上昇につながり、市民の混乱をまねく可能性があることから、保険料の平準化に考慮したものです。御理解をいただきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 全然理解しないというわけではないんですけれども、例えば2025年問題第9期に入りますね。確かに高齢者が多くて、介護保険が高くなるのも分かるんです。しかしこれは国家的な問題です。宇城市だけの問題ではありません。それに対しては、国家が国がそれに対応する、予算を組む、つくる。そういう状況が当然つくらなければならないし、宇城市が貯めているものを使ってそこまで対応しようという考え方というのは、僕は多少問題がある。しかも、それをつくった人たちに、誰がこれは貯めたのかと言われたら、やはりちょっと考えざるを得ない、そういう状況があるんじゃないかと思います。

今年の介護保険は、もうこの予算が出て決まりだと思いますけれども、是非そういうことも考えて、この第8期の中で少なくとも少しずつでも返していくような方策を考えていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、今年で終わりになる宇城市職員の定年を迎えられる方、この議場の中には11人おいでになるということですが、本当にお疲れ様でした。ただ、人生まだ半ばです。かなりあと長くあります。皆さんが培われた豊かな経験を生かして、社会貢献できるような人生を送られることをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後1時30分

第 5 号

3 月 1 8 日 (木)

令和3年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和3年3月18日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君

3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（1人）

21番 石 川 洋 一 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君

会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○副議長（大村 悟君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○副議長（大村 悟君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派公明党の河野正明でございます。本日は最初の質問ということで、時間が30分ということで、なかなか本当に質問はたくさんありましたけれども、1本に絞って質問をさせていただきたいと思えます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

項目1の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてということで質問させていただきます。2月4日決算の2月補正予算に計上され、事業費2億400万円が全額国庫支出金となっています。この全額国庫支出金の決まった背景には、昨年7月16日の参議院予算委員会での公明党国会議員の質問で、ワクチン確保の予算措置を迫ったところ、当時の稲津厚生副大臣が、政府として初めて予備費の活用を含めて検討するとの答弁を引き出し、これまで遅れていた政府と海外製薬メーカーの交渉が一転いたしました。一気に加速し、海外製薬メーカーファイザー、アストラゼネカ、モデルナの3社と契約に至った経緯があります。しかしながら、この新型コロナウイルスワクチン接種事業は、短期間に多数の国民に接種するという前例のない事業であることから、実施主体となる市区町村の負担はかなり大きなものがあると考え、懸念いたしまして通告に至った次第であります。

そこで、このワクチン接種は、先月17日より新型コロナウイルスのアメリカファイザー社製ワクチンによる先行接種がいよいよ始まり、対象は、まず優先接種の医療従事者約40万人、その後残りの医療従事者約430万人、4月12日以降は、65歳以上の高齢者約3,600万人に広げるとされています。先の報道では、4月12日から高齢者への接種開始の報道がなされております。政府は流行終息の切り札として、スピード感をもった実施をアピールしていますが、現状では世界的なワクチンの供給不足で、ベルギーの工場で作っているファイザー社製のワクチンは、欧州連合EUの認可が下りないと日本に輸出できない制限処置がとられたために、国自体にワクチンがスムーズに入らず、各自治体に配分する計画もままならない状況下にあるのは、既に御承知のとおりであります。既に本市におきましても、医療従事者先行の接種が始まっている中での質問をさせていただきます。

第1点目、国において予防接種の対象者を16歳以上と設定されておりますけれども、さらに接種順位において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳となっております。それぞれの対象者数の把握はできておられるのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいま河野議員の御紹介のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種については、2月17日から優先順位の上位に位置する医療従事者等の接種が始まり、4月以降にワクチンの供給量に応じて、65歳以上の高齢者及び高齢者施設等の従事者、基礎疾患を有する者、60歳から64歳の者、それ以外の16歳以上の者に順次、接種を行っていくこととなっております。

本市の接種対象者の人数につきましては、11月末時点での宇城市総人口58,376人をベースに、国が示す算定方法により人数を算出しています。優先順位上位の医療従事者は、総人口に3%を乗じた人数1,751人、基礎疾患を有する者は総人口に6.3%を乗じた人数3,678人、高齢者施設等の従事者は総人口に1.5%を乗じた人数875人となります。また、その他の接種対象者の人数につきましては、住民基本台帳年齢階級別人口より算出し、高齢者は19,857人、60歳から64歳の者は3,990人、それ以外の16歳以上の者は20,362人であり、合計人数50,513人を接種対象者と見込んでおります。

○14番（河野正明君） 宇城市の接種対象者の人数については、11月末時点での宇城市総人口58,376人をベースに、国が示します算定方法によって算出されておりまして、優先順位上位の医療従事者は、総人口に3%を乗じた人数で1,751人の方、基礎疾患を有する方は総人口に6.3%を乗じた人数で3,678人の方、高齢者施設等の従事者は総人口に1.5%を乗じた人数875人、その他の接種対象者の方については、住民基本台帳年齢階級別人口で算出されているということで、高齢者は19,857人、60歳から64歳の方は3,990人、それ以外の16歳以上の方が一番多くて20,362人であるということで、総合計が50,513人の方が接種対象者となられるという見込みであるという答弁でございました。それぞれの対象者の把握ができていますと思いますので、理解をいたしました。

それでは、次の質問に移ります。2番目の、あくまでも任意接種であります、本人の意思確認が必要であります。意思確認ができない人への対応はどのようにされるのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 河野議員の御案内のとおり、高齢者や障がい者などは接種対象者の意思確認が難しい場合も考えられることから、そのような場合であっても本人の意思確認は必要となりますので、意思確認が難しい場合は、家族等に御協力いただくこととなります。また、高齢者施設などに入所等している場合は、嘱

託医の協力を得ながら本人の意思確認を行い、接種についての同意を確認できた場合に接種が可能となります。

○14番（河野正明君） 高齢者、障がい者そしてまたその中には重度の認知症の方もいらっしゃる。そういった中で、やはりこれはあくまでも任意接種でありますので、本人の確認が必要になってまいるということで、家族等に御協力をいただかなければいけないということになります。本人が意思確認できない場合は、家族の判断に至るところもあると思います。次に、嘱託医の協力を得ながらということで、これは高齢者施設に入所をしている方々に対しては、嘱託医の協力を得て本人の意思確認を行って、接種についての同意をしていただく。そして確認できた場合に接種が可能となるということで理解できました。またこういったことを、しっかり市民の方々にも広報啓発をよろしくお願い申し上げまして、次の3番目の質問に移ります。

次は、副反応者への対応、高齢者、障がい者、高齢入所者への対応ということについてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法上の接種として実施をされるため、通常の定期接種と同様の副反応集計・評価が行われます。加えて、先行接種者調査の実施、審議体制の強化等を行うこととなっております。

ワクチンの接種により、まれに全身にかゆみやじんましん、呼吸困難や失神など、重い副反応を発症し得るアナフィラキシーについては、発生のリスクをできるだけ減らすために、接種前に問診、検温、視診、聴診等の診察を行い、予防接種を受けることが適当な方か、または、予防接種の判断を行うに際して注意を要する方に該当するのか、しないのかを調べます。また、予防接種の有効性・安全性、予防接種健康被害救済制度等について、接種対象者等に適切に説明を行うとともに、文書同意を得た場合に限り、接種を実施することとなっております。

接種後には、過去にアナフィラキシーを含む、重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後の経過観察を30分間行うこととし、その他の方については、少なくとも15分間の観察を行うこととなっています。また、接種会場にはアナフィラキシーの発症に備え、アドレナリン製剤等、緊急処置に必要な物品を常備するとともに、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、医療機関との適切な連携体制の確保が必要となっています。

万一、健康被害が発生した場合は、その原因が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく医療費や障害年金などの救済が受けられることになります。

○14番（河野正明君） まず接種前の対応としては、副反応に対しての発生のリスク

をできるだけ減らすために、接種前に問診、検温、視診、聴診等の診察を行って、予防接種を受けることが適当な方か、または、予防接種の判断を行うに際して、注意を要する方に該当するか否かを調べるということで理解できました。また、接種後には、過去にアナフィラキシーを含む、重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後の経過観察を30分間行うこととし、その他の方については、少なくとも15分間の観察を行うことにされるということで理解できました。また、接種会場内にはアナフィラキシーの発症に備えて、薬であるとか救急処置に必要な物品を常備されるということ、そして発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、医療機関との適切な連携体制の確保が行われるということで理解をいたしました。万一あったらいけませんけれども、健康被害が発生した場合は、その原因が接種を受けたことによるものだという厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づいて医療費や障害年金等の救済が受けられますということで理解をいたしました。

宇城市においては、下益城医師会と宇土地区医師会2つに分かれております。方針としては個別接種と集団接種の併用ということでお伺いしております。個別接種の場合はかかりつけ病院が主だと思います。集団接種の場合は市の公共の施設、保健センターであったりとか公民館であったりとか、いろいろな場所が設定されると思います。箇所は今からだだと思います。そういった中で、やはり集団接種の場合は人数も多くなると思うんです。医師会と検討しながらその中で接種をされる先生方と、その人数もまた決められると思うんです。また看護師も接種する側としてまたこういった副反応に対しての体制といいますか、そこにはやはり人数的に、看護師にしても対処できる方々もそこには準備が必要であるというふうに考えます。その点は、今後医師会としっかり検討していただいて、市民の方々が安心して副反応が出た場合でも対処ができるように、市としても万全な体制で取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。4番目であります。コールセンター、ワクチン接種記録システムの状況をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） コールセンター、ワクチン接種記録システムの状況についてお答えいたします。

本市のコールセンターは、専門の事業者に業務運営等を委託し、4月1日の開設に向け準備を進めているところです。コールセンターの主な業務は、市民からの接種予約の受付と相談窓口の対応の2つになります。

1つ目の予約の受付は、接種対象者から電話を受け、希望する医療機関等の空き状況を確認後、接種券の番号、生年月日、氏名を聞き取り、予約システムに入力す

るといった流れになります。

2つ目の相談窓口の対応は、接種券の再発行、実施医療機関及び集団接種会場等の情報、接種スケジュールなどに関する簡易な対応となります。また、コールセンターへの問合せ件数が予想以上に多い場合は、オペレーターの人員を増員するなど臨機応変に対応できる体制を構築しています。

さらに、本市が開設するコールセンター以外にも、国・県・ワクチンメーカーそれぞれが個々にコールセンターを開設しており、ワクチン施策に関する意見、副反応に関する相談、ワクチンに関する専門的な相談など、市民の相談内容に応じた相談窓口が整備されています。これらの情報については、市の広報紙やホームページ等を活用し、随時、市民の皆さんに周知してまいります。

次に、ワクチン接種記録システムについては、国や県から正式な情報等が入ってきておりませんので、この場で詳細についてお答えできませんが、国としては、当該システムを構築することで、引越し等により2回の接種を異なる自治体で受ける必要がある場合や、接種券を紛失した場合などの利便性・安全性などの向上につなげるため、4月以降に開始される高齢者等へのワクチンの接種開始時期に間に合うよう、システムの開発が進められている状況です。

今後、国や県から改めて提示されると思いますので、その際には関係機関等と連携し、適切に対応してまいりたいと思います。

○14番（河野正明君） まず1つ目のコールセンターの開設と役割ということで、コールセンターは、私の情報では4月1日に開設予定であると受け止めております。1つ目の予約の受付は、接種対象者から電話を受けて、希望する医療機関等の空き状況を確認後、接種券の番号、生年月日、氏名を聞き取り、予約システムに入力するといった流れになるということで理解できました。2つ目の相談窓口の対応は、接種券の再発行、また実施医療機関及び集団接種会場等の情報、接種スケジュールなどに関する簡易な対応となるということで、2つ目も理解できました。こういった中で接種が多くなった場合、コールセンター等も混雑するおそれがございます。そういった中で想像以上に多くなった場合は、オペレーターの人員を増員するということで、臨機応変に対応していただけるということで理解できました。

また、本市以外にも、国・県・ワクチンメーカーそれぞれが個々にコールセンターを開設しておられるということで理解いたしました。こういった情報というのは、市のホームページ、広報等で活用されて、随時、市民の皆さん方に周知をしていただけているということです。

また、次のワクチン接種記録システムについてでございますが、現状では、国または県からの正式な情報等が入ってきていないということで、詳細については答え

ることはできないということで、それはやむを得ないことだと私は思っております。4月以降に開始されます高齢者等へのワクチンの接種開始時期に間に合うよう、システムの開発が進められているということで、どうかこういった点をしっかり接種された方々の把握をするこのシステムでございますので、国県と連携をとりながら、しっかりやっていただければと思っております。

冒頭でも申しましたとおり、この新型コロナウイルス接種事業というのは、短期間に多数の市民に接種するという前例のない事業でありますから、本市の負担というのはかなり大きいものと、私も察しております。どうか市民の皆さん方が安心してこのワクチン接種、これは任意ではございますけれども、安心して打っていただけるような万全の体制を整えていただきたい、そのようお願い申し上げます、まだあと5分ありますけれども、私の質問を終わらせていただきます。

最後に、この度退職されます11人の職員の皆様方、本当に長年大変お疲れ様でございました。私も退職される皆様方と同じ年でございまして、本当に長い間私もお世話になりまして、本当に残念な思いでございますが、退職されてもどうか皆さん方のそういった知識、いろんな技術を今後とも宇城市のためにまた市民の皆さん方のために、大いにまた活躍していただければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（大村 悟君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時44分

-----○-----

○副議長（大村 悟君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） おはようございます。15番、うき未来21の渡邊です。早速質問に入らせていただきます。

不知火温泉有限会社の破産については、もう既に皆さん御存じのことと思います。ただ、私もその関わっている1人として改めてこれまでの流れを確認する意味でも、またこれからのことを考える意味でも、今回の質問の通告をさせていただきました。よろしくお願いします。

まず1番目の破産までの経緯、経理運営の状況についてということなんですけれども、不知火温泉有限会社は、市が出資している第3セクターであります。市が関

与する部分も大きいと思われますので質問するわけですが、今年1月には、破産申立てを行うなど、私どもとしては晴天の霹靂、ただ驚きというのが実感でありました。これまでの破産に至るまでの経緯について、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○副市長（浅井正文君） 不知火温泉有限会社の代表取締役社長をしております浅井です。

不知火温泉有限会社は、旧不知火町、商工会、農協、漁協等が出資して、平成7年10月4日に設立された会社です。その後、旧不知火町が建物を建設して、地域住民の憩いの場、また、地元生産者等の農産物、商品等を販売する場として、平成8年に不知火温泉センターがオープンし、旧不知火町時代から管理を委託されておりました、ということが流れです。

平成7年ですから25年か26年です。最初の10年間ぐらいは旧不知火町時代ですから、オープン当初は売上高も好調な時期が続いておりましたが、徐々に落ち込みということで、平成30年度と令和元年度、要するに建ってから22年後、23年後には、それぞれ約500万円程度の赤字決算となりました。

そこで、その前からこの状況を打破すべく、オリジナル商品の開発、リキュールの開発、そしてサービス体制の改善を図ってということで書いてあります。挨拶運動、要するに従業員に声を出そう、ネームの着用、当時の支配人を頼って言いました。利益をプラスにすることを目指す計画を立てましたが、令和2年2月終盤から、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、令和2年4月には熊本県でも緊急事態宣言が発令されるとともに、県内の同様な入浴施設で新型コロナウイルス感染者が発生しました。そのため、去年の4月20日からは、温泉館とレストランを休館し、物産館のみで営業をいたしております。

これにより、令和2年度の事業計画は、当初予定の5割程度の売上高1億7千万円とする計画に変更をいたしたところです。

この間、国の休業補償制度を活用し、人件費を抑える努力をしましたが、毎月の経常利益がマイナス400万円以上に上り、資金ショートすることが明らかでした。

そこで、このコロナ禍を何とか乗り切ろうと、令和2年6月にコロナ緊急貸付金として3千万円を市中銀行から借りました。そして、その資金を活用してレストランを交流センター内で営業できるよう、感染症防止対策を考慮した上で改修しました。8月8日です、渡邊議員も御案内しております。8月8日にリニューアルオープンをさせました。ただし、温泉館については、高額な補修が必要であること、感染症防止対策がとれないこともあり、引き続き閉館し、少しでも経費を抑えるよう

に努力しました。

緊急事態宣言解除後は、G o T o トラベルやG o T o イート事業などで来店客が多少増えましたが、悲しいかな観光バスは走りません、日銭が落ちません。ですから、それでも宣言前ほどは回復せずということで、取締役会を随時開いております。もう臨時の取締役会は何回開いたか分かりません。ただ、前年度に比べて約5割程度に落ち込み続けました。令和元年の10月、11月を比べると、2,600万円のところの売上げがひと月にあったのですが、令和2年の10月、11月は1,300万円ぐらいになりました。ただし970万円とか980万円ぐらいに、1,400万円ぐらいになりましたので、従業員とその当時の支配人にはお礼を言いたいです。頑張ったねというところで、褒めてやりたいというふうには思っております。ただし、現実にはそうはまいりません。令和2年の終わり頃からは、新型コロナウイルス感染症も第3波が到来し、売上高は伸びず、伸びないはずですが、好転の兆しが見えないまま、令和2年度末には2千万円以上の損失を計上する見込みとなりました。

令和3年4月からは、借り入れた3千万円の返済として、令和3年度と令和4年度、2年間で24か月あります。3千万円を24か月で割ると、月額約125万円返さないといけません。絶対無理です。ですから、現在の損益状況では、これを支払うのは難しい状況というのが分かりました。市としても、債務超過が明らかであるため、第3セクター経営検討委員会を開いていただき、令和3年度以降の管理委託をすることは、非常に難しいという結論に至ったと聞いております。

不知火温泉有限会社は、経営状況については専門家の診断を受けた結果、債務超過である上に、指定管理が受託できない場合は、今後の収入が見込めなくなり、資金繰りもできず破綻すると診断されたことから、令和3年1月13日に緊急取締役会を開き、全員の同意により同日で事業を停止し、熊本地方裁判所へ破産申立てをすることを決めました。

以上が、破産までの経過です。

- 15番（渡邊裕生君） 詳しい説明ありがとうございました。流れ的には、私どもが理解しているほぼ同じ内容ではあったわけですが、1点だけお聞かせください。6月に3千万円を銀行から借りられたわけですが、それを3千万円という額に決められた根拠というか、なぜ3千万円だったのかというのは今答えられますか。
- 副市長（浅井正文君） その当時は1,600万円か1,700万円借りるならいいだろうというところでした。ただし、コロナ禍であります。だから銀行も3千万円までが最高額ですと言って来られました。だから、借り入れる額よりも多く借りられるのならば、保証人無し、担保が無し、何か3つぐらいありました。ありましたけ

れども、何も無い状態でしたので、3千万円借りてみようかというところですが、それから3千万円借りました。

○15番（渡邊裕生君） 確たる根拠がなかったような今お話でしたが、要するに余れば返せばいいという話でこちらは受け止めたんですが、結果そうはならなかったというふうに今理解をしているところなんです、何かありますか、どうぞ。

○副市長（浅井正文君） 売上げが伸びなかったです。

○15番（渡邊裕生君） 結果としてはそういうふうになってしまったという、だから当時例えば1,600万円借りておけば3千万円という負債は生まれなかった。しかし、破産の時期は早まったかもしれないという状況ではあったかなと。あくまでもこれは結果論ですので、今それをどうこう言う気はございません。ただ、3千万円という額が、何でだったのだろうというのが私の素朴な疑問ではありましたので、今お答えをいただいたということです。

2番目の質問、物産館の売上げが1月2日から営業を始めまして、1月13日に閉じたわけですが、どれくらいあったんだろう。結局私たちにはその部分に関しては一切知らされておりません。というのが、個々人の販売額に関してはいただいておりますけど、全体としては分かりません。負債額はどれくらいあるんだろう。結局物産館の売上げは、破産管財人によって預かられております。結果、そのお金が負債整理に回っていくんだろうと思うんですが、そこら辺の状況といいますか、分かればお答えいただきたいと思います。

○副市長（浅井正文君） まず、物産館の売上金から生産者へのお支払いに至るまでの概略を説明します。

物産館の売上金は、不知火温泉有限会社で管理します。毎月の売上金のうち15%、100円というなら15円ということですが、手数料として不知火温泉有限会社が受け取って、残り85%、100円というなら85円を翌月10日に、生産者、出荷者にお支払いをするという流れです。

令和3年1月2日から13日までの出荷分については、支払い日が同年2月10日となる予定でした。ただし、1月13日に事業が停止しましたので、全ての債権者に支払いができなくなります。基本的には、全ての債権者を平等に扱わなければならないというのが、破産法の決まりだそうです。そのため、売上金を一部の債権者に優先してお支払いするということはできませんでしたということが事実です。

この売上金を含む不知火温泉有限会社の財産は、現在、破産管財人へ引き継がれ、管理されております。今後、破産管財人によりまして財産換価がなされ、一般債権者への配当ができる状況になりましたら、配当手続がされると聞いております。その場合においても、全額の配当ができるということはほとんどなく、債権額に応じ

て按分して配当がされることになることがほとんどのようです。実際どうなるかわかりません。

また、負債額ですが、不知火温泉有限会社の代理人弁護士から、破産申立時に把握していた負債額は、約4,500万円というふうに聞いております。

○15番（渡邊裕生君） まずその売上げという考え方なんですが、私たちに先ほど100円という例を出されましたので、15%の手数料が、物産館の売上げそのものだろうと私たちは思っています。85%は生産者の品物を売ったものであって、それは物産館が預り金としてプールして2月10日に払うと。だから、純粋な売上げは15%だろうというふうに私たちは思うのですが、それを全額管財人の方が預かっておられるということが、なかなか私たちは納得がいかない部分であろうと。15%はどうぞ好きにしてくださいというのが思いなんですが、そこが一番、私を含めて生産者の皆さんがすっきりしない部分であろうと思っています。ただ、このことを今そう言っても、実際はもう管財人の方に移っていますので何ともしようがない話なんですが、法律の専門家ではありませんので、こういう売上げの中の預かり金というのが1つのものになってしまうのかどうか、なかなか私たちも分からないところではありますが、現実には現実として受け止めていきたいとは思っています。

負債総額が4,500万円ということで、今お答えがありました。その中から3千万円を引くと1,500万円が実際、いけば不知火温泉有限会社なりが、これまで運営してこられた中での赤字部分と考えてもいいのかなと思うんですが、物産館の預かり金で、この1,500万円がプラマイゼロになるのか。ただ3千万円というのは保証協会という話が聞こえていましたので、保証協会が3千万円はお払いになるのかなと。残りが1,500万円が物産館の売上げの預かり金がいくらあるのか分かりませんが、それでその1,500万円を単純に考えればそれで埋め合わせがきくのかな、きかないのかな。きかなかったら私たちには1円も戻ってこないだろうと思いますし、さらに埋め合わせができない部分、マイナスが例えば1,500万円のうち1千万円はいろんな動産、不動産を売却なり何なりして埋めたとしても、500万円が残ったと。その500万円は今後どうされるのかなと思うんですが、そこら辺はお答えできるんですか。

○副市長（浅井正文君） まず4,500万円と言いましたけれども、1,500万円内部留保があればそれでいいんですが、内部留保はありません。ですからゼロです。ゼロなのにどうやって返すのかというようなところです。ですから3千万円を借りていても、運転資金にしても戻す当てはありません。そして1,500万円もありませんという状態です。非常に会社としてはきつい状態です。

○15番（渡邊裕生君） 法律上はどうなるのかは分かりませんが、借りた金は返さないといけないのが当然だろうと思いますので、それは今後、例えば今指定管理になっておられるアグリパーク豊野が引き継がれるのか、それとも第3セクターである一番メインの宇城市が引き継がれるのか、そこら辺が私たちにもちょっと分からない。これが結局、アグリパーク豊野の運営に影響するのかもしれないのかというのが、今私たちの非常に大きな不安でもありますので、そこら辺はどうですか。

○副市長（浅井正文君） 破産法は、破産は終わりです。だから戻す、戻さないは関係がないです。

○15番（渡邊裕生君） 破産は終わり、借金は返さなくてもいいという話なわけですね。では結局、物産館の売上げはそこに充当されていくんですよね。だというふうにししか私は分からないんですが、破産して終わり、預かっている物産館の売上げはじゃあどうなるんですかという話なんです。

○副市長（浅井正文君） 物産館の売上げは、今言いましたように配当に回ります。プラスは配当に回ります。

○15番（渡邊裕生君） 質問回数に制限がありますので、なかなかちょっとすっきりしない状況ではあるんですが、あとはもう今後にかけるしかないだろうと思っていますので、温泉・レストラン・物産館の今後の運営について、どう考えていらっしゃるかお聞かせください。

○経済部長（稼 隆弘君） 物産館については、生産者を含む出荷者や事業者を救済すべく、早期の再開を目指し、市において検討した結果、最も手数料率が低く、出荷者や事業者にとって利益率の高い、有限会社アグリパーク豊野に営業を依頼しました。その結果、2月5日からオープニングイベントを行い、マスコミも取材に訪れるなど、PR効果も高く、来店者数が増加し、生産者や事業者、市民の方々にも大変喜ばれました。売上げも2月5日から28日までの24日間でしたが、約1,400万円ほどの売上げがあり、大変好調な出だしと聞いております。

温泉館、レストランにつきましては、現在休館しておりますが、令和4年度のリニューアルオープンに向け、今年度基本構想の業務委託を行っています。その中で、宇城市の観光戦略に基づく新たなターゲット層である家族連れ層に向けたアンケート調査等を実施しながら、施設の形態や運営方法について見直しを行います。

本議会にも議案として提出しましたが、同社を令和3年度から令和4年度までの2年間において、正式に指定管理者として指定を行い、指定管理者による施設管理を予定しております。

○15番（渡邊裕生君） ずっと出ている話として、コロナだから。もう本当に仕方のない状況というのは、みんなが分かっていると思います。だから、このコロナ禍が

終わって、観光バスが今までどおり来て、国道266号天草方面のにぎわいが戻るならば、この場所というのは宇土半島南岸に唯一の情報発信の拠点でもありますし、物産の販売所としては一番大きいところだろうと思っていますので、昔のにぎわいを取り戻すということは絶対可能だと思っています。そのために私たちも頑張らなければと思います。しばらくの辛抱だろうと思いますが、リニューアルに向けてあの中身をどうされるかという部分に関しては、今回議会の中でもそれを考える議員連盟が発足する動きも出ていますので、是非みんなと一緒に考えて考えながら、より良いものを目指すというところでお願いをしたいなと思っています。

全ての議員がおっしゃっていますが、11人の退職者の皆さん、本当にお疲れ様でした。長い間いろんな方とお話ができて、私も大変嬉しかったです。中には失礼なことを申し上げたこともあるかもしれませんが、是非お許しいただきたいと思います。何人の方が再任用で働かれるか分かりませんが、また顔を合わせる機会はきっとあると思います。是非また仲良くしていただきたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○副議長（大村 悟君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時09分

再開 午前11時28分

—————○—————

○副議長（大村 悟君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） うき未来21の中山でございます。通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まずは、教育行政につきまして、1、学校トイレの洋式化について質問をいたします。今回の市長の所信表明でも触れられていましたが、以前私が一般質問で取り上げましたときには、余り前向きな答弁をいただけなかったかと記憶しております。今回の改修の具体的内容をお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 学校トイレの洋式化につきましてお答えをいたします。

現在、小中学校の校舎及び屋内運動場で、老朽化したトイレの更新及び和式を洋式に改修するための実施設計業務委託を、3月末の工期で実施をいたしております。

本年2月1日付けで補助金の交付決定を受けましたので、令和3年度中での整備を予定しているところでございます。

今回の改修の対象校は、校舎が、三角小学校、青海小学校、河江小学校、小川小

学校、豊野中学校の計5校。それから屋内運動場（体育館）ですけれども、松橋小学校、豊川小学校、小野部田小学校、河江小学校、小川小学校、海東小学校、豊野中学校の計7校です。

今回の改修によりまして、洋式化率は小学校で45.7%から67.8%へ、中学校が54.3%から61.0%になります。全体的には48.7%から65.4%にそれぞれ上昇する見込みでございます。

なお、今回の未改修の学校につきましては、大規模改修若しくは改築の折に整備していきたいと考えておりますが、今後の国の補助金の動向や補助対象要件を踏まえ緊急性と必要性を加味しながらトイレ環境の改善に努めてまいります。

○20番（中山弘幸君） 今後未改修のトイレ改修につきましては、国の補助金の動向や補助対象要件を踏まえ緊急性と必要性を加味しながらトイレ環境の改善に努めるということございましたけれども、財政的な事情等もあると思いますが、教育長も教育のまちを自負しておられますので、国の補助金のある無しに関係なく早急に整備されることに期待をいたしまして、次の質問に移ります。

次に、2番目の多目的トイレの整備についてお尋ねをいたします。多目的トイレにつきましても以前取り上げておりますが、私の記憶では現在整備中の学校を含めると、多目的トイレが無いのは青海小学校だけではないかと理解をしております。今後の整備の計画についてお尋ねをいたします。

それから関連して、シャワー室の整備についても併せてお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） まず、多目的トイレの整備についてお答えいたします。

今回の事業では、和式便所から洋式便所への改修及び床・壁の乾式化を計画しております。障がいのある児童生徒や教職員、避難所開設時の高齢者等の要配慮者の利用を踏まえた多目的トイレの設置については、必要性は十分認識しておりますが、まずは洋式化・乾式ドライ化を優先したいと考えております。

なお、今回の改修においては、学校と協議を行い、可能な場合は車椅子での利用ができるよう、ゆとりを持たせた整備を行う予定としております。

また、もう一つお尋ねのシャワー室につきましては、吐いたり体調が悪くなったり、突然成長の転換期を迎えることもあることや、学校施設は災害時の緊急避難所としての役割も兼ねていますので、現在計画中若しくはこれから建設する学校については、シャワー室の設置を標準化しているところです。

なお、未設置の学校については大規模改修の際に整備したいと思っておりますが、配慮が必要な児童生徒が在籍する場合には、設置スペースの確保を含め学校ごとの状況を確認した上で個別検討してまいります。

まずは、現在計画しております、トイレ環境の整備を優先して進めさせていただ

きたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 多目的トイレにつきましては、今回の事業で対応できると理解をいたしました。また、シャワー室につきましては、今後前向きに対応していただけるものと期待をしております。

実は、つい先日も子どもが通う小学校で、低学年の子どもがトイレに失敗し、シャワー室が無いために玄関横の手洗い場で処理をしなければならず、プライベートも何もないということでございました。このようなことは、ほかの学校でも起こっていると考えられますので、未整備の学校につきましては、早急に整備されますように要望をしておきます。

次に、青海保育園と大岳保育園の統合民営化についてお尋ねをいたします。現在4月の新園の開園に向けて準備が進められておりますが、本議会の補正で、公立保育所民営化に係る引継ぎ業務委託料が約900万円減額されております。新型コロナウイルス感染症の影響で、十分な引継ぎができていないのか心配をしておりますが、その点をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいま中山議員御案内のとおり、本議会において公立保育所民営化に係る引継ぎ業務委託料の減額補正を行っておりますが、この委託料については、引継ぎを目的として法人から派遣された職員の人件費に対して支出を行うものであり、過去の民営化においても、市の非常勤職員が引き続き雇用されたことから、法人が保育士等を長期間派遣した実績はございません。このことから、これまでににおいても業務委託料は減額補正をしているところです。

今回の青海保育園と大岳保育園を統合した民営化についても、青海保育園から継続雇用となる職員が中心となり、合同保育や共同保育を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響による県の緊急事態宣言を受け、1月と2月の引継ぎに係る行事に支障が若干出ましたが、関係書類の引継ぎや継続雇用となる職員を大岳保育園へ派遣するなどの対応により、引継ぎは移管先法人に確実に行われている状況です。

また、移管先法人、両園保護者そして市の三者で組織する協議会の場においても、民営化後の統合新園運営について話し合いを重ねてまいりました。

先月行われた協議会において全ての協議事項に関して法人の提案がなされ、保護者からの意見や要望が出尽くしたことから、最終的な協議決定事項として取りまとめ三者協議会委員に確認を行っております。

今後は3月30日に予定しております移管式を経て、4月1日からは社会福祉法人正栄会が運営する青海校区唯一の保育園として、同校区の保育需要に対応いただくこととなります。

○20番（中山弘幸君） 引継ぎの行事等は多少支障が出て完全ではないけれども、事務的な引継ぎ等は確実にできていると理解をいたしました。

次に、保護者からの要望についてお尋ねいたします。統合民営化する大岳保育園の会計年度任用職員が1人も新園に残られないという不安から、大岳保育園の市の正規職員を移管先法人に派遣してほしいと保護者から要望が出されていると聞いておりますけれども、その点どのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 大岳保育園の会計年度任用職員保育士が統合新園で継続雇用されないことから、特に大岳保育園の保護者の皆様に不安があることは承知しているところです。

法人を公募する際から、公立保育園の保育士派遣については引継ぎ方法の1つの手法として準備しておりまして、令和2年8月27日開催の第1回三者協議会の際には不測の事態が生じ、必要な状況があれば公立保育園の保育士派遣を検討する旨、保護者の皆様に説明をしております。

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う県の緊急事態宣言発出に伴い、1月から2月にかけて予定していた合同・共同保育が計画変更を余儀なくされたことは、市としましても不測の事態と認識をしております。

保護者が要望されている、大岳保育園に勤務する市正規職員保育士の派遣については、大岳保育園の保育内容や園児の特性などを引き継ぐため、また、保護者の皆様の御不安を少しでも取り除くために2人の職員を派遣することとしており、両園保護者にも既にお伝えしているところです。

○20番（中山弘幸君） 執行部におかれましては、保護者からの要望に应运えていただき感謝いたします。4月の移管開園後も様々な課題が想定されますので、引き続きこの件につきましては取り上げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、三角地区の仮称復興会館についてお尋ねをいたします。まずは、計画の内容についてお尋ねをいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 三角地区の仮称復興会館の計画内容についてお答えします。

三角センター解体後の跡地に仮称復興会館建設を計画していますが、これは、昨年4月9日に三角町代表区長などから、みなと・三角地区市民館（仮称）建設に係る陳情書、同月15日に三角町地域婦人会から活動拠点施設建設に係る嘆願書、同年8月3日に三角町老人クラブから活動拠点施設建設に係る嘆願書が提出され、それらを受け、それぞれの団体と協議を進めているところです。

現時点ではまだ三角センターの解体工事が完了していないこともあり、詳細な建

築面積・平面図・配置図・建設スケジュールなどは未定ですが、市からこの3団体へたたき台としての概略図案を提示しています。その概要を申し上げますと、区長会は約150平方メートル、婦人会・老人会はそれぞれ約55平方メートルの平面図案を提示し検討いただいているところです。

また、三角交番建設との兼ね合いもありますが、これらを一棟とするのか棟を分けるのかなど配置を含めて、今後設計事務所を交えて協議を重ねていく予定としております。

建設完了時期は令和3年度末と考えていますが、可能な限り早期の完成を目指してまいります。

○20番（中山弘幸君） 大体の内容は分かりました。

次に、施設の管理についてお尋ねをいたします。以前の質問で、施設の維持管理負担は地元負担と聞いておりますが、その点をお尋ねいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） 施設管理についてお答えします。

仮称復興会館の維持管理については、三角地区を含めてその他の全ての地区、ともに協議開始当初から地元管理・地元負担でお願いしたいと説明してまいりました。三角地区については、婦人会と老人会は既に御了承いただいております、区長会については、現在関係区長などで協議を重ねていると聞いています。他の地区についても、地元管理・地元負担で了解いただいていると聞いていますところですので。

市としては旧三角センターの代替施設は、これまでも申し上げているとおり三角防災拠点センターであり、また仮称復興会館は、他の地区との均衡を保つことも重要であるため、維持管理等につきましても、他の地区同様ではないかと考えております。

○20番（中山弘幸君） 先ほどの3団体からの要望の件がありましたが、その3団体にはカウントされておりませんでしたけれども、私も昨年市長への要望活動に同行いたしました。三角センターの存続が主な要望ではありましたが、どうしても存続できないときには、防災拠点センターは高台で不便なので、現在地に公民館として活用できる施設を建設してもらいたいという要望がなされました。ほかの団体がどのような趣旨で要望されたのかは分かりませんが、私は、行政が建設した施設の維持管理負担を地域の団体にさせることはおかしいと考えております。また、三角以外の地区は、全てもともと公民等があった場所に防災拠点センターが建設されておりますけれども、三角は高台の不便な場所に建てられました。もし三角センター跡地に防災拠点センターが建設されていたならば、このような問題は発生していません。よって、ほかの地域も含めて、私は、維持管理負担は行政が責任を持ち市民は使用料を支払う、そのような方法を取るべきと考えますが、その点総務部

長いかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 三角センター解体の際に、地元の方には十分防災拠点センターは元の中学校跡地に造るということで御理解をいただいた上で、あその土地を更地にするということを御理解いただいて進めてきたものでございますので、中山議員がおっしゃられるように、私はちょっと理解できないところもございます。

また、施設を建てて、市が全部持てというのは、それは一理あるかもしれませんが、今回の場合は、最初の建物を造るコンセプトから、市が造って皆さんでランニングコストは負担していただきましょうというところで、そこが入口でございますので、今さらそれをちゃぶ台返しみたいにひっくり返されるのは、いかなものかと思っております。

○20番（中山弘幸君） 今、地域に説明して、三角の場合納得していただいたということでございますが、実際は納得されていないからこそ、あれだけ署名が集まったという事実もございます。実際、三角地区の場合、地域の行政区で負担をと想定されていると思いますけれども、それぞれの区も厳しい予算の中でなかなか負担も厳しいと思います。また、負担する行政区の範囲の問題等もあると思います。また、そういった場合どのような契約になるのか、どういった行政区あたりの契約になるのかといった問題もありますけれども、その点はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） いろんな手法はあると思いますので、管理委託をする、指定管理、いろいろございますので、その中から適正なものを選んで今後進めていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今、地元区長会でも議論がなされていると聞いております。私はこれはあくまでも行政が管理負担はすべきと考えておりますので、その点強く指摘をしておきます。

次に、三角交番の移転についてお尋ねいたします。1番と2番はまとめて質問をしたいと思います。三角交番が三角センター跡地に移転されると聞いております。私は、交番というものは一般的に大通りに面したところにあることが望ましいと考えておりますけれども、移転の経緯についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） まずは、三角交番移転の経緯についてお答えします。

三角交番については、築47年が経過しております三角町唯一の警察施設でございます。昨年、三角町でも他の町同様に、電話でお金詐欺の予兆電話や児童に対する声掛け事案など、地域住民の皆様が不安に感じられるような事案が発生していました。市としましても住民の皆様が犯罪被害に遭われないよう、防災無線における注意喚起や防犯パトロールなどを実施しまして、被害の防止に努めてまいりました。

そのようなとき、三角復興会館（仮称）の建設計画が浮上しまして、三角交番が同所に移転・併設することで、地域住民の安全安心につながるものではないかと判断したため、熊本県警察に対しまして交番設置の要望を行い、三角交番の移転協議を行うこととなりました。

今後、三角交番につきましては、仮称でありますけど三角復興会館に併設されることで、熊本県で初となる官民一体活動型の施設となりまして、交番の役割だけでなく交通防犯ボランティア活動等の拠点としまして、また地域コミュニティの一役も担ってもらえるものだと期待しているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 私は、先ほど申し上げましたように、大通りの方がいいなと思っておりましたけれども、そういった地域住民にとっては、安心安全につながることは確かだろうと思います。その点も踏まえて地域に対しての説明をされると思いますけれども、その点十分説明をされて進めていただきたいと思います。

時間も案外早く終わりましたけれども、これで終わりたいと思いますけれども、最後になりますが、本年3月をもちまして退職をされます全ての職員の皆様方に、これまでの貢献に感謝を申し上げ、今後のますますの御活躍をお祈り申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（大村 悟君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大村 悟君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午前11時52分

第 6 号

3 月 1 9 日 (金)

令和3年第1回宇城市議会定例会（第6号）

令和3年3月19日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君

土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市 民 環 境 部 次 長	浦 田 敬 介 君
健 康 福 祉 部 次 長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上 下 水 道 局 長	大 塚 和 博 君
教 育 部 次 長	豊 住 章 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不 知 火 支 所 長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市 民 病 院 事 務 長	坂 井 明 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	白 木 太 実 男 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
財 政 課 長	木 見 田 洋 一 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、４番、三角隆史君の発言を許します。

○４番（三角隆史君） 皆さん、おはようございます。議席番号４番、会派彩里の三角隆史でございます。なかなか終息の気配を見せないコロナウイルスではありますが、ワクチン接種も始まりはしましたが、全国民の数量の確保がいまだ見出せぬまま今日に至っております。また、変異株が取って変わって猛威を見せつつありますので、できるだけ早く宇城市全市民の皆様接種が行われますよう切にお願い申し上げます。また、本日より選抜高校野球が始まりました。いよいよ春到来です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく３点、人口減少対策、公費負担、食がもたらす効果・影響について質問させていただきます。

まずは大きな１点目、人口減少対策について質問させていただきます。宇城市におきまして、特に三角地区、豊野地区の人口の減少が顕著であると思われま。１０年前、５年前と比較して、どう推移しているかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 国勢調査の結果によりますと、本市の人口は１０年前の平成２２年は６１，８７８人、５年前の平成２７年は５９，７５６人となっております。一方、令和２年１０月現在の人口については、今回の国勢調査の結果がまだ出ておりませんので住民基本台帳の数字になりますが、５８，４３９人となっております。先ほどの国勢調査結果と比較しますと、５年前からは１，３１７人減少し、減少率にして２．２％、１０年前と比較すると３，４３９人減少して減少率は５．６％となっております。

その中で、特に人口減少が進んでいるのが三角地区、豊野地区であります。１０年前と比較すると、三角地区が８，５８９人から７，０２８人ということで１，５６１人、１８．２％の減、豊野地区におきましては４，７２２人から４，０６７人ということで６５５人、１３．９％の減となっております。

また、年齢構成別に見てみますと、三角地区、豊野地区では、１５歳未満の年少人口と、１５歳から６４歳までの生産年齢人口の減少が目立っております。この１０年で、三角地区では年少人口が２３７人で２８．３％の減少、生産年齢人口が１，４４０人で３１．２％の減少です。豊野地区でも年少人口が２０７人で３４．８％の減少、生産年齢人口が７０３人で２６．６％の減少となっております。

なお、高齢化率につきましては、三角地区が10年間で9.9ポイントの上昇、豊野地区におきましては11.4ポイントの上昇となっております。

○4番（三角隆史君） 三角地区の高齢化率が46.2%、豊野地区の高齢化率が42.8%という資料もいただいております。15歳未満いわゆる中学生とその下の世代と、働く世代の人口の減少がはなはだしいということで、今言いましたように、三角地区の高齢化率、豊野地区の高齢化率が非常に高い水準となっております。これは非常に由々しき状態にあると言っても過言ではありません。高齢化率が高いというのは、65歳以上の方がたくさん移り住んできたのではなく、若い世代が働く場所、住む場所を求めて、三角若しくは豊野を後にしたと考えられます。ただ、逆の発想で、宇城市の両サイドにあります三角、豊野の発展が宇城市の発展につながるということで、次に質問に移ります。

人口減少の要因はいろいろ考えられますが、先ほどの答弁にもありましたが、生産年齢人口減少の要因に、働く場所がないということが考えられると思います。働く場所がないということは、そこに住むに値しないということにもつながります。農家においても高齢化が進み、後継ぎがいなければ農家人口も減少していくことになります。作り手がいない農地は耕作放棄地となっていく、次から次へと耕作放棄地になっているのが現状ではないでしょうか。私はこれを逆手にとって、この耕作放棄地を使って農業をしたいと思う若者を増やすことはできないかと考えます。新たに農業を始めたいと思う若者に支援などを行うことで若者が集まり、人口を増やすことにつながると考えますが、宇城市における耕作放棄地の活用策についてお尋ねいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 農地は、中山間地や平野部にありますが、今回は平野部に特化してお答えいたします。

議員御質問のとおり、農家人口の減少に伴う耕作放棄地の増加が懸念されております。現在、市では、農地及び農業用施設を整備する国営緊急農地再編整備事業に取り組んでいます。この事業の採択要件の1つに、未整備の場合、10年以内に10%以上が耕作放棄地になるおそれがある農地とあります。この要件を満たし、令和2年11月に農林水産省の採択を受けました。本事業におきましては、農地及び農業用施設を整備を行うことはもちろんですが、その後の営農体制の確立が最も重要です。そのため、先行整備地区において営農委員会を開き、東京に本社を置く就職情報を取り扱う企業を招きました。この企業は農業を通して地域を活性化する事業も行っており、全国にいくつもの成功事例があります。

内容としましては、農業への興味喚起から、移住、就職までトータルでサポートする取組です。また、ネットワークを全国展開しているため、あらゆる地域から就

農希望者を募ることができます。

市では、この企業と連携し就農希望者に空き家を提供することで、就農、移住、定着の仕組みづくりを行おうと考えています。

現段階では構想に過ぎませんが、全国的に良い事例は参考にし、この企業との連携を図りながら地域と協力し、新規就農者の募集とともに、空き家の利活用による定住促進を図りたいと考えております。

○４番（三角隆史君） この東京の会社と連携を図ることで耕作放棄地が１つでもなくなり、新規就農者が増えることは宇城市の基幹産業でもあります農業に明るい灯を照らし、また空き家の利活用による定住促進にもつながり人口減少に歯止めがかかることになるので、是非とも今後この会社と連携を図っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

耕作放棄地と切り離せない問題が空き家・空き地の問題です。宇城市には空き家バンク制度がありますが、有効な利用方法が見出せない市民の方も多いのではないのでしょうか。人口減少の原因となっています、この空き家・空き地の問題に対して、いま一度有効な対策を企画部長、農業委員会事務局長にお尋ねいたします。

○企画部長（中村誠一君） 本市におきましては、空き家バンク制度により空き家の利活用を進めております。毎年度当初、制度への理解と登録を促す目的で、空き家の所有者に対しまして、空き家バンク登録の案内を送付しております。また、現在、住宅を取得した方へ、家具・家電などの商品や追加の工事代と交換できるポイントを発行する国のグリーン住宅ポイント制度が始まっております。空き家バンクに登録の住宅も対象ということで、登録した住宅を購入した場合には３０万円相当のポイントが付与されます。これを機に、更なる登録件数の増加につなげていきたいと考えております。なお、グリーン住宅ポイント制度につきましては令和３年１０月３１日までとなっておりますが、その事業の終了後は本市独自の改修補助金制度へつなげ、引き続き空き家バンク制度の利活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○農業委員会事務局長（白木太実男君） それでは、空き家と耕作放棄地に関してお答えいたします。

市では、空き家及び空き地の有効活用による都市住民との交流や都市住民の定住の促進を図り、地域の活性化及び景観の保全に資することを目的に、宇城市空き家・空き地バンク制度を推進しております。

しかし、この制度を活用するにあたり空き家に付随する農地が課題となっておりまして、農地を取得するには３０㍍（３反）以上耕作していないと農地が取得できないため、空き家と農地を併せて取得することができない状況にありました。

そこで、企画部と農業委員会事務局で協議を重ねまして、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準を策定しまして、本年２月に宇城市農業委員会総会において承認され、令和３年３月１日から施行しているところでございます。

この空き家・空き地バンク制度に登録された空き家に付随する農地につきましては、農業委員会が指定した農地に限り、別段面積を１畝（１畝）ですが、１畝未満の場合はその面積と定め、空き家とともに取得できるようになりました。

ただし、農地の全部または一部が遊休農地であり、かつ賃借権や農地中間管理権、利用権が設定されていない農地であることが指定の条件となっています。

今後、空き家に付随する農地が有効に活用されていくことで、遊休農地解消及び定住促進につながるものと考えております。

○４番（三角隆史君）　ただいま企画部長と農業委員会事務局長に御答弁いただいたことは、今後の空き家・空き地の問題解決の大きな一助となると思いますので、どうか詳しく、分かりやすく市民の皆様への情報発信をお願いしたいと思います。ここがＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の見せどころではないでしょうか。人口減少の問題は、地方どこにおいても悩ましい問題であります。市長の所信表明におきましても、過疎地でも持続可能な仕組みができれば全国に発信できるような中心的役割を担うこととなり、移住者の増加の一助となると述べられています。まさに、そうなってほしいと願うばかりです。

そこでお尋ねします。過疎地でも持続可能な仕組みとはどういう仕組みなのか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（守田憲史君）　過疎地域対策としては、今年度末で期限を迎える現行の過疎法に代わり、新たな過疎法の今国会での成立が見込まれており、来年度以降も三角地域が引き続き過疎地域の要件に該当するとともに、今、金子代議員とも密接に情報交換・連携をしており、新たに豊野地域がこの法律による国の支援を受けられるようになる見込みです。

新過疎法では、創意工夫による移住者の増加や、革新的な技術の創出といった過疎地域の課題解決に向けた動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成や過疎地域が有する可能性の実現による発展の重要性が示されています。

宇城市が「選ばれる」まちとなるよう、新過疎法の制度を最大限活用しながら、どこでも住み続けられる仕組みづくりを進め、過疎地域の持続的発展のモデルとして全国に発信してまいります。豊野町が過疎地域に指定される予定でございます。

また、三角地域については、国土交通省が整備を進める熊本天草幹線道路の一部、宇土と三角をつなぐ宇土三角道路が来年度中に着手される見通しです。総額７５０億円と言われております。

開通時期は未定ですが、熊本―三角間の所要時間が20分近く短縮され、三角西港をはじめとした地域の活性化につながるものと期待しています。

この宇土三角道路の整備にあたっては、市内に計3か所設置される見込みのインターチェンジへのアクセス道路の整備を、市が担当することになります。3か所のインターチェンジですので、今0.5か所ですね、57号線の天城橋下は天草方面の上り下りというか、入口と出口ですので、あと半分熊本方面への入口と出口をつくって、完結したインターチェンジですから、そこを0.5と考えるならば、あと2.5か所のインターチェンジが建設されます。しかしながら、アクセス道路に関しましては宇城市負担でこの市道をつくらなければなりません。小川のインターチェンジは16億円相当でしたが、そのうち氷川町と分けたので12億円相当の負担でしたが、今回2.5か所三角町に今後アクセス道路をつくらなければなりませんので、相当な財政出動になるところでございます。しかしながら、今後三角地域の活性化に資するよう、推進を進めなければならないと考えております。莫大な金額が必要になるところでございます。これはしっかりと整備しなければなりません。同時に三角町の方々にも、それなりの我慢もお願いするところでございますので、どうぞその点はよろしくお願い申し上げます。

○4番（三角隆史君） 今、熊本天草幹線道路の貴重なお話をいただきましてありがとうございます。本当に地元としても非常に期待をするところであります。

この新過疎法を最大限利用していただき、三角町、豊野町に人を呼び、にぎわいをもたらすことで宇城市が選ばれるまちとなり、熊本県において中心的役割が担えるようお願い、次の公費負担の質問に移ります。

本市における市長選挙、市議会議員選挙におきまして、これまで立候補された方々全て公費負担はなく、自分で賄ってこられたと思いますが、熊本県下14市において、公費負担が認められている市はどこがあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 熊本県内14市において、市長選挙及び市議会議員選挙における選挙運動の公費負担について条例化し施行されている市は、熊本市・八代市・荒尾市・菊池市・合志市の5つの市でございます。

他の市におきましては、財政面での負担が大きいことで進まない市や、今後も条例制定の予定がない市が多く見受けられるような状況であります。

○4番（三角隆史君） 市長及び市議会議員選挙において、公費負担を実施しているのが、熊本市・八代市・荒尾市・菊池市・合志市ということで、熊本市と八代市はさておき、荒尾市・菊池市・合志市は、宇城市と人口規模もほぼ変わらないところであります。

そこで、宇城市といたしましては、今後公費負担についてどうお考えなのかお尋

ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 公職選挙法では、お金の掛からない選挙の実現、立候補者の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段としまして、選挙公営制度が設けられております。

本市では、合併前の宇城西部五町合併協議会における選挙の取扱いの協議事項の調整内容を見ますと、新市議会議員及び新市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する取扱いについて、新市議会議員及び新市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については当面制定しない。その具体的内容は、財政面での負担が大きいことや、税金を選挙運動へ支出することの住民感情から制定している市が少ないとあります。

今回、市長選挙及び市議会議員選挙において、公費負担対象となります自動車・ビラ作成・ポスター作成を基準限度額で試算しますと以下のとおりとなります。

まず、市長選挙においては、自動車7日間・ビラ16,000枚・ポスター241か所を公費負担した場合、立候補者一人当たり100万8,834円となり、仮に2人の立候補者で200万円強の負担となります。

一方、市議会議員選挙において、自動車7日間・ビラ4,000枚・ポスター241か所を公費負担した場合、立候補者一人当たり91万8,714円となり、現在の定数22人に対し、仮に27人の立候補者で算出しますと2,480万円強ということになります。この公費負担額は、前回の市議会議員選挙で支出しました総費用約2,500万円と同額程度となり、公費負担制度を施行することで、これまでの2倍の額の予算が必要となることになります。

なお、公費負担の対象となる得票数は、市長選挙においては候補者の得票数が有効得票の総数の10分の1以上、市議会議員選挙においては議員の定数をもって有効得票の総数を除して得た数の10分の1以上であり、届出のあったもので上限金額以内についての費用が負担されます。前回の市議選を例に例えますと、141票以上得票すれば、公費負担の対象となるということでございます。

様々な地域課題に対し民主的な合意形成を進めていくために、市議会の役割は大変重要なものであると認識しております。引き続き調査研究してまいりたいと思います。

○4番（三角隆史君） それなりに、やはり掛かるということを理解いたしております。宇城西部五町合併協議会とは、平成14年から平成16年に行われていた協議会と捉えていますが、その協議会において当面制定しないという、当面とは一体どのくらいの期間なのでしょう。あれから約20年が経過しており、公費負担についてどちらに舵を切るか考える時期に来ているのではないのでしょうか。投票率の低下に

示されるよう政治離れが進んでいる昨今、冒頭に答弁されましたお金の掛からない選挙の実現、若者の政治への参加を実現するためには公費負担すべきであろうし、また、選挙に貴重な税金を使うとはけしからんという世論が多くを占めるのであれば、公費負担はすべきではないだろうと考えます。とにかく議論を深める必要性を感じます。この議論を今後の議会においても活発に行っていくべきではありますし、また、議会改革特別委員会で議論していただくことも重要かと思います。公費負担の件は今後も問題提起したいと考えています。

次の質問に移ります。宇城市の財政にも影響を及ぼす医療費や介護費、健康で病院にかかる必要がない人が多ければ多いほど、医療費、介護費というコストに悩まされることはないはずです。その市民の皆様の健康づくりに一役かっているのが、さしより野菜事業ではないでしょうか。健康づくり推進課の御努力により、かなり認知度が向上してきたこのさしより野菜事業がもたらした効果についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） さしより野菜事業は平成30年度から本格的に取り組んでいる事業です。その事業の効果につなげるためには、まず認知していただくことが必要です。

住民健診時などの機会に認知度及び実践度についてアンケートを実施したところ、令和2年1月末時点での認知度が80%、そのうち週3日以上実践している人が91.8%でした。

実践効果については、効果が表れるとされている指標の1つに、ヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）の数値があります。平成30年度の住民健診結果データにおけるヘモグロビンエーワンシーの数値において、治療また対策が必要な人の割合が10.56%だったものが、令和元年度には7.74%となっており、2.82%の改善が見られています。

また、さしより野菜事業開始前の平成29年度と事業開始後の平成31年度における住民健診データと、診療報酬明細書（レセプト）データ及びさしより野菜の取組状況に関するアンケートデータを突合・分析し比較したところ、さしより野菜を実践している人の医療費が、実践していない人と比べ約4,000円少なかったという結果が判明しました。

これは、さしより野菜の効果として大きな意味を持つデータだと考えます。とはいえ、健康状態を維持・改善していくには、生活習慣の改善と長期間にわたる実践が伴ってきます。そこで、日頃よりさしより野菜の普及啓発に協力していただいている食生活改善推進員協議会、健康づくり推進員、地域婦人会の皆さんをはじめ、商工会やJAなどともさらに連携を深めながら、さしより野菜事業を全ての市民に

認知していただき、家庭でも飲食店でも、さしより野菜を自ずと実践できるような環境づくりの構築を図ることにより、市民の健康寿命の延伸と医療費の上昇抑制につなげてまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） さしより野菜を実践することで、医療費の減少、健康の増進につながることが実践されつつあります。また、さしより野菜レシピのコンテストがあったりと、楽しく野菜を摂取できる工夫もなされています。こんな健康づくり推進課の御努力に最大限の敬意を表したいと思います。今後も、宇城市民の皆様の健康づくりのために頑張ってくださいことに期待をし、次の質問に移ります。

議長のお許しを得て、3月5日の熊日新聞の記事を皆様のお手元に配布させていただきました。この記事によると、日本の家庭からの食品廃棄量は年間約816トン、一人当たり約64グラムであると書かれています。UNEPは生態系破壊や地球温暖化の原因にもなっていると指摘しています。こういった問題は我が宇城市でも起こっていると考えられます。

そこで、宇城市において食品ロス削減と廃棄物減量化について、今後どういうふうに取り組まれるのかお尋ねをいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 市では、一般ごみ全体の減量化に向けて、環境対策委員の協力を得ながら、各地区で分別収集を実施しております。

食品ロスへ特化した取組といたしましては、フードロス・ゼロプロジェクト事業を立ち上げ、宴席において最初の30分と最後の10分は席に着き、料理の食べ切りを呼び掛ける3010（さんまるいちまる）運動や、わが家のもったいないノートを配布し、このノートにひと月分の捨てた食材の名称・量や理由を記入することで、買いすぎや作りすぎを抑制する活動を推進しています。

また、今年度新たな取組として、飲食店等事業者向けにフードロス・ゼロ宣言店の募集を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今年度の実施は見送り、来年度の実施を計画しております。内容としましては、小盛メニューの提供や食べ残しの持ち帰りを推進し、飲食店へステッカーを配布し協力をいただくものです。

このほか、家庭で消費期限が一定期間迫っている米・レトルト食品・缶詰め等の食品を持ち寄り、フードバンクを通じ、生活困窮者等に食材を提供するフードドライブ活動を令和元年度より本格的に実施しております。

加えて、生ごみ処理容器や水切りバケツ等の購入費の補助を実施し、この取組の一環として、段ボールコンポストの講習会も実施しております。

これらの取組を通して、生ごみ等の減量化に取り組んでおります。

○4番（三角隆史君） 再質問を用意しておりましたが時間が来ましたので。

3月いっぱいを持ちまして定年退職をされる職員の皆様、今まで宇城市のために御尽力され、誠にお疲れ様でした。また大変お世話になりました。今後も何かしら宇城市に関わってこれられると思います。今後も共に宇城市発展のために頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、長谷誠一君の発言を許します。

○17番（長谷誠一君） 皆さん、改めましてこんにちは。会派彩里、議席番号17番、石川議長のお許しをいただき、ただいまから通告による説明をさせていただきます。

先の市長選挙は、まさに信任の見事な結果、2期8年守田市政に対する市民の評価であったと思います。思えば、地球規模のコロナの悪夢は一向に収まりません。何とも言えない世知辛い世の中、ふと、こんな言葉を思い出しました。「山路を登りながら、こう考えた。智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。とかくに人の世は住みにくい」所信表明にありました市民の皆様が、この先をずっと安心して、快適な暮らしができる住みやすさを実感できるまち、宇城市実現のために、市長としての政策に大きな期待を申し上げます。ひと、自然、文化、きらめく未来都市、宇城市。市長就任、今から4年間、令和7年、2025年は、ちょうど宇城市誕生から20年、20歳の成人式でございます。守田市長、頑張ってください。

それでは、公共交通対策についてから質問に入らせていただきます。路線バスに対する補助金の費用対効果についてお尋ねをいたします。令和2年度の当初予算で1億591万8千円を計上されていましたが、利用者1人に対して掛かる金額とその効果についての見解をお聞かせください。

次に、松橋～三角間の無料バス運行の検証結果についてお尋ねをいたします。無料バスの運行には、利用者から運賃を取らない代わりに、市がその運賃を補填されていると思いますが、その金額と利用状況、そしてその社会実験の検証結果をお聞かせください。

その次、3番目に不知火町・小川町で実施されている乗合タクシーの費用対効果について質問をいたします。予約乗合タクシー補助金には、当初予算で588万円

を計上されていましたが、路線バスと同様に利用者1人に対して掛かる金額と、その効果についての見解をお聞かせください。

まずもって、この3点について質問を申し上げます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、まず1点目の路線バスに対する補助金利用者一人当たりの金額とその効果についてお答えいたします。

本市内で運行している路線バスの輸送人員数につきましては、10年前の平成22年の129万人に対しまして、令和2年は70万人ということで、59万人減少しております。減少率で45%に達しております。

これは、人口減少や自家用車の普及などの影響による全国的な減少傾向に加えて、平成28年の熊本地震後は大幅に減少し、その地震の後は微増傾向にありましたが、昨年は新型コロナウイルスによる行動の変化による影響で、熊本地震を上回る減少となっております。

一方、市の路線バスに対する補助金額は、利用者減少のほか人件費や燃料費の高騰による運行経費の増もあって、平成22年の7,600万円から令和2年には1億1,200万円ということで、46%増加しております。輸送人員一人当たりの補助金額につきましても、平成22年の332円から令和2年は654円となっており、この10年で約2倍に増加しています。

しかしながら、路線バスにつきましては、運転免許を持たないお子さんや免許を返納した高齢者の方にとっても、生活をする上で欠かすことのできない大切な社会基盤です。今後、高齢化の更なる進展により、免許返納者の増加も予想されることから、将来にわたり持続可能な地域公共交通を構築し維持するため、引き続き支援を行っていく必要があると考えております。

それから2点目です。松橋―三角間の無料バスの検証結果ということですが、こちらにつきましてお答えいたします。路線バスの無償化社会実験につきましては、昨年4月から9月までの6か月間、松橋産交―三角産交線、大ロ―三角産交線、そして三角産交から出発し、黒崎を経由して、消防の三角分署から金桁、済生会みすみ病院、三角支所前を通して三角産交に帰ってくる黒崎環状線の3系統を対象に実験を行っております。

その間、新型コロナウイルスの影響による小中学校の休校や、緊急事態宣言による外出自粛など、路線バスにとっては厳しい環境の中での実施となりましたが、かえって、小中学校の休校期間と、学校再開後の比較ができるなど、今後の参考となるデータを収集することができております。この社会実験で、市が運賃の補填を行った金額につきましては368万2千円ということになっております。

利用状況につきましては、産交バス株式会社の協力を得て、便ごとの乗降データ、

どの停留所で乗ってどの停留所で降りたかというデータを記録したODデータを提供してもらい、どの時間帯・どの区間に何人の乗車があったかといった利用状況を確認することができました。そのほかにも、9月には土曜日を含む延べ3日間、職員が始発から最終便まで全ての車両に乗り込んで、利用客の方から聞き取りを行いまして、利用目的や利用頻度、利用料金に関する意識調査を行うこともできております。

その結果ですけれども、小中学校が休校となっていた4月、5月の2か月間につきましては、産交バスの三角営業所全体の減少が約4割程度だったのに対して、松橋産交―三角産交線につきましては、無料ということで1割程度の減少になっております。大ロー三角産交線、黒崎環状線につきましては、利用者数が前年と比較して無料だったにもかかわらず、6割から7割程度減少するという結果になっております。

また、バスの乗降データであるODデータの分析からは、平日夕方の便や、日曜祝日の午後の便の利用が少なく、特に日曜祝日の夕方の便では、その便に平均して何人乗車していたかを表す乗車密度が1.0を下回る状況が見られております。これは、運行中に運転手以外1人も乗車していないという区間があるということを示しています。

こうした結果から、大ロー三角産交線、黒崎環状線につきましては、小中学生の通学による利用が大きな割合を占めていること、また区間によっては利用者がほとんどいない曜日・時間帯があることが確認されております。

また、乗り込みによるアンケート調査の結果、利用が少ない午後の便では、運行時間を多少変更しても、時間に融通が利くと思われる帰宅目的の利用者が大半であることが分かっております。

そのほか、利用料金に関する意識調査では、料金が現在の半額程度になれば利用者が増加する可能性があるということも分かっております。

今後、公共交通の在り方を考える上で、これらの結果を参考にしていきたいということ考えております。

最後の3点目です。不知火町・小川町で実施している乗合タクシーの費用対効果についてお答えいたします。

本市における乗合タクシーにつきましては、路線バス廃止に伴う代替え手段として、平成20年から海東方面で、平成22年からは戸馳地区でタクシー事業者による運行を開始しております。その後、平成24年からは、鉄道や路線バスが利用できない交通空白地対策として、不知火町の長崎地区、小川町の小野部田地区で運行が開始されております。現在はこれら4系統で運行をしている状況です。

利用者数につきましては、4系統合計で直近の令和元年度が延べ人数5,967人。これは最も利用者が多かった平成26年度の延べ人数8,255人と比較すると28%程度の減となっています。なお、今年度は新型コロナウイルスの影響で更なる減少が見込まれています。

一方、タクシー会社に対する補助金につきましては、乗合タクシーは事前に予約がなければ運行しないこともありまして、便数も減少しております。令和元年度の補助金額524万円は平成26年度の609万円よりも減少していることに伴いまして、減少率は14%にとどまっております。その結果、利用者一人当たりの補助金額は、平成26年度の739円に対し令和元年度は880円となっており、19%上昇しているところです。

しかしながら、乗合タクシーにつきましても、先ほど説明しました路線バス同様、地域にとって欠かすことのできない大切な社会基盤です。交通空白地を解消し、地域住民の生活を守るため、将来にわたり持続可能な地域公共交通を構築し、維持する上でも乗合タクシーの役割は大きく、今後も利用状況による見直しを行いながら、支援を継続していく必要があると考えております。

○17番（長谷誠一君） 3点について答弁をいただきました。今からもう結論的には人口減少が要因をしているんじゃないかと思いますが、遡ることもう40年ばかり前、私が当時の会社で乗務員をしていた頃には、もう満員通過、満員通過がいっぱいでした。そういう中で補助金を出してまで走らなければいけないというのは、当然沿線住民の足の確保が一番じゃないかと思います。そのような中で、特にこの前行われました三角線、これについては無料であっても乗っていただけないというような状態が続いているわけです。これに対する言うならば行政として宇城市としての取組をどうなさるかが、今後の大きな課題につながっていくんじゃないかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○企画部長（中村誠一君） 三角から松橋線の路線バスについての今後の考え方ということで、宇城市における公共交通の在り方ということですが、そこに暮らす方々にとっては、地域公共交通、乗合バスそれから乗合タクシーはなくてはならないということで考えております。バス会社とかタクシー業者に関係する民間事業者の方には、継続して支援をしていく必要があるということで考えておりますけれども、一方で路線バスの補助金額が1億円を超えるという現状になっております。ということで、市の財政負担が増大しているという状況もあります。議員御指摘のように、このまま補助金を支出し続けるというのはどうなのかということも指摘も受けております。そういった中で、利便性を損なわない範囲で整理・統合を行って、必要な地域を拡充することで、財政負担を抑制しつつ、持続可能な地域公共交通の

体系を構築していくという必要があるということで考えております。

先ほどの無償化の実験の結果を受けまして、三角地域では小中学生の利用が主ということが分かっております。路線バスの代替えということで、スクールバスの導入も考えられます。スクールバスであれば、学校行事に合わせて運行時間も調整できますし、その利便性が向上します。そのスクールバスを出す時間帯の路線バスにつきましては減便が可能ということになりますので、補助金額の軽減につながるということで考えております。

○17番（長谷誠一君） これは、市のこういう補助金を出して、沿線住民の皆さんの足を確保しているということを、やはり市としても沿線の住民の方に知っていただきたいと、また知らせるべきだということも1つあるんじゃないかと思います。そのようなことで、これは私は問題提起をしますけれども、沿線住民の方にこうして交通弱者の皆さんの足を確保していくんだということについて、あなたが払う税金の中からこういう何がありましたよというところまで、分かって知らせるべきであり、また沿線住民の交通弱者の方にもその辺のところを含めてお知らせして、バスの利用につなげていく方法も、ひとつの補助金削減の方に向かっていくのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画部長（中村誠一君） 今のような御指摘の点につきましては、いろんな方法を広報でしっかりと周知を図りながらやっていきたいということで考えております。

○17番（長谷誠一君） よろしく願いをいたしておきます。海東、三角方面の乗合タクシーの件ですけれども、これについて、やはりこれも年々利用者が減っているということについては、利用者減の背景説明をされたことがありますか。

○企画部長（中村誠一君） 今の御質問についてですけれども、現在、乗合タクシーにつきましては、ある一定の基準を下回れば地元の行政区から負担金をもらっているという現状があります。今までのルールで負担金をもらうところに対しては、そういった行政区の負担が出たときには、ちゃんと説明をしまっております。そこは、小野部田地区と長崎地区の2つの交通空白地の乗合タクシーについては、そういった対応をとっております。戸馳、海東方面の乗合タクシーにつきましては、そういった情報の提供、周知の方は現在行っていないというのが現状です。

○17番（長谷誠一君） 乗合タクシー、言うならば民間タクシーを前日に予約するという制度ですので、これについては非常にやはり地元から、利用者からすれば、前日に予約、当日にどうにかできないかという声をよく聞きます。その対応を今までなさったことがありますか。

○企画部長（中村誠一君） 御指摘のとおり、前日の予約ということで乗合タクシーについては、どうしても利便性がちょっと悪いのかなということで考えております。

それをその日の予約でタクシーを利用するということになりますと、通常のタクシーの業務ということになりますので、そちらの方はこれまではそういった考え方はとっておりません。そういった考え方もあるということで、今後は、そういったことも検討していく必要があるのかなということでは考えております。

○17番（長谷誠一君） 今後の課題として、やはりそれについては弱者の足ですね、もう路線バスが廃止されたところ、過疎地域ではそういうことが弱者の足を確保するための課題として、今後も十分と対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次の4番の質問に移らせていただきます。過疎化・高齢化地域における公共交通の在り方について質問いたします。近年、宇城市においても人口の下げ止まりは治まらず、松橋町や小川町の中心市街地以外の過疎化、そして少子化・高齢化が進んでいるように感じています。そのような中で、特に高齢者にとっては、交通安全の面から免許証の返納の風潮もあいまって、交通弱者がさらに増加しているのが現状です。都心とは違い、車が無いと不便な生活を強いられているのが現状でございます。1月17日付けの熊本日日新聞の記事の中で、「免許返納してシニアカーを」という見出しで、高森町が県内で初めて高齢者用電動椅子を貸出すという記事が載っていました。高森町では乗合バスを運行しているそうですが、時間的制約などから利用が低迷しているとの理由で、定員30人で利用者を募集しているとのことでした。宇城市では乗合バスではなく、乗合タクシーですが、それは一部の地域に限定されている制度で、かつ現在の運用状況ではとても費用対効果があるとは思えません。また、路線バスの利用も同様で、とても補助金の額に見合うような効果はないと思います。

そこでお尋ねいたします。宇城市の公共交通政策において、本当に今のままならだらの補助金を流すだけでよいのかお考えでしょうか。また、すぐそこまで迫っている超高齢社会を見据えての政策は検討されているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○企画部長（中村誠一君） まず1点目の公共交通の在り方についてですけれども、繰返しになりますけれども、基本的に1億円以上の補助金を赤字バスの補填ということで出しております。その中のメインは松橋―三角線ということになっております。まずそこにメスを入れて、まず先ほど申しましたODデータ、乗降データがあります。それに基づきまして乗っていない区間ですね、乗っていないダイヤあたりを統合・整理する必要があるのかなということで考えております。それがまず1点目ですね。

それから先ほど申しましたスクールバスにつきましても、スクールバスの代替えを路線バスの代替えでスクールバスを導入いたしますと、経費的にも少なくなると

いう試算が出ております。そういったことを受けて、まずスクールバスに代替えして、その三角－松橋間の路線バスを整理統合するという方法も一応念頭に置きながら、今対策をやっております。それが主な公共交通の在り方になっております。

議員が心配される高齢者の免許返納の対策という点につきましては、熊本県内でバス事業者がありますけれども、そちらで独自に免許返納者が半額で乗車できる免許返納者割引乗車証というものを発行されております。それと合わせて本市では、この割引乗車証の交付を受ける方を対象に、1,500円相当のポイントが付いたくまモンのＩＣカードを進呈しているという取組をやっております。参考ですけれども、令和元年10月の開始以来、今年1月までで合計92件を交付している状況です。

高齢者対策の重要性につきましては十分認識しております。まずは、先ほど申しました補助金削減策を講じた上で、捻出した財源で新しい対策を検討してまいりたいということで考えております。

その際は、路線バスやタクシーなど既存の枠にとらわれずに、例えば福祉施設や病院の車両、個人の自家用車など、あらゆる交通資源を有効に活用するとともに、公共交通を維持するＩＣＴ技術の導入などにつきましても、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○17番（長谷誠一君） もう時間があと2分ほどですので、高森町の件についてもちょっとお聞きしたかったんですけど、次回まで、お互いにキャッチボールしながら詰めていきたいと思います。

最後に、交通弱者は高齢者ばかりではありません。移動手段を持たない市民全てが対象です。これから少子高齢化が加速する中で、この問題はますます深刻化してまいります。路線バスや乗合タクシーの事業の現状、また無料バスの社会実験の成果をお聞きした内容から考えても、現在の交通政策は、私には宇城市の貴重な財源が無駄に垂れ流されているとしか思えません。問題、課題に対する現状報告だけでなく、その結果をこれからの政策にどう生かすかといった方向性が欲しいところがあります。現在、第2次宇城市総合計画の後期基本計画が策定されているところだと思いますが、全ての市民が本当に住みやすさを実感できるよう、現状に満足せず、市長、常に可能性を追求して、この問題についても早急に方向性を示していただけますことを、切に、切に願って、私からの質問を終わります。

時間がまいっておりますけれども、今回退職されます皆さん方、大変本当に冒頭言いましたように、合併から今日、中間職だったと思いますが、最終的には責任の皆様方ばかりでございます。本来ならば、最後の送別会で一献交わしながら振り返ることも一番楽しみじゃなかったかと思いますが、今後の皆さんの健康が宇城市の

健康につながってまいります。議会共々、OBになっても今後の宇城市をよく見守っていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。OBになられる皆さん、大変頑張ってくださいましてありがとうございます。これで終わります。

○議長（石川洋一君） これで、長谷誠一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） おはようございます。5番、彩里、坂下勲です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い質問させていただきます。

まずもって、守田市長におかれましては3期目の御当選おめでとうございます。今後とも宇城市民の安心・安全のためにリーダーシップを発揮し、宇城市の舵取りをよろしくお願いいたします。

さて、松合小学校は明治9年に開校し、明治34年に現在の地に移転しました。学校創立以来9,000人近くの卒業生を輩出し、松合校区の住民から愛され続けた約150年の幕を閉じることになりました。うららかな春の気配が漂う先月2月23日、松合小学校の閉校式が執り行われました。私も松合小学校の卒業生として、いろいろな思いが蘇り、万感こもごも胸に迫るものがありました。松合校区は数年来続く過疎減少は顕著に表れ、戸数の減少とともに年々児童が激減し、平成22年度から複式学級が開設され、今後も継続する見通しであるということで、いよいよ今月、3月31日をもって閉校となります。校舎だけが残ることになることに、惜別の思いがありますが、施設の利活用に対し、どのように考えているのかまずお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 松合小学校の利活用につきましてお答えさせていただきます。

文部科学省の調査によりますと、平成14年度以降、毎年300校から500校の廃校が生まれています。廃校施設は、全国的には、広大な敷地や教室の間仕切り等を生かして、社会教育施設や福祉施設、体験交流施設等に活用したり、さらには、雇用促進を見込んで企業がオフィスを構えたり、大学のサテライトキャンパスとして活用するなど、地域の実情やニーズに合わせた廃校活用が進んでいます。

平成30年度の廃校施設等活用状況実態調査によりますと、現存する廃校施設等のうち、約75%が様々な用途に活用されています。

本市におきましても、廃校施設が多数あり、行政財産として市民の皆様の生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動等の増進を図る生涯学習センターや社会体育施設として、現在活用されています。

松合地域の10年後、20年後を見据えた振興やまちづくりにつなげるためには、民間に貸付・譲渡する場合であっても、歴史ある学校は、地域の核、地域のシンボルという視点が不可欠であると考えております。

令和3年度は、中央図書館・美術館の改修が始まりますので、工事期間中は蔵書等の保管場所、図書の整理作業の場として、また、中央図書館とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の移転準備事務所として、松合小学校を利用する予定にしております。

令和4年度以降の利活用にあたっては、地域のニーズを把握しながら、地域に活力を与える廃校復活に努力してまいります。

○5番（坂下 勲君） 松合校区の特色を生かし、また松合小学校が地域の核、地域のシンボルとなり、地域に活力ある廃校の利活用を研究してください。

現在、松合小学校は、指定緊急避難所として指定されていますが、今後、指定管理者などで校舎、体育館などが民間運営になった場合に、指定緊急避難所として運用できるのかお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 松合地区の指定緊急避難所は、農業就業改善センター、松合体育館、それに松合小学校体育館の3施設ですが、農業就業改善センターの解体に伴い、今期から松合体育館と松合小学校体育館の2施設になっております。

施設の管理運営が指定管理者になったら、避難所として運用できるのか、という質問ですが、令和4年度以降の利活用や管理運営方法がまだ決まっておりませんので、現状の施設のお話をさせていただきます。

現在、ウイングまつばせが指定管理者の管理運営となっておりますが、非常時にはこれまで松橋町の主要避難所として利用してきました。これは施設の管理運営業務を市が民間等へ委託する際に、天災等による避難所として利用する場合は、市に優先的に使用させるものとするという、施設の優先使用を管理運営業務を委託する際の要件として、協定書の中にうたっております。

指定緊急避難所として運用できるかできないか。いずれにいたしましても、令和4年度以降の校舎・体育館の利活用方法がまだ決まっておりませんので、指定緊急避難所としての運用の方向性は、利活用の方法によるものが大きく影響するものと考えております。

○5番（坂下 勲君） 災害はいつ何時発生するか分かりませんので、いつでも指定緊急避難場所として利用できるようにしておいてください。会派の研修で、高知県室戸市の廃校水族館を視察しました。プールをウミガメの水槽に使用し、校舎を水族館にしたユニークな展示が人気となっています。また、鹿児島県鹿屋市の体験型宿泊施設、大分県佐伯市の水耕栽培施設など、全国各地で廃校の有効活用が行われております。近年、若年人口の減少で、学校の統廃合が相次ぎ、廃校が増加し、自治体にとって廃校施設の有効活用が喫緊の課題となっております。現在、企画部を中心に、地方創生事業の一環として平成30年に松合千軒協議会を設立し、農泊事業、縁側カフェ、古民家カフェ、朝市の前日からの宿泊など着手する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、事業がストップしている状況であります。コロナが終息した場合、小学校を含めたところで連携し、松合地域の活性化につなげていく考えはないかお尋ねします。

○企画部長（中村誠一君） 松合地域の活性化の事業の一環ということで、今議員話されました松合地区の農泊事業につきましてですけども、コロナの終息時期が定まらず先行きが不透明な中ですが、施設整備を進めるのはそういった状況もあって難しい状況となりました。そのため、今年度は、コロナの終息後を見据えて、松合地区の魅力を発信すべく、ホームページや動画の製作を行っております。

なお、施設整備につきましては、農林水産省の繰越承認を受け、次年度に実施される予定としておりますので、今後は、農泊事業を進めながら、関係部署と協議を行い、松合地区の活性化を図っていきたいということで考えております。

こういった取組を進めるにあたって、松合小学校施設については、現時点では令和4年度以降の利活用方法というのは決まっておりますけれども、歴史ある松合小に対する地域の皆様の思いや、地域活性化についての意向を踏まえながら、松合地区の皆様と一緒に盛り上げていけるような地域活性化につながる取組について、関係部署と連携・協議しながら、調査研究を進めてまいりたいということで考えております。

○5番（坂下 勲君） 今後は、土蔵造り白壁のまちと松合小学校閉校施設をタイアップさせ、観光客、移住・定住者の増加のためにも、是非教育部と企画部が連携を密にして、松合校区の地域活性化に努めてください。

次に移ります。本市には三角グラウンドをはじめ、グラウンドが9か所あります。中でも障がい者の利用状況を調べてみますと、利用状況が把握できないのが現状です。おそらく利用者は少ないと思われます。なぜ、社会体育施設の利用が少ないのか、本市としてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） 市内グラウンドの実際の利用においては、宇城市身体障が

い者福祉協議会が、グラウンドゴルフ大会を年に数回実施しておられます。また、施設利用状況におきましては、個人名による利用申込みに際して、障がいの有無まで聞き取っていない関係から、利用の実態を把握できない状況でございます。

今後も、障がい者団体で主催されます各種スポーツ大会やレクリエーションを支援し、健康の維持増進と交流の促進を図るとともに、誰もが支障なく安全に利用していただくよう、施設の環境改善にも努めてまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 障がい者団体が主催する各行事を支援し、誰もが安全に利用できるように、施設の環境改善に努めてください。

平成29年3月策定の第2次宇城市総合計画の中で、「住み続ける」まちづくりを目指しての中で、障がい者福祉サービスの充実を図るために、障がいのある人の生きがいつくりや生活の質の向上を目的に、気軽に参加できるスポーツやレクリエーション、文化活動を障がい者団体などと連携し充実させますとなっておりますが、本市として、具体的に施策を示すべきと思いますがお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほどの答弁にもございましたが、市内の障がい者団体では、障がい者相互の交流、社会参加の促進を目的に、市内の社会体育施設を利用してスポーツ大会やレクリエーション活動を実施されています。

市ではこのような活動に対して、引き続き団体と連携を取り、障がい者が生きがいを持って生活できるよう支援を行ってまいります。

○5番（坂下 勲君） 先ほど教育部長の答弁にもありましたように、施設の環境改善に努めるということですので、気軽に参加でいるスポーツ大会やレクリエーション活動を障がい者団体と今まで以上に連携を図り、社会体育施設の有効利用を行ってください。

不知火グラウンドを例に挙げますと、車いすが簡単に入れない、また身障者トイレが無いなど、グラウンドに行こうと思うがなかなか行けない状況でありますので、まずは身障者トイレを設置すべきではないか。また市長は、「福祉」のまちづくりを挙げておられますが、この件に関しては、早急に対策を講じるべきと思いますが、市長どうですか。お尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 年齢、性別、能力、障がいの有無にかかわらず、社会参加や交流の場として親しめるよう、安全で安心して利用できる体育施設の提供を行ってまいります。

○5番（坂下 勲君） スポーツ振興計画の中でも、スポーツ施設の老朽化や市民の要望などを把握し、計画的に改修・改善による整備を進め、誰もが気軽にスポーツに楽しむことができる充実した環境づくりに努めるとなっておりますので、危険箇所の早期把握とともに、早期修繕・改修を是非実施してください。

新型コロナウイルスの感染が、熊本県内で初めて昨年1月21日に確認されてから1年になります。文科省は令和2年2月18日、学校における新型コロナウイルスに関連した感染対策についての通知で、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染対策の徹底、学校行事などにおける感染予防対策などを通知しております。本市として、ハード面・ソフト面でどのような感染防止対策を講じているかお尋ねします。

○教育部長（吉田勝広君） 学校における感染防止対策についてお答えいたします。

現在の各学校における新型コロナウイルス感染症防止対策については、国が発出しています、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき感染防止対策に取り組んでおります。また、家庭と学校が連携をしながら取組を進めているところでございます。家庭では、毎朝検温を行い、健康チェック表を提出していただいています。学校では、マスク着用などの新しい生活様式の定着に向けて、児童生徒への指導を進めております。また、教職員やスクール・サポート・スタッフによる教室等の換気や消毒を徹底しております。

授業におきましては、合唱など感染リスクの高い学習活動については、地域の感染レベルを踏まえ、座席の間隔や頻繁な換気などの感染対策を講じながら徐々に実施をしているところであります。

また、感染症対策の学校教育活動の継続を支援するため、国の補助金を活用し、保健衛生用品や換気を徹底するための機器の購入等を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するよう実施しているところです。

○5番（坂下 勲君） 今まで以上に家庭と学校が連携し、感染防止対策に努め、市としても感染防止対策の学校教育活動の支援をするため、保健衛生用品や換気を徹底するため、機器の購入などの予算措置を行ってください。

自動水栓とは、近赤外線センサーで人の手を感知し、その信号で電磁弁を開閉することにより、非接触で突出する手洗い蛇口のことです。利便性はもとより節水や衛生面などのメリットから、病院、学校、工場、公共施設、コンビニエンスストア、ファミリーレストランの厨房など、不特定多数の人が利用する施設に多く導入されています。自動水栓には、2つの大きなメリットがあります。1つ目は、節水に非常に効果的であること、手動水栓のときより水量を削減できること。2つ目のメリットは、衛生管理に有効であること。菌やウイルスの付いた手をせっかく洗っても、蛇口を閉めるときにはまたハンドルを触って衛生管理にはなりません。学校教育現場においても、いろんな新型感染防止対策を講じておられますが、手洗い場の水道の蛇口は手動がほとんどであります。蛇口付近に手をかざすことで水が出る非接触型の自動水栓を導入することで、いろんなウイルス感染防止につながると思います。

是非推進するべきと思いますが、その考えはありませんか、お尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 自動水栓の設置についてお答えいたします。

御質問の学校における手洗い場等の自動水栓化につきましては、非接触による手洗いが可能となることで、感染症防止対策として、議員が話されましたとおり、非常に有効な対策であるということは認識いたしているところであります。

しかしながら、全ての学校の手洗い場等の自動水栓化を図るには、当然ながら多額の費用が必要となります。実態調査を行いましたところ、約2,500基の手動式があるということが判明いたしました。

現在、本市におきましては、老朽化に伴う学校校舎や体育館等の建替え事業、それから校舎等トイレの洋式化・乾式化を進めておりますので、まずはこれらの事業を優先的に整備したいと思っております。当面は、現在の学校における取組の徹底により、感染症防止対策を図りたいと考えております。

今後は、国の補助金等の動向を見据え、各種事業の優先順位を定めた上で、教育環境の整備に努めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 子どもたちの未来のため、また本市は教育のまちを掲げていますので、安心して教育に取り組むためにも改善が必要かと思えます。新型コロナウイルスの感染拡大で、非接触型水栓の導入への意識はさらに高まっています。国も感染防止や予防のための整備に補助金を出しているので、活用し改修を是非行ってください。教育長何かありませんか、急に振りますけれども。

○教育長（平岡和徳君） 大変貴重な御意見をありがとうございます。部長も申しましたとおり、感染予防については、非常に有効な対策ということを確認しております。ただ、今おっしゃられましたように、国の予算等を検討しながら、さらに子どもたちの安心・安全、教職員の働く環境の充実のために研究してまいりたいというふうに思っております。

○5番（坂下 勲君） 是非よろしくお願いいたします。

令和3年、市長の施政方針の中で6つの基本構想を挙げておられ、中でもコロナの克服、教育のまちづくり、Society 5.0社会の実現を特に取り組み、また市民の暮らしを守り、宇城市に住んでよかった、子育てするなら宇城市、ふるさと宇城市に住み続けたいと思えるような笑顔あふれる開かれた市政を目指すと述べられております。宇城市長として2期8年の実績を生かし、市民が安心して快適な暮らしができる、住みやすさを実感できるまち宇城の実現に向け、全力で頑張ってください。

最後になりましたが、今月末で退職される執行部の11人の皆様におかれましては、長きにわたり宇城市発展のために御尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

今後、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第２ 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日２０日及び明後日２１日は市の休日のため、来週２２日月曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日２０日から来週２２日月曜日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後０時００分

第 7 号

3 月 23 日 (火)

令和3年第1回宇城市議会定例会（第7号）

令和3年3月23日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1	議案第30号	令和3年度宇城市一般会計予算
日程第2	議案第31号	令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第32号	令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第4	議案第33号	令和3年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第5	議案第34号	令和3年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第6	議案第35号	令和3年度宇城市水道事業会計予算
日程第7	議案第36号	令和3年度宇城市下水道事業会計予算
日程第8	議案第37号	令和3年度宇城市民病院事業会計予算
日程第9	同意第2号	教育委員会委員の任命について（植田 康介氏）
日程第10	選挙第2号	宇城市選挙管理委員会委員の選挙
日程第11	選挙第3号	宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙
日程第12	選挙第4号	熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第13		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
日程第14		各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永 木 誠 君	3番 山 森 悦 嗣 君
4番 三 角 隆 史 君	5番 坂 下 勲 君
6番 高 橋 佳 大 君	7番 高 本 敬 義 君
8番 大 村 悟 君	9番 福 永 貴 充 君
10番 溝 見 友 一 君	11番 園 田 幸 雄 君
12番 五 嶋 映 司 君	13番 福 田 良 二 君
14番 河 野 正 明 君	15番 渡 邊 裕 生 君
16番 河 野 一 郎 君	17番 長 谷 誠 一 君
18番 入 江 学 君	19番 豊 田 紀代美 君
20番 中 山 弘 幸 君	21番 石 川 洋 一 君

22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
企 画 部 長	中 村 誠 一 君	市民環境部長	杉 浦 正 秀 君
健康福祉部長	那 須 聡 英 君	経 済 部 長	稼 隆 弘 君
土 木 部 長	原 田 文 章 君	教 育 部 長	吉 田 勝 広 君
会 計 管 理 者	林 田 順 子 君	総 務 部 次 長	元 田 智 士 君
企 画 部 次 長	天 川 竜 治 君	市民環境部次長	浦 田 敬 介 君
健康福祉部次長	岩 井 智 君	経 済 部 次 長	黒 崎 達 也 君
土 木 部 次 長	梅 本 正 直 君	上下水道局長	大 塚 和 博 君
教育部次長	豊 住 章 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	濱 口 博 隆 君	小 川 支 所 長	中 村 義 宏 君
豊 野 支 所 長	園 田 郁 夫 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君	監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 30 号 令和 3 年度宇城市一般会計予算

日程第 2 議案第 31 号 令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 32 号 令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 33 号 令和 3 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 34 号 令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 6 議案第 35 号 令和 3 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 7 議案第 36 号 令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算

日程第 8 議案第 37 号 令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算

○議長（石川洋一君） 日程第 1、議案第 30 号令和 3 年度宇城市一般会計予算から、日程第 8、議案第 37 号令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算までを一括議題とします。

去る 3 月 11 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 30 号宇城市一般会計予算の本庁舎大規模改修工事費について、委員から「令和 3 年 5 月に一部仮移転との説明であるが、改修工事中に移転が必要な部署と、その移転先は」との質疑に対し、執行部から「不知火支所の 1 階に商工観光課、2 階に教育部、3 階に経済部及び農業委員会事務局を移転させる。また、小川支所には企画部を移転させる予定である。市のホームページや広報紙などで市民に周知する」との答弁がありました。

次に、消防団員報酬について、委員から「消防団員の減少は、報酬が少ないことも一因ではないのか」との質疑に対し、執行部から「ここ数年の団員数は横ばい状態で、本市の報酬や費用弁償、活動補助金は、総合的に見て県内自治体と比較しても高い方ではある。しかし、国からも報酬増額を検討するよう通知が出されている

ので、調査検討したい」との答弁がありました。これに対し、委員から「他市と比較するのではなく、本市が地域消防の底上げをリードしてほしい。そのための報酬増額ならば、市民も議会も理解するのではないか」との意見がありました。

次に、地域おこし企業人交流プログラムについて、委員から「事業内容は」との質疑に対し、執行部から「包括連携協定を結んでいる日本航空株式会社 JAL から企画業務に優れた社員を受け入れ、本市のブランド推進、商品の新規開拓及び既存資源の活用をさらに進める」との答弁がありました。

次に、広聴広報費について、委員から「広報うき『ウキカラ』が、熊本県広報コンクールのグランプリを2年連続で受賞したことは、執行部も並々ならぬ努力があったと思う。高く評価する」との意見がありました。

最後に、議案第34号奨学金特別会計予算について、委員から「本市の奨学金制度は、国の奨学金制度との併用を認めていない。申請者が減少している現状を打開するため、併用を容認してはどうか」との質疑に対し、執行部から「併用を容認すれば、学生が卒業と同時に、より多額の借金を背負うことになることを懸念する。しかし時代に合わせた見直しは必要と感じており、新しい制度設計を予定している」との答弁がありました。これに対し、委員から「特別会計を設けている以上、市民に利用してもらえる制度をつくり上げるべき。コロナ禍で進学をあきらめる学生もあり、国も給付型を行っている。給付型を若い人への投資と考え、本市で就職した場合には返済不要とするなど、若い人が宇城市に帰ってくるような制度をつくられたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件については全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第30号令和3年度宇城市一般会計予算の観光費の三角西港観光施設指定管理業務委託料について、委員から「三角振興株式会社への委託料だと思うが、現在の業務内容はどのようなものか。また、今後はどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部から「現在は、不動産の管理・賃貸・あっせん及びトイレの清

掃が主な業務になっている。管理業務のみのため、今後は2年後をめどに三角振興株式会社を解散し、その後は市直営での管理運営を行っていく」との答弁がありました。また、委員から「観光物産協会等への管理委託は考えられないか」との質疑に対し、執行部から「施設等は県の所有であるため、今後県と協議し検討したい」との答弁がありました。

次に、ほ場整備事業費について、委員から「国営ほ場整備事業の進捗状況及び今後については」との質疑に対し、執行部から「現在、本同意が97%であり、昨年11月末に農林水産省の正式な採択が決定した。令和3年度からは、先行2地区（浅川・南豊崎地区）について実施設計を行い、令和4年から6年に工事を行う予定である。他地区についても順次進めていく。事業の整備内容については、より高度なものにしていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、公園費の公園管理について、委員から「公園トイレの洋式化はどれくらい進んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「洋式化には取り組めていない状況であり、利用が少ない公園トイレについては廃止している状況にある。しかし、今後は、人が多く集まる公園については、洋式化を検討していきたい」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件は全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第30号一般会計予算の固定資産税について、委員から「農家の償却資産の対象は」との質疑に対して、執行部から「軽自動車税が課税されているトラクター等や、家屋として取り扱われる倉庫以外のもので、減価償却台帳に記載されている資産が対象である。例えば、ビニールハウス、井戸、選別機等が該当し、課税標準額の1.4%が課税される」との答弁がありました。また、委員から「償却資産の申告数を旧町別で見たときに、大きな差があり不公平感がある。これについてはどう対処していくのか」との質疑に対し、執行部から「平等な課税を目指し、先進地である天草市、八代市を参考に計画的に調査を実施し、周知徹底の上、資産

税課税に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、議案第31号国民健康保険特別会計予算について、委員から「歳入を見ると、県支出金が多くを占めているにもかかわらず国保税額が高く感じるが、それはなぜか」との質疑に対し、執行部から「県支出金の多くは、国費が原資の保険給付に充てる普通交付金である。税額決定に至る基本的な考え方は、これら公費負担だけでは賄えない不足する分を被保険者で負担するというものである。ただ、次年度の本市税率は、コロナ禍の被保険者の所得状況を踏まえ、県公表の税率を用いず据え置くことが妥当と判断した」との答弁がありました。

質疑が終結し、討論の有無を諮りました。討論では、「ほかの被用者保険の保険料と比べると国保税は高すぎる。法定外繰入れをしてでも税額を抑えるべきと考えるため、この予算案については反対する」との反対討論がありました。

次に、議案第33号介護保険特別会計予算について、委員から「基金積立額に余裕があるようだが、次期介護保険料を引き下げることにはできないのか」との質疑に対し、執行部から「長期的な視点で、保険料の変動を抑え、被保険者の負担平準化を考慮した。第8期のみを考えれば低廉な保険料の設定も可能ではあったが、第9期以降も考慮した中で保険料を据置きすることとした」との答弁がありました。

質疑が終結し、討論の有無を諮りました。討論では、「負担公平性の観点から、これまで納付した被保険者へ還元することが望ましいため、基金の使途については反対する」との反対討論がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件は全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第30号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋でございます。ただいま議題となっております、議案第30号令和3年度宇城市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

私は、図書館という教育施設を利益追求を必須とする株式会社に民間委託することには反対です。この予算には、来年4月から民間委託するための関連予算が含ま

れてます。また、本来市民との大事なつながりを果たし、個人情報など重要な事案を扱う窓口業務は、民間委託にはそぐわないにもかかわらず、民間委託で経費節減がなされたとして、令和３年度も民間委託を継続する予算になっています。県から受け入れている派遣人員についても、本当に市民のためとは思われない人件費の計上もあります。農業予算や老人福祉に関する予算についても、それらの事業を本当に推進する予算にはなっていないと考えます。

このような理由で、議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算には反対をいたします。議員諸氏の賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（石川洋一君） これで、議案第３０号に対する討論を終結します。

これから、議案第３０号令和３年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３０号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３１号から議案第３７号までの討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第３１号令和３年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３２号令和３年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第３３号令和３年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。

採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３４号令和３年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３５号令和３年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３６号令和３年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対

の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第３７号令和３年度宇城市民病院事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第３７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第９ 同意第２号 教育委員会委員の任命について（植田 康介氏）

○議長（石川洋一君） 日程第９、同意第２号教育委員会委員の任命について（植田康介氏）を議題とします。

これから、同意第２号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第２号教育委員会委員の任命について（植田康介氏）を採決します。採決は、起立によって行います。同意第２号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石川洋一君） 起立全員です。したがって、同意第２号はこれに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第１０ 選挙第２号 宇城市選挙管理委員会委員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第１０、選挙第２号宇城市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。宇城市選挙管理委員会委員に、松浦和子さん、橋本恒廣君、岩岡直久君、山下長次君、以上4人を指名します。

お諮りします。議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員に当選されました。

—————○—————

日程第11 選挙第3号 宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第11、選挙第3号宇城市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。宇城市選挙管理委員会委員補充員に、第1順位相藤春陽さん、第2順位蛇島幸雄君、第3順位岩岡邦明君、第4順位佐藤増雄君、以上4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4人を宇城市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が、宇城市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

-----○-----

日程第 1 2 選挙第 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第 1 2、選挙第 4 号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、石川洋一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石川洋一を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました石川洋一が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、会議規則第 3 1 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

一言御挨拶を申し上げます。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に御推選をいただきまして、誠にありがとうございました。後期高齢者医療は、非常に厳しい状況にあることも皆様方御承知のとおりでありますし、本市の医療体制も厳しい。こういった中で、後期高齢者は 2 0 2 5 年問題も含めまして、団塊の世代の方々が 7 5 歳を迎える時期がやがてまいります。先ほどの議論の中でも介護保険について 8 期目より 9 期目を考えるといった考え方が今出ておりまして、非常に介護と医療、逼迫した状態が続いていると。緊張感を持って、この議員として皆様方の負託に応えるよう頑張りたいというふうに思っております、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

-----○-----

日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第 1 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

てを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第14 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第14、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布をしておりますとおり所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時30分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 石川 洋一 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 5 号	令和 2 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 1 7 号	宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 8 号	宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 2 0 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三角センター解体工事）	可 決
議案第 2 1 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（不知火小学校校舎新築工事）	可 決
議案第 2 2 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター新築工事）	可 決
議案第 2 3 号	財産の取得について（デジタル複合機）	可 決
議案第 2 4 号	財産の取得についての議決の一部変更について（宇城市学校給食センター厨房機器）	可 決
議案第 3 8 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決

請願第 1 号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の 前進を求める請願	不採択
---------	---------------------------------------	-----

宇城市議第 5 8 6 号
令和 3 年 3 月 1 6 日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 0 号	令和 3 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 4 号	令和 3 年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議第 5 6 4 号
令和 3 年 3 月 8 日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 6 号	令和 2 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 7 号	令和 2 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 9 号	松橋駅地域交流センター条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 6 号	宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 9 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について （長崎久具線交付金道路改良第 2 号工事）	可 決
議案第 2 5 号	権利の放棄について（市営住宅家賃等）	可 決
議案第 2 6 号	権利の放棄について（水道料金）	可 決
議案第 2 7 号	宇城市市道路線の廃止について	可 決

議案第 2 8 号	宇城市市道路線の認定について	可 決
議案第 2 9 号	指定管理者の指定について（宇城市不知火温泉ふるさと交流センター）	可 決
議案第 3 8 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 8 号）	原案可決

宇城市議第 5 8 6 号
令和 3 年 3 月 1 6 日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 0 号	令和 3 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 5 号	令和 3 年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第 3 6 号	令和 3 年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議会議長 石川 洋一 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 2 号	令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 3 号	令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 4 号	令和 2 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 8 号	令和 2 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 0 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 3 号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案第 1 4 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
-----------	---	------

宇城市議第 5 8 6 号
令和 3 年 3 月 1 6 日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 3 0 号	令和 3 年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第 3 1 号	令和 3 年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 2 号	令和 3 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 3 3 号	令和 3 年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 3 7 号	令和 3 年度宇城市民病院事業会計予算	原案可決

令和3年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																				議長のため 表決には 加わりません。	審議 結果	賛 成	反 対	
	1 欠員	2 永木 誠	3 山森 悦嗣	4 三角 隆史	5 坂下 勲	6 高橋 佳大	7 高本 敬義	8 大村 悟	9 福永 貴充	10 溝見 友一	11 園田 幸雄	12 五嶋 映司	13 福田 良二	14 河野 正明	15 渡邊 裕生	16 河野 一郎	17 長谷 誠一	18 入江 学	19 豊田 紀代美	20 中山 弘幸					
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第26号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第2号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第1号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第7号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第3号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第6号 令和2年度宇城市水道事業会計補正予算(第3号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計補正予算(第3号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算(第4号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第9号 松橋駅地域交流センター条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第10号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第11号 宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第12号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	1
議案第13号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第14号 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第15号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第16号 宇城市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第17号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0

議長のため表決には加わりません。

令和3年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
		欠員	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	大村悟	福永貴充	溝見友一	園田幸雄	五嶋映司	福田良二	河野正明	渡邊裕生	河野一郎	長谷誠一	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一	岡本泰章			
議案第18号 宇城市立グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	20	0
議案第19号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(長崎久具線交付金道路改良第2号工事)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	19	0
議案第20号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(三角センター解体工事)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	可決	18	0
議案第21号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(不知火小学校校舎新築工事)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	19	0
議案第22号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について(宇城市学校給食センター新築工事)			○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	可決	17	0
議案第23号 財産の取得について(デジタル複合機)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	20	0
議案第24号 財産の取得についての議決の一部変更について(宇城市学校給食センター厨房機器)			○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	18	0
議案第25号 権利の放棄について(市営住宅家賃等)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	20	0
議案第26号 権利の放棄について(水道料金)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	20	0
議案第27号 宇城市市道路線の廃止について			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	20	0
議案第28号 宇城市市道路線の認定について			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	20	0
議案第29号 指定管理者の指定について(宇城市不知火温泉ふさと交流センター)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	可決	19	0
議案第30号 令和3年度宇城市一般会計予算			○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	棄		○	原案可決	17	1
議案第31号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計予算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	19	1
議案第32号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	19	1
議案第33号 令和3年度宇城市介護保険特別会計予算			○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	18	2
議案第34号 令和3年度宇城市奨学金特別会計予算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	20	0
議案第35号 令和3年度宇城市水道事業会計予算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	19	0
議案第36号 令和3年度宇城市下水道事業会計予算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	原案可決	20	0

令和3年第1回定例会 賛否一覧表 ○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	欠員	1 永木誠	2 山森悦嗣	3 三角隆史	4 坂下勲	5 高橋佳大	6 高本敬義	7 大村悟	8 福永貴充	9 溝見友一	10 園田幸雄	11 五嶋映司	12 福田良二	13 河野正明	14 渡邊裕生	15 河野一郎	16 長谷誠一	17 入江学	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一	21 岡本泰章			
議案第37号 令和3年度宇城市民病院事業会計予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第38号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第8号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
請願第1号 国の責任による「20人学級」を展望した 少人数学級の前進を求める請願		●	●	棄	○	○	棄	●	●	棄	●	●	●	棄	●	●	棄	●	●	○	○	○	不採択	4	11